

官報

号外
国会議録

令和七年四月十六日

○第二百十七回 参議院會議録第十三号

令和七年四月十六日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十四号

令和七年四月十六日

午前十時開議

第一 自殺対策基本法の一部を改正する法律案
(厚生労働委員長提出)

第二 港湾法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(関口昌一君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、
情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案について、提出

者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。武藤容治経済産業大臣。

〔国務大臣武藤容治君登壇、拍手〕

○国務大臣(武藤容治君) ただいま議題となりました情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

生成AIは、我が国の産業が革新的な製品・サービスを創出し、経済成長を実現するとともに、人口減少による構造的な人手不足等の社会課題を解決するために不可欠な技術であります。また、生成AIの利活用急速な拡大に伴う計算需要の大幅な増加に対応し、生成AIの社会実装に関する他国への依存を低減するためには、国内において、半導体・データセンター等のハードウェアと生成AI等のソフトウェアが相互に連携の上、高度化していくエコシステムを構築することにも、生成AI等のデジタル技術の利活用促進を牽引するデジタル人材の育成を進めることが急務であります。

加えて、半導体産業は、世界需要がこの十年で大きく増大する成長産業であり、経済効果も極めて大きく、既に投資・雇用・賃上げを通じた地域経済の大きな牽引役となっております。

諸外国においては、半導体・AI産業を基幹産業とすべく、必要な財源を確保しながら大胆な支援策を展開しているところ、我が国においても半導体・AI分野の大規模な官民投資を誘発することで、その成長需要を取り込むとともに、各産業の国際競争力の強化につなげていくことが必要です。こうした状況を踏まえ、情報処理の高度化を推進するための環境の整備を図るため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。まず、情報処理の促進に関する法律の一部改正です。

第一に、指定高速情報処理用半導体の生産を安定的に行うために必要な取組について、その実施に必要な資金の出資や施設・設備の現物出資、必要な資金の借入れに関する債務の保証等の支援措置を講じます。また、これらの支援措置の対象となる者は、公募により選定し、これらの支援措置に関する業務は、独立行政法人情報処理推進機構が行います。

第二に、独立行政法人情報処理推進機構の業務に、情報処理サービス業を営む会社が大量の情報につき高速度での処理を行うことができる性能を有する設備の導入を行うために必要な資金に関する債務を保証することを追加します。

第三に、独立行政法人情報処理推進機構の業務に、情報処理に関する業務を行うために必要な専門の知識及び技能を有する者を養成し、及びその資質の向上を図ることを追加します。

第四に、政府は、令和七年度から令和十二年度まで、先端的な半導体の安定的な生産の確保等の施策に関する措置に必要な財源について、エネルギー対策特別会計の負担において、公債を発行することができるものとし、その償還等に必要なる財源に充てるため、財政投融资特別会計の投資勘定から、エネルギー対策特別会計において今般創設

する勘定へ繰り入れることができるものとし、また、特別会計に関する法律の一部改正です。

次に、エネルギー対策特別会計に、先端半導体・人工知能関連技術対策を追加し、先端半導体・人工知能関連技術勘定を創設した上で、独立行政法人情報処理推進機構に対する出資金等の歳入歳出項目を規定します。

第二に、今般追加する対策に必要な財源に充てるため、エネルギー需給勘定及び一般会計から今般創設する勘定へ繰り入れることができるものとします。

以上が、本法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(関口昌一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。古賀之士君。

〔古賀之士君登壇、拍手〕

○古賀之士君 憲法民主・市民・無所属の古賀之士です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案について質問いたします。

冒頭、米国防務省による関税政策について、林官房長官にお尋ねをいたします。

四月九日に発動される予定だった米国防務省による相互関税は、一旦九十日延期されました。ただ、今この瞬間も世界各国は対応に追われております。最新の日本の交渉状況、また今後の見通しについてお尋ねをいたします。

この法案は、今お尋ねした米国防務省との関係構築、前へ進むことが前提条件となります。米国防務省の政策において、科学や技術の進歩によって社会課題を解決する革新的な技術、いわゆるディープレックに資する半導体産業は大きな柱

令和七年四月十六日 参議院會議録第十三号

議事日程追加の件 情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

であり、安全保障上も極めて重要です。日米双方の安全保障上の観点から、武藤経済産業大臣はどのように日本と米国の半導体産業を考えているか、お答えください。

半導体産業は、ますます世界に欠かすことができない時代になりました。スマートフォン、その情報を扱うデータセンター、自動車や家電製品、ありとあらゆる生活シーンでもはや誰もがその影響や恩恵を受けています。

恩恵といえば、実は今、国民の皆様、議場の皆様にお伝えしているこの質問原稿も、私のしゃべる言葉をスマートフォンが聞き取って瞬時に文字起こしをしてくれたものです。ありがたい半導体、質問原稿作成になくてはならない存在になりました。口述筆記をしてくれたそのスマートフォンですが、おとし発売されたもので、半導体は今海外製です。

今回取り上げるのは、私のスマートフォンに搭載されている半導体、現在は三ナノですが、それを更に上回る二ナノの次世代半導体の国内産業支援に向けた法律の改正案です。二ナノを目指す次世代半導体は、国内で生産する意義は何でしょうか。経済産業大臣に伺います。

半導体の製造に関しては、TSMCが米国に投資し、工場建設の計画があるなど、激しく厳しいグローバルな競争にさらされることが予想されています。その際、我が国の次世代半導体を買ってもらえるのは、どんな国やエリアを想定されていますか。経済産業大臣にお尋ねいたします。

かつての我が国の半導体産業について、栄光と、残念ながら凋落の歴史に触れておかなければなりません。かつては日の丸半導体と言われ、飛ぶ鳥を落とす勢いでした。一九七九年に出版された米国エズラ・ヴォーゲル氏の著書「Japan as No.1」の象徴的な産業で、一九八八年には世界シェアの実に五〇%以上を占めていました。

しかし、昨年、令和六年、二〇二四年のシェアは七%台にまで落ち込んでいます。主な凋落要因として、日米貿易摩擦、設計と製造の水平分業の失敗、デジタル産業化の遅れ、国内企業の投資縮小と海外の国家的事業育成などが挙げられます。このような過去の半導体政策の反省を踏まえた上で、今後の半導体政策についてどう臨もうとしているのでしょうか。経済産業大臣にお聞きいたします。

既に有力とされている北海道の企業に対し、昨年度までに上限九千二百億円の公的支援が決定しています。その有力企業では、令和九年、二〇二七年量産開始に向けて、最先端半導体の技術開発ではIBMとの共同研究を行っていると言われてい

ます。その進捗状況はいかがでしょうか。経済産業大臣に伺います。政府や経済産業省に報告を受けていると思われる最新のエビデンスを、データを含めお示しください。

さらに、北海道の有力企業はこの四月からパイロットラインの立ち上げが開始されており、試作品ができたとしても、量産開始に向けては歩留りを向上させていくことが重要と考えますが、どのように歩留りを上げていくのか、経済産業大臣、御答弁願います。

さらに、経産大臣に伺います。量産に数兆円、更に中長期的に総額八兆円規模と、空前の産業支援となる見込みです。成功してもらいたいのは山々ですが、もし様々な要因で不幸にも中断や別の道を進まざるを得なくなったときに、その状況を捉え、また支援について決断するのはどの組織、誰の責任となるのでしょうか。少なくとも、政府がしっかりと進捗を管理すべきではないでしょうか。その際、どのような指標をもって、どのように進捗管理を行っていくのか、経産大臣、お答えください。

また、加藤財務大臣に伺います。

このような大型の産業支援に関して、現状、今回のやり方を今後も踏襲されるお考えなのか。問題、課題はないのでしょうか。お尋ねいたします。

半導体への投資は、地域への波及効果をもたらすことが期待されています。北海道の有力企業の周辺地域では、関連企業の進出を当て込んだオプティカルやマンション、アパート、またショッピングセンターなど、建設ラッシュも始まっています。雇用、賃金、投資、中小企業を含めた地域の産業について、政府として、この半導体投資によりどのような効果があると考えているのでしょうか。経産大臣、御答弁願います。

一方で、例えばTSMCが立地した九州熊本では、渋滞等による生活環境の悪化や地下水の枯渇等を危惧する声も当初多く聞かれました。そのため、TSMCが時差出勤や通勤バスの導入を積極的に図ったり、地下水は七五%再利用することを約束し、熊本県も地下水の枯渇や汚染を常時監視するリアルタイムモニタリングを導入したりするなど、地域に配慮した対策が取られています。

こうした半導体投資に伴って発生しかねない地域社会の環境的なネガティブな側面にもしっかりと対応していくべきではないでしょうか。経産大臣、お答えください。

半導体産業の復活に向けては、何より人材育成が不可欠です。一般社団法人電子情報技術産業協会によれば、全国で今後十年間に四万人以上の半導体人材が不足すると言われています。半導体人材の育成に向けてどのように取組を進めますか。経産大臣に伺います。

次は、提案、問題提起を含めた質問です。経産大臣は、二ナノの国産最先端半導体で何をしたいですか。それこそが、我が国の古くて新しい課題です。日の丸半導体が絶頂期の半導体は四十ナノでし

た。それ以上の最先端の半導体の需要は国内にはありませんでした。設計を得意とする米国は、日本以外の国々へ製造を依頼して、米国内で四十ナノを上回る半導体を使った商品やサービスを次々と開発してきました。それがパソコンや携帯、スマホへとつながっています。

半導体産業の栄枯盛衰は僅か四年のサイクルとも言われています。今年の一月から三月までの僅か三か月間で、速報値ではありますが、TSMCは過去最高の三兆八千億円の売上げを記録しました。しかし、このように我が国の春状態のTSMCですが、二年後には反動が襲ってくるかもしれません。世界一とされるTSMCでさえ、将来が保証されているとは言い難いのが今の半導体市場の現状です。

冒頭お尋ねした最近の関税問題を考えると、一日先でさえ分かりません。となると、量産開始が予定される令和九年、二〇二七年から世界に最先端半導体を輸出することを事業の主なミッションとするのは心配です。

そこで、お尋ねしたいのが、国内での最先端半導体の活用です。経産大臣、令和九年、二〇二七年以降、最先端半導体を使って何が国内で作れますか。そして、最先端半導体を使った日本製の製品やサービスの何が私たちを、我々をわくわくさせてくれますか。最先端の半導体で何を作って、世界の皆様は何を提供できて、どんな貢献ができるのでしょうか。

一つは、人間の代わりになるヒューマノイドロボットです。人型ロボットです。私たちは、鉄腕アトムやドラえもんのようなアイデアだけではなく、いや、それだけでも素晴らしいアイデアですが、ASIMOのような実在するロボットなど、人間のような動きをするヒューマノイドロボットを既に誕生させています。

しかし、それを使った具体的な需要が日本の経済社会になかったために、その先に進めなかった日本。ちょうど今月十三日に大阪・関西万博が開幕しましたが、振り返ってみると、一九七〇年の大阪万博には、実は数多くのヒューマノイドロボットが登場していました。今、日本でヒューマノイドロボットの存在感は際立っているとは強く感じられません。国が余り支えてこなかったのが、ヒューマノイドロボット産業の凋落の一因ではないでしょうか。

一方、二〇二五年、今年一月、米国ラスベガスでの最先端デジタル産業見本市CESでは米国や中国を中心にヒューマノイドロボットの展示が多数あり、人に代わって工場で働いたり、人に代わって家事を担ったりすることが想定されています。鉄腕アトムやドラえもんのように、一家に一台、一家に一人の時代も遠くないかもしれません。ヒューマノイドロボット産業のような最先端半導体を使う国内産業の育成が喫緊の課題ではないでしょうか。経済産業大臣に伺います。

ところで、今世界を席巻しているGAFAMと呼ばれる企業は製造業でしょうか。グーグルは、アップルは、アマゾン、マイクロソフトは、恐らくサービス業ではないでしょうか。

経産大臣に伺います。
大量生産、大量消費のための製造業の効率化、我が国が、日本が最も得意としてきた分野ですが、世界ではサービス業と製造業の融合が進み、サービスでも上げる仕組みを着々と構築しています。先ほど取り上げたヒューマノイドロボットも人の代わりをする、言わばサービスの担い手です。日本を豊かにしてくれる日本製のロボット。世界の後追いではなく、獨創性に満ち、我々をわくわくさせてくれるようなものであってほしいものです。

技術に裏打ちされた有力な製造業が製品を製造

令和七年四月十六日 参議院会議録第十三号

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

するだけでも多くの知恵や努力が必要です。そして、今後望まれるのは、サービス業との融合であり、そこに楽しさ、癒やし、憩い、エンターテインメントなど芸術文化などまで、バージョンアップしたり、アフターケアとして更なる楽しさをも提案してくれたりする、そんな複合、総合産業を後押しするのが国産の最先端半導体であってほしいものです。

そんな動きが期待できますよね、経産大臣。社運ならぬ国運を懸けた力強い責任と覚悟を御答弁願います。
日本の将来と未来が懸かる極めて重要な法案であることを広く皆様に御理解していただき、関連な審議が行われることを期待して、質問を結びます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣武藤容治君登壇、拍手〕

○国務大臣(武藤容治君) 古賀之士議員の御質問にお答えをさせていただきます。

安全保障の観点からの日米の半導体産業についてお尋ねがありました。

米国には、エヌピディア等の有力な設計メーカーのほか、大手半導体メーカー等による製造基盤も存在します。また、我が国は製造装置や部素材の分野で強みを有しています。このように、半導体のサプライチェーンは幅広い産業・技術領域から構成されています。一国だけでサプライチェーン全体を賅うことは困難であり、米国を始めとする同盟国、同志国等との連携が不可欠です。

日米間については、二月七日の日米首脳共同声明において、先端半導体等の重要技術開発で世界を牽引するための協力を追求されることが明記をされています。引き続き、日米連携を深めてまいります。

次に、次世代半導体の国内生産の意義について

お尋ねがありました。
二ナノの次世代半導体は、DX、GXなど産業構造が大きくパラダイムシフトを迎える中、生成AIや自動運転等に不可欠なものです。経済安全保障上も重要であり、グローバルの需要も特に大きく増大するの見込まれております。

このように、今後の経済、産業、生活に不可欠となる半導体を他国に依存して購入しなければ生きていけない国になるのか、あるいは、日本の中でこれを生産することによって国内に富を生み、世界にも貢献できるようにするのか、まさに今その分岐点に立っているところではあります。

二ナノの次世代半導体の量産は、海外のトップ企業を含め、いまだ実現に至っていない野心的な取組です。しかし、これを諦めては我が国の利益を大きく損ねることになりかねません。こうした強い問題意識の下、国として一歩前に出る形で本プロジェクトを推進しています。

次に、次世代半導体の販売先についてお尋ねがありました。

次世代半導体の需要は、まずは最先端のデジタル関連企業が集積する北米が中心となると考えています。一方、我が国産全体の国際競争力の強化に向けて次世代半導体の国内利活用の拡大が必要であり、国内外の取組を並行して進めることが重要です。

ラビダスは、米国のIBMがAI・半導体の製造委託先にラビダスを活用すると公表したほか、他の北米の新興企業との連携も進んでいます。また、国内においても、プリファードネットワークとさくらインターネットとの間での提携が発表されています。

半導体政策に関する過去の反省と今後の方針についてお尋ねがありました。

過去の半導体政策の失敗の要因として、一九八〇年代、日米半導体協定による貿易規制が強まっ

たこと、国内企業の再編や日の丸自前主義の技術開発に注力する傾向にあり、海外との連携やグローバルな技術動向への対応が不十分だったこと、機動的かつ適切な投資支援策を講じることができなかったことなどが反省点があると考えているところではあります。

こうした反省点を踏まえ、現在の半導体政策では、例えばラビダスプロジェクトにおいて、米国のIBMやベルギーのImecといった海外トップクラスの機関との密接な連携を進めるとともに、顧客開拓につながる設計開発支援も実施しています。また、機動的に適切な支援を実施できるよう、AI・半導体分野へ七年間で十兆円以上の公的支援を行う財源フレームを措置することとしました。引き続き、過去の反省点をしっかりと真摯に受け止めながら政策を進めてまいります。

ラビダスプロジェクトの進捗状況及び最新のデータについてお尋ねがありました。
ラビダス社の研究開発に関するデータは、同社の競争上の優位性を阻害するおそれがある機微情報に当たするため、公表することは適切ではないと考えています。

その上で、同社の研究開発の進捗については外部有識者による審査を受けています。先月実施した審査では、IBMの米国拠点における研究開発で得た技術データの確認も含めて順調な進捗と評価されています。これを受けて、約八千億円の予算追加を承認しました。今月からは千歳においてパイロットラインの立ち上げが開始されており、今後、歩留り改善等に向けた量産製造技術の高度化を加速させる予定となっています。

次に、ラビダスプロジェクトにおける歩留りの向上についてお尋ねがありました。

ラビダスでは、全工程枚葉式の生産プロセス等を採用し、競合他社よりも短納期の生産方式の構築を目指しております。これにより、生産に関す

多くのデータが得られ、また得られたデータを用いた改善サイクルを高速で回すことで迅速な歩留り向上が期待されます。こうした取組も含め、引き続き、適切なマイルストーンを設定をし、外部有識者による審査も踏まえながら、プロジェクトの成功に向けて全力で取り組んでまいります。プロジェクトの状況把握や、支援を判断する組織と責任についてのお尋ねがありました。

本法案における支援対象の選定や選定後の事業の進捗管理については、経済産業省の責任の下で外部有識者等の意見を踏まえて行います。進捗管理に必要なマイルストーンを設定をし、説明責任を果たしながら全力で取り組んでまいります。進捗管理の必要性及び指標についてのお尋ねがありました。

ラピダスプロジェクトについては、これまで、外部有識者による厳格な審査を毎年度実施し、研究開発等の進捗状況を確認の上、追加の支援を決定してきました。また、本法案に基づく次世代半導体事業者への量産支援についても、外部有識者による委員会の下、量産技術の開発状況や半導体設計事業者との提携状況等マイルストーンを設定をし、支援の継続等の要否も含め、進捗管理を徹底してまいります。

半導体投資に伴う地域への波及効果についてお尋ねがありました。TSMCが立地した熊本県では、一人当たり雇用量報酬が年三十八万円増加し、十年間で関連産業全体で一万人以上の雇用効果が見込まれるとの試算があります。また、TSMCの進出決定以降、公表されている情報だけでも、中小企業を含めて八十六社の企業が熊本県への進出又は設備拡張を決定しております。

ラピダスが立地した北海道では、製造装置の海外大手企業が新たな拠点を設立しています。ラピ

ダスと地元企業とのマッチング事例も少しずつ増加しています。今後、量産段階を含めた十四年間で約十九兆円の経済波及効果が期待されるとの試算があります。このように、半導体への大規模投資は、地方経済に広範な波及効果をもたらすと認識しております。

次に、半導体投資に伴う地域社会へのネガティブな影響についてお尋ねがありました。半導体への大規模投資は、地域経済を牽引する起爆剤となり、歓迎する声も多い一方で、周辺地域への悪影響を懸念する声も上がっていると承知をしております。

御指摘の渋滞や地下水への懸念に対応するため、内閣府の地域産業構造転換インフラ整備推進交付金を通じて、北海道千歳市や熊本県菊陽町等に対し、道路や工業用水等の整備について支援を行っております。

このほか、環境対策に対する懸念も含め、地元の声に耳を傾けながら、一つ一つの課題に対して、関係省庁や地元自治体等との連携をしっかりとしながら丁寧に対応してまいります。

次に、半導体人材の育成に向けた取組についてお尋ねがありました。

我が国の半導体産業の復活に向けて、大学等の教育機関を始め地域の産学官と協働しながら、半導体人材を育成、確保することが重要です。

経済産業省では、各地域に半導体人材育成等を担うコンソーシアムを設立し、地元産業界のニーズや地域の実情に応じた取組を推進しています。また、国際連携の下で最先端半導体の研究開発、人材育成等を行う技術開発組合LSTCが最先端の半導体設計に必要な高度専門人材の育成にも取り組んでいます。

引き続き、関係省庁や関係自治体等と密接に連携しながら、人材育成、確保に必要な取組をしっかりと進めてまいります。

次に、二ナノの国産最先端半導体の活用と、ユースケースや最先端半導体を使う国内産業の育成についてお尋ねがありました。

生成AIの利活用範囲が急速に拡大する中、情報処理の高度化と低消費電力化の実現を念頭に、自動車やロボティクス分野など様々な分野で、最先端半導体と一体となったAIを用いた新たなサービスの展開が期待されます。このため、経済産業省としては、自動車分野における先端半導体の利活用促進に向けた設計支援や、ロボティクス分野等における高度なAI基盤技術の開発などを進めております。

こうした取組を通じて、最先端半導体の国内におけるユースケース創出とユーザー産業の育成の両立を図り、新たな製品やサービスの提供につなげてまいります。

いわゆるGAFAMと呼ばれる企業についてお尋ねがありました。

これらの企業は、いずれも多様な事業を複数展開しており、製造販売だけではなく、サービスで収益を上げる仕組みを構築しているものと認識しているところであります。

本法案に関する責任と覚悟についてお尋ねがありました。

今後、自動運転やAIロボット等の社会実装が予想される中で、我が国も革新的な製品、サービスの創出を通じて、産業競争力の強化と経済成長を実現していくことが重要です。その実現に向けて不可欠となる半導体を他国に依存して購入しなければ生きていけない国になるのか、あるいは、日本の中でこれを生産することによって国内に富を生み、世界にも貢献できるようにするのか、まさに今その分岐点に立っております。

こうした強い問題意識の下で、次世代半導体の量産と、それを活用したAIの活用及び利活用を一体的に進めてまいりたいと思っております。(拍手)

(国務大臣林芳正君登壇、拍手)

○国務大臣(林芳正君) 古賀之士議員から、米国の関税措置に関する協議の最新の状況及び今後の見通しについてのお尋ねがございました。

本日から赤澤経済再生担当大臣は、米国ワシントンDCを訪問し、ベッセント財務長官及びグリア米国通商代表との間で米国の関税措置に関する日米協議を実施する予定でございます。

この協議の具体的な内容や今後の見通しにつきまして現時点で予断をすることは差し控えますが、いずれにせよ、今回の協議を通じまして、日米間の担当閣僚同士の信頼関係をつくりつつ、米国に対して一連の関税措置の見直しを強く求めてまいります。

可能な限り早期に成果が上げられるように、政府一丸となって取り組んでまいります。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇、拍手)

○国務大臣(加藤勝信君) 古賀議員から、産業支援の在り方やその課題についてお尋ねがありました。

特定の産業分野に対し一定の支援を行う場合、政府が支援する目的や妥当性、また、支援のために必要な制度的対応がなされているかなどを踏まえて、支援が正当化されるか否かを十分に検討する必要がありますと考えております。

今般の半導体分野への支援は、こうした点を十分に検討した上で、先般の経済対策において策定されたAI・半導体産業基盤強化フレームームに基づいて行われるものであり、第三者の外部有識者による評価などの下で適切なマイルストーンを設定し、その達成状況を確認しながら支援を行うことで、所管の経済産業省において、プロジェクトの進捗に合わせた課題等の不断の把握と適切な対応に努めていただくものと承知をしております。

特定の産業分野への支援を行う場合には、今後とも、支援の目的や妥当性などをしっかりと吟味

し、また不断に成果を検証しつつ、真に必要な支援について取り組んでいくことが重要であると考
えております。(拍手)

○議長 関口昌一君 梅村みずほ君。

(梅村みずほ君登壇、拍手)

○梅村みずほ君 日本維新の会の梅村みずほで
す。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりまし
た情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関
する法律の一部を改正する法律案について、経済
産業大臣に質問いたします。

グローバルイズムはほぼ死んだ、自由貿易もほぼ
死んだ、多くの人がまた復活すると願っている
が、私はそうなるとは思わない。この言葉は、二
〇二二年十二月六日に、世界市場を独走する半導
体ファウンドリー、TSMCの創業者であるモリス・
チャン氏から発せられたものです。バイデン
大統領も列席するアメリカ・アリゾナ工場開設式
典、このおめでたいはずの場での発言の二か月前
には、アメリカ政府から中国に対する極めて厳格
な、まるでWTOを物ともしない半導体関連製品
の輸出管理規制が発表されています。

今でこそトランプ関税が全世界を震撼させてい
ますが、その実、WTOと整合しない対外政策は
バイデン政権時から既に行われていたことな
ります。

アメリカのベストセラー作家であるクリス・ミ
ラー氏が著書『半導体戦争』にて半導体は世界経済
だけでなく軍事バランスの行方も左右すると指摘
するように、まさに米中が半導体という戦略物資
をめぐる覇権争いを展開する中、アメリカの政策
が中国の半導体産業を苦しめ続ければ地政学的に
台湾有事のリスクが高まると指摘する声もあり、
日本も独自のサプライチェーン強靱化へ向けて半
導体産業に力を入れていくことは当然の流れであ
ります。

ります。

今回の法案と世界の軍事バランスについて、関
連性はあるでしょうか。また、台湾有事によって
中国がTSMCの工場停止や供給停止の手段を
取った場合、世界経済全体に大きな混乱と打撃が
もたらされるものと想定しますが、本法案と台湾
有事との関連性をお答えください。加えて、万
一の場合、TSMC熊本工場にはどのような影響が
あると想定されているか、お伺いいたします。

いずれにしても、ロジック半導体のパイロット
ラインは機動的にパワー半導体用に転用すること
はできず、現状でディール外交のカードを持たな
い日本が二ナノの最先端半導体を持つことは大き
な意味もあるかと思えます。翻って、世界的サ
プライチェーンの停止を想定した際に、今力を入
れるべきは果たしてそこなのかどうかは意見が分
かれるところでしょう。

むしろ、半導体製造の千を超える工程で重要な
役割を果たし、我が国が高いシェアを誇るコー
タ・デベロッパや熱処理装置、洗浄装置などの高
精度な半導体製造装置、又はシリコンウエハー、
レジスト、高純度薬液等の優れた半導体部材に
集中的な投資を行い、各国の対日依存度を高める
ことこそ、国家としての現実的かつ持続可能な戦
略ではないでしょうか。

政府は、この分野における国際競争力をどのよ
うに位置付け、どのような戦略を講じようとして
いるのか、伺います。

特に、波長十三・五ナノの極端紫外線を使用し
た露光装置の登場によって、オランダASMLに
圧倒的シェアを許してきた露光装置市場を取り戻
すため、何らかの仕掛けが必要と考えますが、い
かがでしょうか。

一九八〇年代には世界を席巻した日の丸半導体
がその影もなく凋落してから久しい今、政府は、
本法案にて創業間もないラピダス株式会社を新た

なテクノロジ産業隆盛の旗手と狙いを定め、巨
額の投資を設計しました。現状、ラピダスへの民
間出資額は七十三億円にとどまり、その規模は本
当に国家の威信と日本の産業競争力復活の命運を
懸けた一大事業を担うにふさわしいものであるの
かといふかむしろ消極的です。

政府として、このように出資が伸び悩む理由を
どのように分析しておられるのでしょうか。ま
た、将来的に民間が出資に値すると判断するため
には、どのような要素や環境整備が必要だとお考
えでしょうか。お尋ねいたします。

ファイナンスについて伺います。
政府は、令和七年度から十二年度にかけて公債
を発行し、エネルギー対策特別会計から資金を繰
り入れる形で財源を確保するというスキームを取
るとしています。しかし、このスキームは、やや
もすれば、平成十八年の行政改革推進法や平成十
九年の特別会計法で示された特会縮減の趣旨と逆
行する可能性があります。

政府は、この点について、どのように法令上の
整合性を担保しておられるのでしょうか。事実上
の財政の抜け道になっているのではありませ
んか。資金を好きなときに好きなように使いたい役
所の都合で財政を複雑化、肥大化させるような仕
組みになっているとは思いませんか。御見解をお
伺いいたします。

本法案では、IPA、独立行政法人情報処理推
進機構の業務に情報処理分野の人材育成が追加さ
れます。しかし、IPAは人材育成の専門機関で
はありませぬ。人材派遣会社を通じた外注により
多額の委託費が抜き取られるような、言わば利権
構造に陥るリスクも見え隠れします。

真に人材の能力を育成し、適材適所で働けるよ
うにするために、政府としてどのような評価・監
督・フォローアップ体制を考えておられるのです
か。まさか特定の人材派遣会社をもうけさせるた

めに一部事業を丸投げするということになりはし
ないでしょうか。お答えください。

また、IPAは本来、金融審査の専門機関でも
ありません。本法では、IPAの新たな業務に高
度な情報処理設備を導入する会社に対して必要な
資金に係る社債や借入れに係る債務の保証を追加
するとしています。大丈夫でしょうか。債務保
証という重い責任を担わせるに当たり、その適正
性の判断基準や審査体制、また不良債権リスクへ
の備えはどうかお尋ねしているのか、明確な説明を求め
ます。

続いて、熊本におけるTSMC進出の例から質
問いたします。

優秀な人材がTSMC関連事業者に流れる一方
で、一部中小の地元事業者は人材難に苦しみ、賃
金上昇による人件費増加が経営を圧迫していると
聞きます。雇用が促進され、地域全体で賃金が上
昇することは本来好ましいことではあります。が、
急激な変化は周辺の民間サービスを圧迫していく
可能性もはらんでいます。ラピダスが拠点とする
千歳の周辺でもそうした状況が起こり得ると考え
ますが、政府として地域経済のバランスにどのよ
うに配慮し支援していくのか、お伺いいたしま
す。

税と社会保障が重くのしかかり、働いてもなか
なか豊かさを感じられない国民の生活と、今回投
じられるラピダスに対する莫大な政府支援や債務
保証、税優遇を照らせば、決してこの国家的プロ
ジェクトに失敗は許されず、ラピダス及びその経
営陣に課せられる覚悟と責任は極めて重いもので
なくてはなりません。

仮に結果が伴わなかった場合、関係者はどのよ
うに責任を取る体制となっているのか。政府とし
て、どこまでその点を見越してチェック機能を働
かせるおつもりでしょうか。また、経営陣には資
金の使途やプロジェクトの進捗を明確に報告する

責任があると考えますが、現時点でどのような情報開示体制が整っているのか、お尋ねいたします。

最後に、経済発展の主力は民間の活力であり、行政アシストはあくまで最小限であることを理想とする中、巨額の血税投資を受けるラピダス株式会社は国民一人一人から株主のような存在として結果を求められるでしょう。国会も事業の進捗を常に注視しています。その余りに重過ぎる期待を背負いながらも、やるのであればこのプロジェクトは何としても成功を収めねばなりません。

物事を成し遂げる信念と執念を持ち、不屈の精神で何度でも立ち向かい、人生をささげ、魂をささげ、己の使命と仕事に挑み続けた先に道が開かれる。テクノロジ産業であれ、政治家であれ、いつの時代もそうして日本は技術や制度を革新させ、価値や希望を生み出し、社会を豊かにしてきました。

経済停滞や安全保障リスクを始め、この国に満ち満ちる不安と諦めに突破口を見出してほしい。子供たちに誇れる活力と成長力にあふれる日本を取り戻してほしい。この法案にも、我々政治家にも通底する国民の希求に思いを致し、身を引き締め、必ずやそれに応えんと背筋を伸ばして、私の質問を終了いたします。

ありがとうございます。(拍手)
(国務大臣武藤容治君登壇、拍手)

○国務大臣(武藤容治君) 梅村みずほ議員の御質問にお答えします。

今回の法案と世界の軍事バランスや台湾有事との関連性、そしてTSMC熊本工場への影響についてお尋ねがありました。

台湾有事についてお答えを差し控えますけれども、一般論として、最先端半導体の供給についてはその大部分を台湾に依存しており、国際秩序が不安定化し、軍事バランスを含めた地政学リスクが

高まる中、その重要性は一層高まっております。こうした点を踏まえ、今回の法案は、次世代半導体の生産を国内で安定的に行うために必要な支援措置を講ずるものです。

また、TSMC熊本工場につきましては、支援の要件として、十年間の生産継続や需給逼迫時の増産等を通じた国内の安定供給に資する措置を求められており、支援対象となる半導体の供給に何らかの支障があれば適切に対応することとなっております。

次に、半導体製造装置や部素材に関する戦略についてお尋ねがありました。

製造装置・部素材産業は、日本企業が世界市場で大きな存在感を有しています。世界の半導体サプライチェーンの中で、技術的な観点でも不可欠な存在です。こうした我が国の強みを生かしていくことは、日本の産業競争力強化や世界の半導体サプライチェーンの強靱化の観点からも重要と認識しています。

このため、製造装置、部素材について、経済安全保障推進法に基づく国内生産能力の強化に向けた設備投資支援や研究開発支援を講じています。

今後とも、製造装置・部素材領域も含め、半導体関連の国内エコシステムの強化に努めてまいります。

続けて、露光装置市場を取り戻す仕掛けについてお尋ねがありました。

極端紫外線を活用したいいわゆるEUV露光装置、これについては最先端半導体を製造する上で最も重要な装置です。我が国でも、過去、開発に取り組んでいましたが、国際連携の視点が不十分であったことも一因として実現に至りませんでした。

こうした過去の反省も生かしつつ、現在は露光装置等の製造装置、部素材について、海外のトップ半導体メーカーや研究機関等と連携した開発支

援を行っております。今後も、こうした取組を通じて必要な支援を講じてまいります。

ラピダスに対する民間企業からの出資についてお尋ねがありました。

ラピダスは、これまで、研究開発の初期段階であることや、量産を開始し売上げや利益を上げるまでに相応の時間が掛かることもあり、民間企業の出資は合計七十三億円でした。その後、外部有識者から評価された研究開発の順調な進捗や本年四月からの試作ラインの立ち上げ開始などを踏まえ、現在、ラピダスにおいては一千億円規模の追加出資に関する調整が本格化していると認識しております。

経済産業省としても、本法案による出資や債務保証等の金融支援を通じて、民間からの資金調達を後押ししてまいります。

特会縮減との整合性や、財政の複雑化、肥大化についてお尋ねがありました。

今般のA I・半導体産業基盤強化プログラムにおいては、財投特会投資助定からの繰入金などを半導体・A I関連措置に活用します。これらの歳入と歳出を明確化するとともに、特別会計の数を不用意に増加させないという特会改革の趣旨も踏まえ、目的が近似するエネルギー対策特別会計に新たな勘定を設け、区分経理いたします。

その上で、各年度に必要な予算については、国会に予算案を提出し、御審議いただいた上で措置してまいります。その際、行政の都合で財政を肥大化させているとの疑念を生じさせないよう、丁寧な説明を尽くしてまいります。

I P Aの人材育成業務についてお尋ねがありました。

今回の法改正により、例えばI P A独自の人材育成コンテンツの作成や提供等を新たにを行うことができます。こうした業務が適切に実施されるよう、主務大臣として、中期目標の指示や中期計画

の認可、事業年度ごとの評価等を通じて対応してまいります。

また、I P Aにおける情報処理技術者試験やデジタル人材指針作成などのこれまでの実績を土台としつつ、人材育成業務の能力を更に向上させるため、体制強化等に取り組んでまいります。

債務保証に関するI P Aの体制についてお尋ねがありました。

I P Aの金融支援の実施に向けては、審査等の専門的な知見を有する職員を金融機関など外部から登用することなどにより、機構内に万全の体制を構築してまいります。

また、I P Aが債務保証を行う際は、必要性やリスク等を総合的に勘案しつつ、出資等業務基準に基づき、国と十分に協議しながら、その適正性を判断することとなります。また、債務保証を行った後は事業者に対する適切なモニタリングを実施し、状況に変化があれば速やかに適切な対応ができるよう、国とI P Aで緊密に連携を図ってまいります。

地域経済への配慮についてお尋ねがありました。

半導体への大規模投資は、地域経済を牽引する起爆剤となり、歓迎する声も多い一方で、地域の企業で人材確保が困難になるなどといった周辺地域への悪影響を懸念する声も上がっているものと承知をしております。

このため、産学官が連携をし、地域の実情やニーズに応じて取組を進める地域人材育成等コンソーシアムを北海道を含む各地に設立し、人材のバイを増やすことで半導体企業と地元企業の人材確保の両立を図っています。

引き続き、地元自治体等とも密接に連携をし、地元の声に耳を傾けながら、課題に一つ一つ丁寧に対応してまいります。

最後になりますが、関係者の責任や政府のチェック機能、情報開示の体制についてお尋ねがありました。

政策については、その時々々の社会経済情勢を踏まえ、必要かつ適切と判断したものを実施してまいります。その上で、期待された成果が伴わなかった場合、その要因等をしつかりと検証し、次の政策立案に生かすことが政府の責任であると考えています。

今回の法案に基づき、支援対象事業者を選定する際は、経済産業省の責任の下で、事業所から提出される計画について、外部有識者も交えて事業の実施体制も含めて精査することでその適切性を確保してまいります。

また、政府のチェック機能につきましては、外部有識者による委員会の下、適切なマイルストーンを設定し、事業計画等の進捗をモニタリングするとともに、必要に応じて事業計画の見直しも検討する仕組みを構築しています。

モニタリングの結果等については、個社の競争上の優位性を阻害することがないよう、ビジネス上の機密事項等に配慮しつつ、国民への説明責任を果たすべく、適切なタイミングで可能な限り公表してまいります。事業者自身による事業状況等の情報開示についても促してまいります。(拍手)

○議長 関口昌一君 磯崎哲史君。

(磯崎哲史君登壇、拍手)

○磯崎哲史君 国民民主党・新緑風会の磯崎哲史です。

会派を代表して、ただいま議題となりました情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案について質問いたします。

まず、半導体産業は、一九四七年のトランジスタ発明に始まり、ICやマイクロプロセッサの登場で急成長。一九八〇年代には日本が世界シェア五〇%超を占めて黄金期を迎えました。しかし、時を同じくして日米貿易摩擦が深刻さを増し、アメリカは日本企業をダンピングで提訴するに至り、一九八六年の日米半導体協定によって、日の丸半導体は価格競争力や日米両国内の販売量に対して大きな制約を受けることとなりました。一九九〇年代以降は、米国や台湾、韓国の台頭により、日本の存在感はますます低下をしていくこととなりました。

第四次産業革命とも表される現下の経済状況において、デジタルトランスフォーメーションは世界の潮流となり、AI技術の進歩は加速度を増し、その活用なくして今後の経済は成り立ちません。さらに、カーボンニュートラルの実現に向けても電動化やエネルギーマネジメントが重要となり、こうした環境を支えるために半導体は不可欠な存在となっております。

こうした状況を踏まえれば、本法案は産業や経済の発展にとどまらず、経済安全保障の観点からも重要な内容を含んでおり、本施策の失敗は許されないとこの観点で政府の認識について以下、伺います。

まず、過去の政府支援事例である、あすかプロジェクト、MIRA Iプロジェクト、エルピーダメモリなど、失敗とも言われる事例と同じ轍を二度と踏まないための施策について伺います。

衆議院の審議では、達成目標、いわゆるマイルストーンを設定して、達成状況を確認しながら支援継続の要否を判断していく旨の政府答弁がありました。実際にどのようなマイルストーンの設定が想定されるのか、例示願います。経産大臣の答弁を求めます。設定するマイルストーンの詳細

については企業経営の機密事項になるためつまびらかにできないということであれば、大ざっぱな国家目標のようなものでも結構ですので、できるだけ定量的な基準を御提示願います。

また、マイルストーンの評価に関して、その時期や形式、実施手順についてお答えください。経産大臣の答弁を求めます。

なお、先述のかつての失敗事例ではマイルストーンを設定していなかったのでしょうか。併せてお答えください。

マイルストーンの評価においてその進捗が思わしくない場合、どのような対応を取るか想定しておく必要があるのではないのでしょうか。また、仮に外資に買収されそうな事態になった場合に備えて、ガバナンス確保の観点から、国として拒否権を持つための黄金株の保有等を想定されているのでしょうか。経産大臣の答弁を求めます。

あわせて、何兆円もの資金を投入して得た高度な技術やデータを保護する対策、例えば特許権の帰属の問題などについてはあらかじめ所定の取決めをしておくべきと考えますが、経産大臣のお考えをお伺いします。通常、仮定の話には答えられないという答弁が国会では常道ですが、過去の失敗事例に鑑み、先見性を持って次善策を準備しておくことが必要だと考えます。

壮大な国家事業とも言える今回の計画は、二ナノ以下の最先端分野を始めとする半導体の国内生産基盤強化に向けて十兆円規模の集中投資をしていくこととなるわけですが、財政的な面、財政的側面では、米、中国、欧州、台湾、韓国も同規模か、それ以上の支援を、それ以上の投資を続けています。この限りにおいて、他国と比較して日本は特段の優位性を持っていないと思いませんか。現在予定されている支援規模で十分なのでしょうか。各国との支援策等との違い、日本型支援の特徴と併せて、経産大臣にお伺いします。

半導体産業の競争力が失われていった要因の一つに、垂直統合式かつ自前主義の組織形態があったと言われてきました。今後の半導体産業の競争力向上に向けてどのような産業構造を形成すべきとお考えか、経産大臣の答弁を求めます。

衆議院の経済産業委員会での参考人質疑において、さくらインターネットの田中邦裕社長が、産業の米が電気や鉄からは半導体、そして計算資源へと移っている、これだけの成長産業になぜか日本が投資しない、その投資主体がほとんど海外であるということ、これは非常にゆゆしき事態だと思っておりますと述べられています。

先般、参議院経済産業委員会視察で伺った千葉県白井市や隣接する印西市には多くのデータセンターが誘致されましたが、そのほとんどが外資系のデータセンターとなりました。今後のDXに向けた要となる産業に日本の投資が消極的である実情に対する政府の認識と今後の方針について、経産大臣に伺います。

今回の法案審議では最先端ロジック半導体に焦点が当てられていますが、現状においても高い競争力を維持し続けているパワー半導体や素材などの分野において他国の猛追を受けているとの見方もあります。こうした日本がリードしている分野の実情についてどのように分析し、更に強みを伸ばしていく戦略についてどのように考えているか、経産大臣に伺います。

デジタル人材の育成について伺います。日の丸半導体の存在感が失われていくに伴い、優秀な人材の海外流出が起き、今後の産業の再生には人材不足、技術者不足が懸念されています。海外では半導体に特化した大学やAI・半導体大学院などの拡充も行われていると聞きます。アカデミアを含めた人材育成に向けた取組、政府の方針について、経産大臣、文部科学大臣に伺います。

また、日本は自然科学分野の人材、いわゆる理系人材が海外と比べて少ない実態があります。日本では理系、文系の垣根が高く、その弊害も指摘され、日本政府もその改善に向けて取り組んでおられると承知しておりますが、現状どの程度改善されてきているのか、今後の取組方針と併せて文部科学大臣に伺います。

最後に、経済安全保障の観点から全樹脂電池、APB株式会社まつわる問題について伺います。

NEDOから数十億円の資金の投入が決定され、全樹脂電池という革新的な次世代電池を実用化しようとしていたAPB社が、突然の社長交代に伴い資金難に直面し、操業はストップしたままの状態となっていることが報道されています。本年三月二十一日には同社ホームページにて一連の報道に対する説明文が公表され、報道を一部否定していますが、真相は不明なままです。

この件について、資金を提供した政府のガバナンス、蓄積された技術やデータの行方という観点から、本法案とも大きく関わる問題です。

本年二月の衆議院予算委員会では有志の会の福島伸享議員がこの件を取り上げて、ガバナンスや海外への技術流出の可能性を問題提起し、実態調査を求めたところ、武藤経産大臣からは私なりに調査してみますと、そういった答弁がありました。この調査結果について、経産大臣に伺いたいと思います。

あわせて、経済安全保障上の典型的な失敗事例とさせないためにも、引き続き経済産業省を始め政府の各所、関係者には責任と先見性を持った対応を求めたいと思います。

本法案は、半導体産業を再興し、AI技術を開展させ、日本のデジタル基盤を強化していくための分岐点ともなり得るものです。だからこそ、政府は過去の失敗事例を振り返り、できるだけオー

ブンな体制で、かつガバナンスを利かせて進めていく必要があります。

政府も、本法案に基づく事業の最終責任は政府、経済産業省が負うことを認めていることから、今後続く審議においても明確かつ責任ある真摯な答弁を求めて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣武藤容治君 磯崎哲史議員の御質問にお答えをさせていただきます。〕

○国務大臣(武藤容治君) 磯崎哲史議員の御質問にお答えをさせていただきます。

想定しているマイルストーンの内容についてお尋ねがありました。

本法案に基づく次世代半導体事業者への量産支援については、半導体の技術や経営、金融などの専門家が参画する産業構造審議会の次世代半導体等小委員会においてマイルストーンを適切に設定をし、その達成状況等を確認していきます。

マイルストーンとしては、例えば量産技術の開発状況や半導体設計事業者との提携状況について設定することが想定されますが、同小委員会の意見を踏まえつつ、今後、具体化に向けた検討を進めてまいります。

マイルストーンの評価時期や形式、実施手順についてお尋ねがありました。

今後設定するマイルストーンについては、産業構造審議会の次世代半導体等小委員会において、それぞれ達成すべき時期や形式、実施手順などをあらかじめ設定した上で、各マイルストーンごとに同小委員会の意見を踏まえつつ評価、確認していくことを想定しております。

過去の政策におけるマイルストーンの設定についてお尋ねがありました。

過去に政府が支援した案件においても、当時の工程管理プロセスの下で一定の目標設定や進捗管理はなされていたものと認識しています。他方、

個々のプロジェクトの内容や体制、進め方については、国内企業の再編や日の丸自前主義の技術開発に注力する傾向にあり、海外との連携やグローバルな技術動向への対応が不十分であったこと、またアカデミアによる研究開発面が強調され、民間企業の巻き込みが十分でなかったこと、機動的かつ適切な投資支援策を講ずることができなかったことといった点が反省点として挙げられると考えています。

マイルストーンの進捗が思わしくない場合の対応についてお尋ねがありました。

本法案に基づく次世代半導体事業者の支援については、外部の専門家が参画する次世代半導体等小委員会において事業の進捗管理に関するマイルストーンを適切に設定、確認をし、必要に応じて事業計画の見直しも検討することとしております。支援事業の進捗管理は重要な課題であり、経済産業省として適切に対応してまいります。

黄金株の保有についてお尋ねがありました。

本法案に基づき出資の対価として取得する株式の設計につきましては、選定された事業者の事業計画の内容や産業構造審議会の次世代半導体等小委員会の意見等を踏まえて検討するため、現時点で株式設計の具体的内容は決まっておりません。ただし、同小委員会においては、例えば重要な経営事項に拒否権を有するいわゆる黄金株も参考にしながら株式の設計をしていく必要がある旨の方向性も示されており、こうした方向性にも沿って、同小委員会の意見等を踏まえて具体的な株式設計を検討していきます。

特許権の帰属など、高度な技術やデータの保護対策についてお尋ねがありました。

ラピダスに対する委託研究開発事業では、知的財産権について開発者であるラピダスに帰属させるなど、NEDOが定めたルールに従って適切に運用されています。その上で、機微な技術情報に

アクセスできる者を限定するなど、適切な情報管理体制の確保を求めています。技術流出の防止は重要なポイントであり、引き続き適切に対応してまいります。

今後の支援フレームでの支援規模や日本の支援の特徴についてお尋ねがありました。

十兆円以上という公的支援については、各国に見劣りしない支援規模の確保や、AI・半導体関連分野における十年間で五十兆円超の国内投資の誘発を通じた国内の産業基盤の充実といった観点を踏まえて措置しており、十分な規模を確保したものと考えています。

我が国の支援策は、他国と比較し、支援決定が迅速で着実に執行されるとの評価を海外からも受けています。AI・半導体産業基盤強化フレームを活用する中で、こうした我が国の強みも生かしながら、我が国半導体産業の復活に向けて取り組んでまいります。

今後の半導体の産業構造についてお尋ねがありました。

我が国の半導体産業が競争力を失った主な要因として、自前主義による垂直統合型の産業構造から、ユーザー企業、設計企業、前工程製造企業、後工程製造企業などから成る水平分業型への変革を促えることができなかった点があったと考えております。

現在は、海外の大手デジタル企業やEV企業等では、自社製品に最適化された専用半導体を自ら設計し、製造を委託することで競争力を高める流れが拡大しつつあります。

政府としては、こうした産業構造の変化に対応するべく、例えばラピダスプロジェクトでは、専用半導体の需要を獲得するため、前工程と後工程を統合することなどによる短期納期製造に取り組んでおります。また、自動車、通信等の需要側における先端半導体の設計開発支援も行っており、こ

これらの取組を通じて産業構造の変革を促してまいります。

次に、日本のDX投資に対する認識と今後の方針についてお尋ねがありました。

我が国では、データセンターの整備を含め、DXに必要な投資が十分に増加してこなかったと認識しております。その背景として、ベンダー企業が個別のITシステムを開発し、ユーザー企業に納入する受託開発の構造の中で、ユーザー企業の内部にデジタルに関するノウハウが蓄積しにくく、積極的なデジタル投資が行われなかったこと、両者とも十分な人材投資を行わなかったことが構造的な課題であったと認識しております。

こうした課題を踏まえ、経済産業省では、経営者の意識改革やデジタル人材育成、先端的なAI等の研究開発等を進めることで、新たな付加価値を生み出すDXに向けた投資を促進しています。また、経済安全保障や産業競争力強化の観点から、国内事業者が計算資源を整備することは重要であり、国内事業者による投資を促すための政策を講じてまいります。

日本がリードする分野を伸ばす戦略についてお尋ねがありました。

御指摘のパワー半導体や部素材を始め、日本が高い技術力や競争力を有している領域においても国際競争は激化しています。このため、経済産業省では、パワー半導体を含む従来型半導体や部素材等の国内生産能力の強化に向けた設備投資支援を行うとともに、先端的な研究開発支援も行っています。

こうした取組を今後も推進し、我が国が競争力を有する分野を更に伸ばすことでグローバル市場における存在感を示してまいります。

デジタル人材育成についてお尋ねがありました。

二〇二六年度末までにデジタル人材を二百三十

万人育成するという目標に向け、経済産業省とIPAは、情報処理技術者試験の運営、デジタル人材育成の指針策定等を行っております。本法案を通じ、IPAのデジタル人材育成業務を拡大させ、IPA独自の人材育成コンテンツの作成や提供等を新たに検討しています。

また、半導体の人材育成については、地域の教育機関と協働することも重要です。経済産業省では、各地域で産学官連携のコンソーシアムを設立しており、今後も地域の実情に応じた人材育成、確保の取組を推進してまいります。

APB社の全樹脂電池の技術流出の可能性についてお尋ねがありました。

経済産業省として、本年三月に改めてABP社の技術について不正な流出が起こっていないか確認を行った結果、同社は、海外企業と面談を行った実績があるものの、技術的な秘密情報を含んだ内容で面談を実施したこと、全ての工場視察や情報、失礼、重要情報の取扱いに当たっては、技術流出が生じないよう、事前に社内承認を要する運用を徹底して確認を行う体制を構築していることを確認いたしました。その他、二月の質疑で指摘のあった内容について確認をいたしましたけれども、技術的な秘密情報の不正な流出は確認されませんでした。

引き続き、国の事業で開発した技術が流出しないように万全を期してまいります。(拍手)

〔国務大臣あべ俊子君 磯崎議員にお答えいたします。〕

半導体人材の育成と今後の取組方針についてお尋ねがありました。

将来の日本の半導体産業を支えるためには、産業界とアカデミアが連携しつつ、研究開発や研究基盤整備、人材育成に取り組んでいくことが重要です。その中でも、人材育成については、産学協

働の実践的な教育体制を構築することを通じ、大学等における取組を推進することとしています。

また、文理横断的なリキユラムの編成については、約四割の大学が取り組んでいます。さらに、文部科学省では、理系の学生を増やすため、デジタル、グリーンなどの成長分野への学部転換を行う改革への支援や、理系進学率の向上を図るため、DXハイスクール事業を始めとする初等中等教育段階での取組を一体的に進めていくこととしています。

文部科学省としては、これらの取組を通じて、我が国のデジタル人材の育成を含めた理系学生の増加を一層促してまいります。(拍手)

○議長(関口昌一君 岩淵友君。)

〔岩淵友君登壇、拍手〕

○岩淵友君 私、日本共産党を代表して、いわゆるラピダス・半導体支援法案について武藤経済産業大臣に質問いたします。

初めに、物価高騰に加え、トランプ関税が国民生活と地域経済を直撃しようとしている問題について伺います。

赤澤担当大臣がまさに交渉に臨もうとしていますが、トランプ大統領は日本に対して、自動車や農産物を受け入れない、日本が日米安保条約にただ乗りしていると不満を表明し、一方的な関税引上げで脅しを掛けています。しかし、トランプ大統領の言い分には根拠がなく、日米貿易協定に反し、経済主権を侵害する暴挙です。同時に、トランプ氏が仕掛ける貿易戦争は、他の同盟国を含む各国とのあつれきを強めています。

今こそ、日米同盟絶対だと卑屈に従うような関係を改め、日本だけが対象から外してほしいというお願い外交ではなく、各国と協力して国際世論で包囲し、全面撤回を迫るべきではありませんか。同時に、地域経済や下請中小企業への影響を

つかみ、雇用と中小企業を守ることに全力を尽くすことが必要ではありませんか。そして、暮らしと営業を守るために最も効果的な消費税の5%減税を決断するべきではありませんか。

以下、法案について質問します。

一九八〇年代、世界の半導体市場の五割を占めていた日本に対し、半導体産業が被害を受けていると主張するアメリカに押し付けられるままに日米半導体協定が締結されました。協定によって日本市場における海外製品のシェアを二割にするという目標が設定され、それが日本の半導体産業の衰退のきっかけとなりました。

その後、政府主導の経営統合で半導体メーカーのエルピーダメモリが設立されましたが、リーマン・ショックに端を発した世界的な金融経済恐慌に対応するための緊急異例の措置として、産業活力再生特別措置法、産活法が改定され、民間企業への公的出資を可能としました。

しかし、実際に出資されたのはエルピーダメモリだけです。四百億円の公的資金が投入されましたが経営破綻し、負債総額四千四百八十億円のうち二百七十七億円が国民負担となりました。ところが、その責任を誰一人取っていません。こんなことがあつていいのでしょうか。その責任は、法律を変えてまで異例の公的資金投入を進めた経産大臣、経済産業省にあるのではありませんか。エルピーダメモリの破綻に誰も責任を取らないまま、特定の半導体企業に巨額の公的資金を投入し、本法案で更に拡大、恒常的に投入できるようにしていいのでしょうか。

半導体関連予算は、二〇一九年度以降、約五・八兆円が経産省の基金に投入されています。さらに、昨年十一月に閣議決定した総合経済対策には、AI・半導体産業基盤強化フレームで、二〇三〇年度までに十兆円以上の公的支援を行うこと

令和七年四月十六日 参議院會議録第十三号

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

が盛り込まれました。その中でも特に巨額の公的支援を受けるのがラピダスです。

本法案は、二十ノの最先端半導体を指定高速情報処理用半導体に指定し、公募により一者を選んで生産を支援するものですが、対象になるのはラピダスしかありません。ラピダスには既に最大九千二百億円の支援が決定し、三月三十一日、経産省は追加で最大八千二百五十億円の支援を発表しました。本法案で更に一千億円が出資されることとなります。武藤大臣が兆円規模の補助金を措置した事業はないと認めたように、これほど巨額の公的資金が一家に投入されたことはかつてありません。

ラピダスは、四月一日から試作ラインが稼働し、二七年の量産開始を目指すとしています。研究開発と試作に二兆円、量産化に三兆円必要だとされていますが、同社への出資企業はトヨタ自動車など八社で七十三億円にとどまっています。交渉中とはいうものの、いまだに顧客は一社も決まっています。これで投資コストを回収できるのでしょうか。回収できるとは到底思えません。

仮にラピダスが失敗したら、エルピーダメモリどころではない国民負担になりかねません。そうならないと言えますか。また、失敗した場合の責任は誰が取るのでしょうか。ラピダス出資企業の内部留保は出資額の一万倍となる七十三兆円に上っており、失敗した場合の責任は国民ではなく、出資企業が負うべきではありませんか。

本法案には、補助金適正化法では規定されている収益納付規定もなく、特定の企業への異例の優遇措置であり、看過できません。

ラピダスには会長と社長以外に十二名の個人株主がいますが、株主について明らかにされていません。ラピダスは二〇三〇年にIPO、株式上場を目指しており、株式が上場されれば巨額の利益を得る可能性があります。巨額の公的資金が投入

されているラピダスが株主の情報明らかにするのは当然です。情報を明らかにすることを個人株主が拒否しているのですか。明らかにするよう求めるべきではありませんか。

ラピダスは、アメリカのIBMから技術提供を受けています。IBMは、米国防総省との強いつながりがある企業です。国防総省が発行する二〇二一年次産業能力報告書では、国防総省の発注する電子機器は商用のものと比較して生産量が少なく、企業は国防総省向けに生産する意欲を失っているとあり、米軍兵器に使用される最先端半導体のサプライチェーンの台湾依存を危険視して、日本との共同製作についても言及しています。

二〇二二年十月十日から十六日、経産省の幹部が訪米し、IBM、国防総省と懇談しています。衆議院で我が党の辰巳孝太郎議員が、ここでラピダスを作る半導体の軍事利用について話したのではないかと出張記録の提出を求めましたが、何を話し合ったのかという肝腎の部分は全て黒塗りになっていました。何を話し合ったのか、明らかにするべきではありませんか。

ラピダスの東哲郎会長は二〇二三年十月、重要な部分は国防の領域、そういう半導体を我々はまずアメリカのお客さんに届けることをやっていかなければならないと述べています。

ラピダスを作る半導体の軍事利用について、武藤大臣は衆議院で、ラピダス社から現時点では軍事への利用は想定していないと聞いていますと答弁していますが、ラピダス社は軍事利用を否定していないということですか。大臣はさらに、政府がラピダスの将来の販売先について制限を課すことは、支援の目的や営業の自由等の観点から慎重であるべきと答弁しています。結局、政府、経産省がデュアルユース、軍民両用を含め軍事利用を容認しているということではありませんか。

二月十日、私たち党国会議員団は、党道議団、

党千歳市議らとラピダスの工場を訪問し、関係自治体や地域住民の方々と懇談してきました。土地の開発、地価高騰、雇用、工業用水、排水やPFAS問題、泊原発再稼働など、様々な懸念と不安の声を伺いました。TSMC熊本工場の問題とともに、関係者の切実な声や懸念に十分耳を傾けるべきではありませんか。

経済安保の名の下に、米国に従属し、特定の企業に際限なく税金をつぎ込む産業政策では、真の半導体産業支援にはなりません。特定の国を敵視する政策をやめ、日本の強みである半導体装置や素材産業、それを支える中小企業をきめ細かく支援する政策に転換するべきだとすることを求め、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣武藤容治君登壇、拍手)
○国務大臣(武藤容治君) 岩渕友議員の御質問にお答えをさせていただきます。

関税措置についての米国との協議の進め方や、また国内影響への対応についてお尋ねがありました。

一連の関税措置について、米国には、一方的な関税ではなく、投資拡大を含め日米双方の利益になる幅広い協力の在り方を追求すべきと伝え、措置の見直しを求めているところです。各国とは必要な情報交換を行っています。その上で、他国との協力を含めたあらゆる選択肢の中で何が日本の利益に資するのか、何が最も効果的な方法なのかを考えた上で取り組んでまいります。

影響を受ける中小企業に対しては、短期の支援策として、相談窓口の設置、資金繰りや資金調達への支援、事業強化のための支援を着実に実施するとともに、プッシュ型で現場の今、実態把握を行い、不安にきめ細かく対応してまいります。消費税については、政府としてその引下げを図ることは適当ではないと考えているところです。次に、エルピーダメモリへの公的資金投入に関

する責任についてお尋ねがありました。政府の政策は、その時々々の社会経済情勢を踏まえ、必要かつ適切と判断したものを組織的に決定、実施していると認識しています。その中で、結果として必ずしも期待された成果が上がっていない政策が存在することは事実であり、重く受け止めなければなりません。その要因等をしつかりと検証し、次の政策立案に反省を生かすことが政府の責任であると考えています。

エルピーダメモリの事例では、国内企業同士の統合を優先した結果、海外の競合他社と差別化ができず、政府としても十分な支援を機動的に実施することができなかったと認識しています。現在の半導体政策は、例えば海外との連携を積極的に進めるなど、過去の半導体政策の反省を総括した上で展開しているところです。

ラピダスの顧客の状況、投資コストの回収についてお尋ねがありました。

顧客獲得に向けては、IBMがAI・半導体の製造委託先にラピダスを活用すると公表し、国内でもプリファードネットワークス、さくらインターネットとの間で提携が発表されるなど、着実な進展が見られています。今月から千歳パイロットラインの立ち上げが開始される中、今後の試作結果を踏まえて顧客獲得が加速することが見込まれます。

投資回収については、本法案の公募、選定を経た上で、出資の対価として取得した株式について適切なタイミングで売却していくことなどにより、公的資金の回収を最大限図ってまいります。ラピダスプロジェクトが失敗した場合の国民負担、官民の責任についてお尋ねがありました。本法案における支援対象の選定や選定後の事業の進捗管理については、経済産業省の責任の下で外部有識者等の意見を踏まえて行います。進捗管理に必要なマイルストーンを設定し、定

期的に確認することで、想定外のリスクの兆候なども早期に把握するようにしつつ、説明責任を果たしながら全力で取り組んでまいります。なお、出資企業の責任については、会社法において、株式会社への出資者はその出資額の範囲内で責任を負うものとされています。

ラビダスの個人株主の情報開示についてお尋ねがありました。
個人株主に情報開示を求めることについては、プライバシー保護の観点を踏まえて慎重に対応する必要がありますと考えています。

経済産業省幹部の出張記録についてお尋ねがありました。

御指摘の出張については、経済産業省の職員が半導体政策全般について米国政府と意見交換を行う一環として商務省と国防総省を訪問しましたが、ラビダスの軍事利用に関する議論は一切していないとの報告を受けています。それ以外の具体的な意見交換の中身については、外交上の個別のやり取りになりますので、言及は差し控させていただきます。

ラビダスが製造する次世代半導体の軍事利用の容認についてお尋ねがありました。

経済産業省としては、ラビダスからは、現時点では軍事への利用という想定はしていませんと聞いております。その上で、政府がラビダスの販売先について制限を課すことについては、営業の自由等の観点から慎重であるべきだと考えています。

いずれにせよ、ラビダスを含めて、海外への先端半導体の輸出については、国際社会の平和及び安全の維持を期する観点から引き続き厳格な輸出管理を行ってまいります。

地元関係者の声や懸念に十分に耳を傾けるべきではないかとお尋ねがありました。

半導体投資は、地域経済を牽引する起爆剤となる一方で、周辺地域への悪影響を懸念する声も上

がっていると承知をしています。

御指摘の点のうち、雇用への影響については、北海道や九州等において、産学官連携により半導体人材の確保、育成に向けて取り組んでいます。

工業用水等については、北海道や熊本において、内閣府の地域産業構造転換インフラ整備推進交付金等を通じて、失礼しました、等を活用して、工業用水道や下水道の整備が開始されています。

P F A S への対応については、環境規制の遵守に加え、P F A S の吸着効果がある活性炭処理をした上で排水するなど、自主的な取組も講じています。

半導体の大規模投資の成功には、地元の理解が不可欠です。関係省庁、地元自治体等と密接に連携をし、地元の声に耳を傾けながら、課題の一つ一つ丁寧に対応してまいります。(拍手)

議長(関口昌一君) これにて質疑は終了いたしました。

議長(関口昌一君) 日程第一 自殺対策基本法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)を議題といたします。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。厚生労働委員長(柘植芳文君)。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔柘植芳文君登壇、拍手〕

○柘植芳文君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、こどもの自殺者数が増加傾向にあり、令和六年の児童・生徒の自殺者数は、過去最多の五百二十九人と、極めて深刻な状況です。

本法律案は、こうした状況等を踏まえ、こどもに係る自殺対策について基本理念に明記し、学校の責務を明らかにするほか、こどもに係る自殺対策の協議会について規定するとともに、基本的施策の拡充等を行うとするものであります。

以下、本法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、基本理念として、こどもに係る自殺対策について社会全体で取り組むことを基本として行われなければならないことを明記することとしております。

第二に、国の責務として、こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進しなければならない旨を追加することとしております。

第三に、学校の責務として、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記することとしております。

第四に、基本的施策の拡充を図ることとしております。

第五に、地方公共団体は、こどもに係る自殺対策の実施に当たり、関係者をもって構成する協議会を置くことができることとし、協議会は、必要な情報交換及び対処等の措置に関する協議を行うこととしております。

第六に、こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定することとしております。

なお、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。以上が、この法律案の提案の趣旨及び内容の概要であります。

なお、本法律案は厚生労働委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本家の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十七
賛成 二百三十六
反対 一

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

議長(関口昌一君) 日程第二 港湾法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長(小西洋之君)。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔小西洋之君登壇、拍手〕

○小西洋之君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年の気候変動等に対応して港湾の保全及び円滑な利用の確保を図るため、港湾管理者による協働防護計画の作成及び同計画に定められた事業の実施に係る工事の許可の特例、非常

令和七年四月十六日 参議院會議録第十三号

災害時における他人の土石の収用等に係る措置の拡充、港湾管理者が管理する港湾施設の改良工事の国土交通大臣による代行制度の創設、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾における港湾施設の利用を調整する制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、港湾施設における応急公用負担の在り方、協働防護計画に基づく官民の取組の促進方策、港湾関係技術職員の確保、育成等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十九

賛成

二百三十二

反対

七

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案

○議長(関口昌一君) 日程第三 日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長滝沢求君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔滝沢求君登壇、拍手〕

○滝沢求君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。本法律案は、円滑化協定の適確な実施等を確保するため、実施に関する諸法律を統合することにも、刑事手続の特例等を定めるものであります。委員会におきましては、円滑化協定の実施法の共通規定化に至る経緯、協定の意義と今後の展望等について質疑が行われましたが、詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の山添委員より反対、沖縄の風の伊波委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十九

賛成

二百三十一

反対

十八

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 本日はこれにて散会いたします。午前十一時四十九分散会

出席者は左のとおり。

議長	関口昌一君
副議長	長浜博行君
議員	伊藤岳君 吉良よし子君 松野明美君 仁比聡平君 中条きよし君 大門実紀史君 柳ヶ瀬裕文君 岩渕友君 山添拓君 申田誠一君 紙智子君 井上哲士君 倉林明子君 高木かおり君 山下芳生君 小池晃君 石井苗子君 山口和之君 猪瀬直樹君 柴田巧君 金子道仁君 竹内真二君 青島健太君 高橋次郎君 窪田哲也君 梅村みずほ君

安江伸夫君 高橋光男君	嘉田由紀子君 下野六太君	塩田博昭君 藤巻健史君	三浦信祐君 宮崎勝君	佐々木さやか君 片山大介君	河野義博君 杉久武君	矢倉克夫君 石井章君	平木大作君 新妻秀規君	豊田俊郎君 浅田均君	上田勇君 若松謙維君	横山信一君 松沢成文君	山本博司君 里見隆治君	伊藤孝江君 秋野公造君	滝波宏文君 竹谷とし子君	石川博崇君 谷合正明君	西田実仁君 山口那津男君	青木一彦君 山本佐知子君	吉井章君 友納理緒君	長谷川英晴君 平山佐知子君	生稲晃子君 加藤明良君	小林一大君 今井絵理子君	赤松健君 白坂重紀君	小川克巳君 三浦靖君	岩本剛人君 加田裕之君	船橋利実君 比嘉奈津美君	山田太郎君 松川るい君	長峯誠君 羽生田俊君	堀井巖君 舞立昇治君	堂故茂君 柘植芳文君	滝沢求君 酒井庸行君	阿達雅志君 松下新平君	野村哲郎君 猪口邦子君	佐藤信秋君 長谷川岳君	高橋克法君 古賀友一郎君	中田宏君 山谷えり子君	野上浩太郎君 尾辻秀久君
-------------	--------------	-------------	------------	---------------	------------	------------	-------------	------------	------------	-------------	-------------	-------------	--------------	-------------	--------------	--------------	------------	---------------	-------------	--------------	------------	------------	-------------	--------------	-------------	------------	------------	------------	------------	-------------	-------------	-------------	--------------	-------------	--------------

三原じゅん子君	浅尾慶一郎君
福岡 資麿君	神谷 宗幣君
大島九州男君	寺田 静君
宮口 治子君	山本 太郎君
鈴木 宗男君	大野 泰正君
ながえ孝子君	田中 昌史君
若林 洋平君	山本 啓介君
清水 真人君	高橋はるみ君
本田 顕子君	宮崎 雅夫君
藤木 眞也君	星 北斗君
進藤金日子君	自見はなこ君
三宅 伸吾君	こやり隆史君
宮本 周司君	森屋 宏君
上月 良祐君	馬場 成志君
北村 経夫君	太田 房江君
大家 敏志君	佐藤 正久君
牧野たかお君	石井 準一君
磯崎 仁彦君	藤川 政人君
古川 俊治君	岡田 直樹君
松山 政司君	武見 敬三君
山本 順三君	末松 信介君
高良 鉄美君	齊藤健一郎君
伊波 洋一君	浜田 聡君
藤井 一博君	永井 学君
古庄 玄知君	白井 正一君
越智 俊之君	梶原 大介君
神谷 政幸君	佐藤 啓君
小野田紀美君	朝日健太郎君
青山 繁晴君	山下 雄平君
吉川ゆうみ君	山田 宏君
和田 政宗君	石田 昌宏君
石井 正弘君	赤池 誠章君
江島 潔君	片山さつき君
西田 昌司君	森 まさこ君
山田 俊男君	石井 浩郎君

上野 通子君	松村 祥史君
宮沢 洋一君	有村 治子君
櫻井 充君	鶴保 庸介君
衛藤 晟一君	山崎 正昭君
中曽根弘文君	山東 昭子君
奥村 政佳君	大椿ゆうこ君
村田 享子君	三上 えり君
水野 素子君	高木 真理君
古賀 千景君	柴 慎一君
横沢 高德君	塩村あやか君
羽田 次郎君	田島麻衣子君
岸 真紀子君	石垣のりこ君
石川 大我君	井上 義行君
小沢 雅仁君	勝部 賢志君
木戸口英司君	小西 洋之君
杉尾 秀哉君	熊谷 裕人君
徳永 エリ君	渡辺 猛之君
吉川 沙織君	齋藤 嘉隆君
石橋 通宏君	中西 祐介君
川田 龍平君	牧山ひろえ君
田名部匡代君	水岡 俊一君
木村 英子君	橋本 聖子君
青木 愛君	辻元 清美君
福山 哲郎君	福島みずほ君
堂込麻紀子君	竹詰 仁君
鬼木 誠君	田村 まみ君
芳賀 道也君	小沼 巧君
磯崎 哲史君	浜口 誠君
打越さく良君	森屋 隆君
浜野 喜史君	上田 清司君
古賀 之士君	森本 真治君
川合 孝典君	伊藤 孝恵君
野田 国義君	広田 一君
榊葉賀津也君	舟山 康江君
天島 大輔君	船後 靖彦君

国務大臣	財務大臣	加藤 勝信君
	文部科学大臣	あべ 俊子君
	厚生労働大臣	福岡 資麿君
	経済産業大臣	武藤 容治君
	国土交通大臣	中野 洋昌君
	防衛大臣	中谷 元君
	内閣官房長官	林 芳正君
副大臣	経済産業副大臣	古賀友一郎君

議長報告事項
 去る十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員	補欠
財政金融委員	補欠
予算委員	補欠
行政監視委員	補欠

山口 和之君	藤巻 健史君
仁比 聡平君	大門実紀史君
加田 裕之君	古庄 玄知君
滝沢 求君	田中 昌史君
石川 博崇君	伊藤 孝江君
河野 義博君	秋野 公造君
神谷 政幸君	岩本 剛人君
田中 昌史君	滝沢 求君
伊藤 孝江君	石川 博崇君
青島 健太君	石井 章君
永井 学君	滝沢 求君
高橋 次郎君	杉 久武君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
 森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案(閣法第三二二号)
 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第三三五号)
 電波法及び放送法の一部を改正する法律案(閣法第一九号)
 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
 若者の就労所得に係る所得税の負担を軽減するための所得控除の拡充に関し講ずべき措置に関する法律案(田中健君外一名提出)(衆第三三三号)

令和七年四月十六日 参議院会議録第十三号 議長報告事項

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。
労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。
石綿健康被害救済法による特別遺族給付金の認定に係る旧国鉄元職員の遺族及びJR元職員の遺族間の権衡に関する再質問主意書(福島みずほ君提出)(第九五号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員柴田巧君提出母子及び父子並びに寡婦福祉法の対象範囲に関する質問に対する答弁書(第七六号)

参議院議員神谷宗幣君提出土地利用状況に関する報告を踏まえた安全保障と外国人土地取得規制に関する再質問に対する答弁書(第七七号)

参議院議員神谷宗幣君提出LGBT理解増進法における「不当な差別」の定義の明確化に関する質問に対する答弁書(第七八号)

参議院議員神谷宗幣君提出「高度専門職」外国人受入れと安全保障上の懸念に関する質問に対する答弁書(第七九号)

参議院議員石垣のりこ君提出診療所医師の引退年齢を八十歳と仮定して医師偏在対策を策定することの妥当性に関する質問に対する答弁書(第八〇号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

同日内閣から、食料・農業・農村基本法第十七条第九項において準用する同条第六項の規定に基づく食料・農業・農村基本計画の変更の報告を受領した。

同日内閣を経由して農林水産大臣から、食料供給困難事態対策法第三条第五項の規定に基づく食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針を受領した。

一昨十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

総務委員
酒井 庸行君 藤川 政人君
補欠

法務委員
藤川 政人君 酒井 庸行君
補欠

経済産業委員
嘉田由紀子君 石井 章君
補欠

国土交通委員
北村 経夫君 吉川ゆうみ君
補欠

環境委員
石井 準一君 越智 俊之君
補欠

予算委員
石田 昌宏君 酒井 庸行君
補欠

同日委員において選任した理事は次のとおりである。

行政監視委員
古庄 玄知君 加田 裕之君
補欠

議院運営委員
清水 真人君 田中 昌史君
補欠

行政監視委員
石川 博崇君 伊藤 孝江君
補欠

理事 鬼木 誠君 (鬼木誠君の補欠)

理事 石井 苗子君 (石井苗子君の補欠)

理事 倉林 明子君 (倉林明子君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

ライドシェア事業に係る制度の導入に関する法律案(青柳仁士君外二名提出)(衆第二四号)

外国為替資金特別会計の在り方の見直しに関する法律案(田中健君外一名提出)(衆第二五号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第四〇号) 内閣委員会に付託
電波法及び放送法の一部を改正する法律案(閣法第一九号) 総務委員会に付託
漁業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第二六号) 農林水産委員会に付託
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二七号) 環境委員会に付託

同日議員から次の質問主意書が提出された。
我が国の自動消火設備がガラパゴス化している可能性等に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第九六号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
中国の反スパイ法等に基づく日本人及び在日中国人の拘束事案に係る危機意識の喚起と政府対応に関する質問主意書(神谷宗幣君提出)(第九一号)

高額療養費自己負担上限額引上げの優先度に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第九二号)

医療保険料が児童手当の財源となっていること
の妥当性等に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第九三号)

固定価格買取制度における出力制御に関する質問主意書(野田国義君提出)(第九四号)

昨十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

藤川 政人君 補欠 酒井 庸行君

総務委員

酒井 庸行君 補欠 藤川 政人君

法務委員

小川 克巳君 補欠 末松 信介君

外交防衛委員

石井 章君 補欠 嘉田由紀子君

文教科学委員

中曽根弘文君 補欠 田中 昌史君

経済産業委員

末松 信介君 補欠 小川 克巳君

国土交通委員

石井 準一君 補欠 越智 俊之君

環境委員

北村 経夫君 補欠 吉川ゆうみ君

予算委員

越智 俊之君 補欠 石井 準一君

辞任

酒井 庸行君 補欠 石田 昌宏君

豊田 俊郎君

堀井 巖君

決算委員

石田 昌宏君 補欠 酒井 庸行君

行政監視委員

堀井 巖君 補欠 豊田 俊郎君

議院運営委員

清水 真人君 補欠 滝沢 求君

辞任

岩本 剛人君 補欠 藤井 一博君

赤池 誠章君

星 北斗君

松川 るい君

太田 房江君

福島みずほ君

大橋ゆうこ君

内閣委員会

理事 酒井 庸行君 (酒井庸行君の補欠)

総務委員会

理事 藤井 一博君 (藤井一博君の補欠)

農林水産委員会

理事 佐藤 啓君 (佐藤啓君の補欠)

環境委員会

理事 梶原 大介君 (梶原大介君の補欠)

同日委員長から次の内閣提出案を受領した。
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(閣法第二四号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会に付託した。
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第三五号)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
自殺対策基本法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。
港灣法等の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)審査報告書

同日議長は、我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案(閣法第五六号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員浜田聡君提出日本政府が中国政府と合意した修学旅行の相互受入れの促進に関する質問に対する答弁書(第八一号)

参議院議員浜田聡君提出公益通報の濫用的通報者が存在する事実への対処に関する質問に対する答弁書(第八二号)

参議院議員浜田聡君提出医療DXと保険者機能強化に関する質問に対する答弁書(第八三号)

参議院議員浜田聡君提出営利法人に病院等の開設が認められない法的根拠に関する質問に対する答弁書(第八四号)

参議院議員浜田聡君提出保育所への運営費加算要件として「施設・事業所の職員の平均経験年数が十年以上」を設定すること等に関する質問に対する答弁書(第八五号)

参議院議員山本太郎君提出沖縄防衛局が普天間第二小学校に設置したカメラ及び映像データに関する質問に対する答弁書(第八六号)

参議院議員山本太郎君提出原子力災害時における住民避難のための実動組織による支援に関する質問に対する答弁書(第八七号)

参議院議員平山佐知子君提出犬肉の輸入統計に関する質問に対する答弁書(第八八号)

参議院議員平山佐知子君提出犬猫等のプリーダーに係る免許制導入に関する質問に対する答弁書(第八九号)

参議院議員石垣のりこ君提出トランプ大統領の言動と「法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持」との整合性に関する質問に対する答弁書(第九〇号)

自殺対策基本法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
令和七年四月十五日
提出者
厚生労働委員長 柘植 芳文
参議院議長 関口 昌一殿

自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
日次中「第四章 自殺総合対策会議等(第二十三条―第二十五条)」を「第四章 協議会(第二十三条―第二十五条)」を「第五章 自殺総合対策会議等(第二十六条―第二十八条)」に改める。

第二条第二項中「踏まえるの下に」、関係機関、関係団体その他の関係者の連携と協働により」を加え、「実施されを「推進され」に改め、同条に次の二項を加える。

6 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関し適切な配慮がなされるようにするための取組の促進について特に留意されなければならない。

7 このどもに係る自殺対策は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができ、社会の実現を目指し、社会全体で取り組むことを基本として、行われなければならない。

第三條の見出しを「国の責務」に改め、同条第一項中「次項」を「次条第一項及び第五條」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 このどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進しなければならない。

第三條第三項を削り、同条の次に次の一條を加える。

(学校の責務)
第五條 学校は、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めるものとする。
第六條の見出しを「(国民の理解)」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。
第八條中「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七條第一項及び第三項において同じ。」を削る。
第十二條中「第二十三條第二項第一号」を「第二十六條第二項第一号」に改める。
第十七條第三項中「啓発」の下に「及び」を加え、「啓発その他」を「啓発を行うとともに、自殺の防止等の観点から、心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置のほか、精神保健に関する知識の向上その他の」に改める。
第十八條中「環境の整備」の下に、「精神科医その他の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保」を加える。
第十九條に次の二項を加える。
2 前項の規定により整備する体制においては、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、自殺の発生を回避するための適切な対処を行う上で必要な情報が、当該対処を行う関係機関及び関係団体に対し迅速かつ適切に提供されるようにするものとし、そのために必要な措置が講じられなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。
第五條を次のように改める。

3 国及び地方公共団体は、自殺の防止の観点から、自殺の助長につながるような情報、物品、設備等についてその適切な管理、配慮等に関して注意を促すために必要な措置を講ずるものとする。

第二十條中「適切な」を「適切かつ継続的な」に改める。
第二十一條中「(心理的影響)」の下に、「その生活上の不安等」を加え、「適切な」を「総合的に改める」。
第二十五條を第二十八條とし、第二十四條を第二十七條とし、第二十三條を第二十六條とする。
第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 協議会
(協議会の設置等)
第二十三條 地方公共団体は、第十九條及び第二十條の施策でこのどもに係るものを実施するに当たっては、単独で又は共同して、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第六條第一項に規定する精神保健福祉センターをいう)、医療機関、当該地域を管轄する警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者をもって構成する協議会(次項及び次条において「協議会」という。)を置くことができる。

2 前項の規定により協議会を設置する地方公共団体は、協議会において次条第一項の規定によりこどもの自殺の防止のための対処、支援等の措置に関し協議を行うときは、あらかじめ、協議会を構成する者に、当該協議を行う事項を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。
(協議会の事務等)
第二十四條 協議会は、前条第一項に規定する施策を適切かつ効果的に実施するため、こどもの

自殺の防止等について必要な情報の交換を行うとともに、必要な対処、支援等の措置に関する協議を行うものとする。
2 協議会は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関その他の関係者に対して、資料又は情報の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
3 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の国の関係行政機関の長及び都道府県は、こどもの自殺の防止等に関し、協議会を構成する者の求めに応じて、必要な助言、資料の提供その他の協力を行うことができる。
4 次の各号に掲げる協議会を構成する者の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。
一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又は当該者であった者
5 前条及び前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
(罰則)
第二十五條 前条第四項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
附則第二條を次のように改める。

(検討)
第二條 自殺対策については、自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況、自殺対策等に関する最新の知見その他社会経済情勢の変化を踏まえ、適宜、その在り方に関し

て検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定、第十二条の改正規定、第十七条第三項の改正規定、第二十五条を第二十八条とし、第二十四条を第二十七条とし、第二十三条を第二十六条とする改正規定、第四章を第五章とし、第三章の次に一章を加える改正規定及び次項から附則第四項までの規定は、令和八年四月一日から施行する。

(厚生労働省設置法の一部改正)

2 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「及び第十六号」を「、第十六号及び第十七号の二」に改める。

(こども家庭庁設置法の一部改正)

3 こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 こどもに係る自殺対策に関するこ

と(他省の所掌に属するものを除く。)

第四条第一項第十八号中「前二号」を「前三号」に改める。

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の一部改正)

4 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十条のうち厚生労働省設置法第十八条第二項の改正規定中「及び第十六号」を「、第十六号及び第十七号の二に、「及び第十七号」を

「第十七号及び第十九号」に改める。

附則第十一条のうちこども家庭庁設置法第四条第一項の改正規定中「第二十九号」を「第三十号」に、「二号ずつ」を「三号ずつ」に、「第二十号」を「第二十一号」に改め、「第十八号」の下に「第二十号」とし、第十七号の二を「」を加える。

審査報告書

港湾法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

令和七年四月十五日

国土交通委員長 小西 洋之
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年の気候変動等に対応して港湾の保全及び円滑な利用の確保を図るため、港湾管理者による協働防護計画の作成及び同計画に定められた事業の実施に係る工事の許可の特例、非常災害時における他人の土石の取用等に係る措置の拡充、港湾管理者が管理する港湾施設の改良工事の国土交通大臣による代行制度の創設、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾における港湾施設の利用を調整する制度の創設等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案の施行のため、令和七年度一般会計予算において、港湾事業費、離島振興事業費、北海道開発事業費及び沖縄開発事業費にそれぞれ港湾改修費として、計約一千八百八十五億円が計上されており、その一部が充てられる。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 気候変動に伴う災害から港湾機能を確保するための対策については、日本沿岸の平均海面水位が二十一世紀の間、上昇し続けることが予測されていることを踏まえ、長期的な視点で取り組むこと。

二 協働防護計画に基づく最適化事業を円滑に推進するために、民間事業者に対する税制支援のみならず、協働防護協議会に対し、ガイドラインの作成、知見やノウハウの提供、人材支援といったソフト面での支援や助言を十分に行うこと。また、協働防護計画の作成に当たり、港湾管理者の組織体制や人材育成等の充実のための支援を強化すること。

三 協働防護計画の作成に当たっては、政策決定を優先するのではなく、民間事業者が無理なく参加できるような計画となるよう港湾管理者に対し促すこと。また、計画の検討に際しては、港湾管理者に対し、港湾施設を所有する民間事業者からの意見を十分聴いて、その趣旨を最大限尊重するとともに、特に中小事業者の置かれた厳しい経営環境や所有する港湾施設の現状等について、十分配慮するよう求めること。

四 協働防護の主要関係者として、協働防護協議会への港湾労働者の代表の参画を確実に働きかけること。

五 港湾管理者における技術職員不足に対しては、国による港湾工事の代行措置の実施と併せて、技術系職員の意見・要望をしつかり把握した上で、その確保・育成及び定着のための施策に努めるとともに、賃金、労働災害防止等の労働環境の改善が図られるようにすること。

六 港湾施設の老朽化の進行に対し、港湾管理者の人員・予算の不足により港湾施設の維持管理が不十分となることがないよう、人員・予算の確保に努めるとともに、港湾施設の点検の効率化や適切なメンテナンス体制の在り方を検討し、持続可能な維持管理体制を実現すること。また、港湾施設の点検・整備におけるデジタル技術の導入を促進し、作業の効率化に向けた環境整備を図ること。

七 海洋再生可能エネルギー発電は、日本全体のカーボンニュートラルの実現に向け、重要な役割を担うことから、その推進のため基地港湾としての機能を最大限発揮できるよう万全を期するとともに、海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭の一時的な利用については、長期かつ広範囲に埠頭の占用を伴う場合もあることから、埠頭の貸付けに当たっては一般の利用者の利便を妨げることがないよう十分留意すること。

八 災害発生時に港湾施設の復旧作業に従事する人員の確保策の実効性について十分に検討を行うこと。特に、発災時は復旧作業に従事する者も被災者であるという視点に立ち、これらの者が無理なく復旧作業に従事できる体制の構築と、必要な環境の整備を図ること。

右決議する。

港湾法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
令和七年四月八日
衆議院議長 額賀福志郎
参議院議長 関口 昌一殿

港湾法等の一部を改正する法律案

港湾法等の一部を改正する法律

(港湾法の一部改正)

第一条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「効果的な利用」の下に「及び保全を加え、」第四節 港湾環境整備計画 第五十一条 第五十一条の五)を「第四節 港湾環境整備計画(第五十一条―第五十一条の五) 第五節 協働防護計画(第五十一条の六―第五十一条の十四)」に、「行政財産の貸付け」を「行政財産の貸付け等に、」第五十五条の二を「第五十五条の二の二に、」第五十五条の二の二―第五十五条の四)を「第五十五条の二の二―第五十五条の四の四)に改める。

第二条の四第一項中「第三十七条の三第一項の下に」及び第三項を加え、「及び第五十五条の二第一項を、」第五十五条の二第一項及び第五十五条の二の二第二項に改める。

第三条の二第二項第六号中「利用」の下に「及び保全」を加える。

第三条の三第十一項を削り、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「第七項」を「第九項」に、「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第四項」を「第六項」に、「第二項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項中「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の」を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 地方港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め

ることができる。

3 港湾計画には、港湾の保全に関する事項として、地球温暖化その他の気候の変動に起因する港湾区域の水面の上昇その他の港湾区域の水象に係る高さの変化に対応するため、臨港地区内にある港湾施設であつて次に掲げるもの(第五十一条の六第一項から第三項まで及び第五十一条の九において「特定港湾施設」という)の高さ及び機能の最適化に関する事項を記載することができる。

一 防潮堤、護岸、堤防又は胸壁

二 前号に掲げるもののほか、荷さばき地その他の港湾施設であつて港湾区域の水象に係る高さの変化によりその運営に著しい影響を受けるものとして国土交通省令で定めるもの

第三十七条第二項中「第三条の三第九項若しくは第十項」を「第三条の三第十一項若しくは第十二項」に改める。

第三十七条の三第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「前項第二号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項第一号に掲げる事項が再生可能エネルギー源の利用に資する施設又は工作物であつて国土交通省令で定めるもの(次条第三項において「再生可能エネルギー源利用施設等」という)を含む場合における公募占用指針には、前項各号に掲げる事項のほか、当該公募対象施設等の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に当たつて留意すべき港湾の利用に関する事項を定めなければならない。

第三十七条の四中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 設置しようとする公募対象施設等が再生可能エネルギー源利用施設等である場合における公募占用計画には、前項各号に掲げる事項のほか、当該公募対象施設等の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に利用する港湾に関する事項を記載しなければならない。

第三十七条の五第四項中「学識経験者」の下に「及び公募占用計画に他の港湾管理者が管理する港湾に係る前条第三項に規定する事項が記載されている場合にあつては、当該他の港湾管理者」を加える。

第三十七条の六第二項中「の期間」の下に「並びに当該認定に係る公募占用計画に他の港湾管理者が管理する港湾に係る第三十七条の四第三項に規定する事項が記載されている場合にあつては、当該事項のうち国土交通省令で定めるもの」を加える。

第三十七条の七中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 港湾管理者は、第一項の変更の認定をする場合において、当該変更の認定に係る公募占用計画に他の港湾管理者が管理する港湾に係る第三十七条の四第三項に規定する事項が記載されているときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該他の港湾管理者の意見を聴かなければならない。

第三十七条の八第四項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第三十八条の二第七項第一号から第三号までの規定中「第三条の三第九項」を「第三条の三第十一項」に、「第十項」を「第十二項」に改める。
第四十三条の七中「第五十五条の二の二」を「第五十五条の二の三」に改める。
第四十三条の十四を次のように改める。
(臨港地区内における行為の届出の特例)

第四十三条の十四 第三十八条の二第一項及び第四項の規定は、第四十三条の十一第一項若しくは第六項の規定による指定又は前条第一項の認可を受けた港湾運営会社の当該指定又は認可に係る運営計画に記載された第四十三条の十二第一項第二号に掲げる事項に第三十八条の二第一項又は第四項の規定による届出を要する行為が記載されている場合において当該港湾運営会社が当該運営計画に従つて当該行為をするときについては、適用しない。

第九章の章名中「利用」の下に「及び保全」を加える。
第五十条の四第三項を次のように改める。
3 第三十八条の二第一項及び第四項の規定は、第五十条の二第九項の規定により公表された港湾脱炭素化推進計画に定められた港湾脱炭素化促進事業の実施主体が同条第三項第三号に掲げる事項が定められた当該港湾脱炭素化推進計画に従つて同号に規定する行為をする場合については、適用しない。

第五十条の六第一項中「港湾管理者(以下)の下に」この節において「を加え、同条第二項第三号中「第五十条の八第一項」を「第五十条の八」に改める。
第五十条の八第二項を次のように改める。
2 第三十八条の二第一項及び第四項の規定は、第五十条の六第九項の規定により公表された特定利用推進計画に定められた特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の実施主体が同条第三項第二号に掲げる事項が定められた当該特定利用推進計画に従つて同号に規定する行為をする場合については、適用しない。

第五十条の十六第二項第三号中「及び次条第二項」を並びに次条第二項及び第三項に改める。

第五十条の十七第三項を次のように改める。
第三十八条の二第一項及び第四項の規定は、前条第七項の規定により公表された国際旅客船拠点形成計画に定められた国際旅客船取扱埠頭機能高度化事業の実施主体が同条第三項第三号に掲げる事項が定められた当該国際旅客船拠点形成計画に従つて同号に規定する行為をする場合については、適用しない。
第九章に次の一節を加える。

第五節 協働防護計画

(協働防護計画の作成)

第五十一条の六 港湾管理者は、協働防護区域ごとに、第三条の三第十一項又は第十二項の規定によりその概要が公示された港湾計画に記載されている同条第三項に規定する事項を特定港湾施設の所有者又は管理者が連携し、又は協働して実施することにより特定港湾施設(同項第二号に掲げるものに限る。)並びに工場及び事業場(次項において「特定港湾施設等」という。)を防護するための計画(以下「協働防護計画」という。)を作成することができる。

2 前項の「協働防護区域」とは、臨港地区内の区域であつて、港湾施設並びに工場及び事業場の規模及び配置からみて、特定港湾施設の所有者又は管理者が連携し、又は協働して行う特定港湾施設の整備又は管理によつて、特定港湾施設等が浸水することにより当該特定港湾施設等にあるコンテナ、木材その他の物資が散乱することを防止すべき一団の土地の区域をいう。
3 協働防護計画には、協働防護区域(前項に規定する協働防護区域をいう。以下同じ。)の位置及び区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
一 当該協働防護区域における特定港湾施設

の高さ及び機能の最適化に関する基本的な方針

二 協働防護計画の目標

三 前号の目標を達成するために行う特定港湾施設の高さ及び機能の最適化に資する事業(以下「最適化事業」という。)並びにその実施主体に関する事項

四 協働防護計画の達成状況の評価に関する事項

五 計画期間

六 前各号に掲げるもののほか、協働防護計画の実施に関し当該港湾管理者が必要と認める事項

4 前項第三号に掲げる事項には、最適化事業の実施に係る第三十七条第一項の許可を要する行為に関する事項を定めることができる。

5 港湾管理者は、協働防護計画を作成しようとするときは、公聴会を開き、当該協働防護計画に係る協働防護区域に利害関係を有する者に、当該協働防護区域の位置及び区域に関する意見を述べる機会を与えなければならない。この場合においては、当該協働防護区域の位置及び区域並びに公聴会の期日及び場所をあらかじめ公告しなければならない。

6 港湾管理者は、協働防護計画を作成しようとする場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されているときは、当該協働防護計画に定める事項について当該協議会において協議を行わなければならない。

7 港湾管理者は、協働防護計画に第三項第三号に掲げる事項を定めるときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者(当該港湾管理者を除く。)の同意を得なければならない。

8 港湾管理者は、協働防護計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、

国土交通大臣及び第三項第三号の実施主体に送付しなければならない。この場合においては、当該協働防護計画に係る協働防護区域の位置及び区域について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第五十一条の十一第二項及び第五十五条の四の第三項において同じ。)により公衆の縦覧に供するとも、当該協働防護区域の区域内の見やすい場所に掲示しなければならない。

9 国土交通大臣は、前項前段の規定により協働防護計画の送付を受けたときは、当該港湾管理者に対し、必要な助言をすることができる。

10 第五項の規定は協働防護計画(協働防護区域の位置及び区域に係る部分に限る。)を変更する場合について、第六項から前項までの規定は協働防護計画を変更する場合について、それぞれ準用する。
(協働防護協議会)

第五十一条の七 港湾管理者は、協働防護計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、協働防護協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 協働防護計画を作成しようとする港湾管理者
二 協働防護計画に定めようとする最適化事業を実施すると見込まれる者(前号に掲げる者を除く。)

三 関係する地方公共団体
四 当該港湾の利用者、学識経験者その他の当該港湾管理者が必要と認める者

3 最適化事業を実施し、又は実施しようとする者は、協議会が組織されていない場合にあつては、当該最適化事業に係る港湾管理者に対して、協議会を組織するよう要請することができる。

4 前項の規定による要請を受けた港湾管理者は、当該要請に基づき協議会を組織するか否かについて検討を加え、遅滞なく、その結果を当該要請をした者に通知しなければならない。

5 港湾管理者は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

6 第三項に規定する者であつて協議会の構成員でないものは、第一項の規定により協議会を組織する港湾管理者に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

7 前項の規定による申出を受けた港湾管理者は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

8 第一項の規定により協議会を組織する港湾管理者は、協議会において協議を行うときは、あらかじめ、第二号に掲げる者であつて協議会の構成員であるもの(前項の規定により協議会の構成員となつた者を含む。)に、当該協議会を行う事項を通知しなければならない。

9 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

10 国土交通大臣は、協働防護計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。
11 協議会において協議が調つた事項について

は、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

12 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

(公表された協働防護計画に係る港湾隣接地域内の工事の許可の特例)

第五十一条の八 第五十一条の六第四項に規定する事項が定められた協働防護計画が同条第八項前段(同条第十項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る最適化事業の実施主体に対する第三十七条第一項の許可があつたものとみなす。

(協働防護協定の締結等)

第五十一条の九 第五十一条の六第八項前段の規定により公表された協働防護計画(以下この項及び次項において「公表協働防護計画」という。)に定められた最適化事業の実施主体(当該実施主体と当該最適化事業に係る特定港湾施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかなるものを除く。第五十一条の十三において同じ。)を有する者(以下この項において「所有者等」という。)とが異なる場合にあつては、当該所有者等を含む。)は、その全員の合意により、かつ、公表協働防護計画に係る港湾管理者(以下この節において「特定港湾管理者」という。)の認可を受けて、当該最適化事業に係る特定港湾施設の整備又は管理に關する協定(以下「協働防護協定」という。)を締結することができる。

2 前項の規定により協働防護協定を締結することができる者以外の者であつて、公表協働

防護計画に係る協働防護区域において特定港湾施設を所有し、又は管理する者は、当該実施主体に申し出て、同項の規定により締結される協働防護協定に参加することができる。

この場合において、同項の規定中「含む。」とあるのは、「含む。」及び次項前段の規定によりこの項に規定する協定に参加することを希望する者」とする。

3 協働防護協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 協働防護協定の目的となる特定港湾施設(次号、第五十一条の十一及び第五十一条の十三において「協定特定港湾施設」という。)

二 次に掲げる事項のうち必要なもの

イ 協定特定港湾施設の港湾区域の水面からの高さ(協働防護協定の目的となる防潮堤、護岸、堤防及び胸壁にあつては、これらの天端の水面からの高さ)又は構造に關する基準

ロ 協定特定港湾施設の定期的な点検、災害時における防潮堤の陸側の操作又は荷さばき地にあるコンテナの固縛若しくは荷さばき地への移動式貨物流出防止柵の据付けその他の協定特定港湾施設の管理に關する基準

ハ 協定特定港湾施設の整備又は管理に要する費用の負担の方法

ニ その他協定特定港湾施設の整備又は管理に關する事項

三 協働防護協定の有効期間

四 協働防護協定に違反した場合の措置

(認可の申請に係る協働防護協定の縦覧等) 第五十一条の十 特定港湾管理者は、前条第一項の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、

当該協働防護協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該協働防護協定について、特定港湾管理者に意見書を提出することができる。

(協働防護協定の認可)

第五十一条の十一 特定港湾管理者は、第五十一条の九第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。
二 協定特定港湾施設の利用を不当に制限するものでないこと。
三 第五十一条の九第三項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 特定港湾管理者は、第五十一条の九第一項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、

当該協働防護協定について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の縦覧に供するとともに、協定特定港湾施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定特定港湾施設である旨又は協定特定港湾施設が当該区域内に存する旨を揭示しなければならない。

(協働防護協定の変更)

第五十一条の十二 協働防護協定を締結した者(次条に規定する公示後所有者等を含む。第五十一条の十四第一項において同じ。)は、当該協働防護協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、特定港湾管理者の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可につい

て準用する。

(協働防護協定の効力)

第五十一条の十三 第五十一条の十一第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公示のあつた協働防護協定は、公示後所有者等(その公示のあつた後において協定特定港湾施設の所有者若しくは管理者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者となつた者をいう。)に対しても、その効力があるものとする。

(協働防護協定の廃止)

第五十一条の十四 協働防護協定を締結した者は、第五十一条の九第一項又は第五十一条の十二第一項の認可を受けた協働防護協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、特定港湾管理者の認可を受けなければならない。

2 特定港湾管理者は、前項の認可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第五十二条第三項中「前項」を「第二項」に改

め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により港湾工事をする場合において必要があると認めるときは、当該港湾工事に係る港湾の港湾管理者と協議の上、政令で定めるところにより、当該港湾工事の実施に必要な限度で、当該港湾管理者に代わつてその権限を行うものとする。

第五十二条の次に次の一条を加える。

(高度港湾工事の代行)

第五十二条の二 国土交通大臣は、前条第一項に定めるところによるほか、港湾管理者から要請があり、かつ、当該港湾管理者における港湾施設の改良に關する工事の実施体制その

の

他の地域の実情を勘案して、当該港湾管理者が管理する係留施設その他の政令で定める港湾施設(第一号において「特定係留施設等」という。)の改良に関する工事(次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものに限る。以下この条において「高度港湾工事」という。)を当該港湾管理者に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

一 特定係留施設等の従前の機能を確保するために必要であること。
二 高度の技術を要すること又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められること。

2 前項の規定により国土交通大臣が行う高度港湾工事に要する費用は、国が負担金等相当額(港湾管理者が自ら当該高度港湾工事を行うこととした場合に国が当該港湾管理者に交付する負担金又は補助金の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。)を、当該港湾管理者が当該高度港湾工事に要する費用の額から負担金等相当額を控除した額をそれぞれ負担する。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により高度港湾工事を行う場合において必要があると認めるときは、当該港湾管理者と協議の上、政令で定めるところにより、当該高度港湾工事の実施に必要な限度で、当該港湾管理者に代わつてその権限を行うものとする。

4 国土交通大臣は、第一項の規定により高度港湾工事を行うおとすときは、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 国土交通大臣は、第一項の規定による高度港湾工事の全部又は一部を完了したときは、

遅滞なく、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第五十三条中「前条」を「第五十二条」に改める。
第十章第二節の節名中「貸付け」を「貸付け等」に改める。

第五十五条の二第二項中「行政財産である」を「行政財産(に改め、「港湾施設」の下に「である」に限る。)」を、「この条」の下に「及び次条」を加え、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 国土交通大臣又は海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の港湾管理者の長は、第一項又は前項の規定によりこれらの規定に規定する行政財産の貸付けをするときは、その貸付けの相手方である許可事業者との間で、次条第一項に規定する協議会において協議が調つた場合においてはその貸付けに係る当該行政財産について同項の規定による要請をした許可事業者が一時的に利用させる旨をその貸付けに係る貸付契約の契約条項として定めなければならない。

第五十五条の二の二を第五十五条の二の三とする。
第十章第二節に次の一条を加える。
(利用調整協議会)

第五十五条の二の二 前条第一項又は第四項の規定により貸付けを受けている許可事業者であつて当該貸付けの対象となつてこれらの規定に規定する行政財産とは別のこれらの規定に規定する行政財産について一時的な利用を希望するものは、これらの行政財産の双方が同一の港湾管理者の管理する港湾に所在する場合を除き、国土交通大臣に対し、当該

一時的な利用に関し必要な協議を行うための協議会(以下この条において「利用調整協議会」という。)を組織するよう要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた国土交通大臣は、当該要請に係る一時的な利用が海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の円滑な実施に資すると認めるときは、利用調整協議会を組織するものとする。
3 利用調整協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 国土交通大臣
二 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の港湾管理者の長
三 第一項の規定による要請をした許可事業者
四 第一項の規定による要請に係る一時的な利用の対象となる行政財産について前条第一項又は第四項の規定により貸付けを受けている許可事業者
五 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の理事長
六 関係行政機関の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

4 国土交通大臣は、利用調整協議会において協議を行うときは、あらかじめ、前項第四号に掲げる者に、当該協議を行う事項を通知しなければならない。

5 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

6 利用調整協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

7 利用調整協議会において協議が調つた事項

については、利用調整協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、利用調整協議会の運営に関し必要な事項は、利用調整協議会が定める。

第五十五条の三第一項中「居る」を「ある」に、「附近」を「付近」に、「防ぎよ」を「防衛」に改め、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 港湾管理者は、その管理する荷さばき地その他の国土交通省令で定める港湾施設について非常災害による被害が発生した場合において、当該港湾施設を災害応急対策必要物資(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第八十六条の十八第一項に規定する災害応急対策必要物資をいう。)の荷さばきその他の流通に係る業務に使用するためその応急の復旧を緊急に行う必要がある、他に手段がないと認めるときは、当該業務の現場において、他人の土地若しくは建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

第五十五条の三の二第二項中「(昭和三十六年法律第二百二十三号)」を削り、「災害応急対策をいう」の下に「第五十五条の四の二第一項において同じ」を加える。

第五十五条の三の三第一項中「この項」の下に「及び次項」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「ある港湾」の下に「又は当該非常災害等に係る緊急輸送のために寄港する船舶の隻数が著しく増加することが見込まれる港湾」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第

発電設備等拠点港湾の同項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三条第二項に規定する行政財産について準用する。この場合において、港湾法第五十五条の二第二項中「第五十四条第一項」とあるのは、「北海道開発のためにする港湾工事に係る法律第四条第二項」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えて準用する港湾法第五十五条の二第一項の規定により国土交通大臣が前項に規定する行政財産の貸付けを行っている場合における同法第五十五条の二(二)利用調整協議会の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項」とあるのは、「前条第一項(北海道開発のためにする港湾工事に係る法律(昭和二十六年法律第七十三号)第六条第一項において準用する場合を含む。第三項第四号において同じ。)」とする。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)
第三条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。
第一百条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 国土交通大臣は、第一項の規定により港湾工事をする場合において必要があると認めるときは、当該港湾工事に係る港湾の港湾管理者と協議の上、政令で定めるところにより、当該港湾工事の実施に必要な限度で、当該港湾管理者に代わってその権限を行うものとする。
第四条 沖縄振興特別措置法の一部を次のように改正する。

令和七年四月十六日 参議院会議録第十三号

第一百条第十一項中「及び」航行補助施設を「航行補助施設」、「海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾」及び「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11 港湾法第五十五条の二(第四項及び第八項を除く)の規定は、第一項に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設であつて、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三条第二項に規定する行政財産について準用する。この場合において、港湾法第五十五条の二第二項中「第五十四条第一項」とあるのは、「沖縄振興特別措置法第一百条第七項」と読み替えるものとする。

12 前項の規定により読み替えて準用する港湾法第五十五条の二第一項の規定により国土交通大臣が前項に規定する行政財産の貸付けを行っている場合における同法第五十五条の二の二の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項」とあるのは、「前条第一項(沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第一百条第十一項において準用する場合を含む。第三項第四号において同じ。)」とする。
第一百一条中「(昭和二十三年法律第七十三号)」を削る。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第三条の規定 公布の日
二 第一条中港湾法第五十二条の改正規定、同

港湾法等の一部を改正する法律案

条の次に一条を加える改正規定、同法第五十三条及び第五十五条の三の改正規定、同法第五十五条の三の二の改正規定(「昭和三十三年法律第二百二十三号」を削る部分に限る。)、同法第五十五条の三の三の改正規定、同法第五十五条の四第一項の改正規定(「第五十五条の二の二第一項」を「第五十五条の二の三第一項」に改める部分を除く。)、並びに同条第二項の改正規定、第二条中北海道開発のためにする港湾工事に係る法律第三条に一項を加える改正規定並びに第三条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中港湾法第五十六条の二の二十一第一項の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
(港湾法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この法律による改正後の港湾法(次項において「新港湾法」という。第三十七条の三第三項の規定は、この法律の施行前にこの法律による改正前の港湾法第三十七条の三第七項の規定により公示された公募占用指針については、適用しない。

2 この法律の施行の際現に港湾法第三十七条の六第一項の認定を受けている者であつて、その設置しようとする又は設置した同法第三十七条の三第一項に規定する公募対象施設等が新港湾法第三十七条の三第三項に規定する再生可能エネルギー源利用施設等であるものは、この法律の施行後遅滞なく、新港湾法第三十七条の四第三項に規定する事項(次項及び第四項において「特定事項」という。)を記載した書面を当該認定に係る港湾管理者に提出し、その認定を受けなければならない。

3 港湾管理者は、前項の認定をする場合において、同項の規定により提出された書面に他の港湾管理者が管理する港湾に係る特定事項が記載されているときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該他の港湾管理者の意見を聴かなければならない。
4 港湾管理者は、第二項の認定をした場合において、当該認定に係る書面に他の港湾管理者が管理する港湾に係る特定事項が記載されているときは、当該認定をした日及び当該認定を受けた者に係る国土交通省令で定める事項並びに当該特定事項のうち国土交通省令で定めるものを公示しなければならない。
5 第二項の認定を受けた書面は、当該認定を受けた者に係る港湾法第三十七条の八第一項に規定する認定公募占用計画の一部とみなす。
(政令への委任)
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む)は、政令で定める。
(検討)
第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(特定外資埠頭の管理運営に關する法律及び景観法の一部改正)
第五条 次に掲げる法律の規定中「第三条の三第九項」を「第三条の三第十一項」に改める。
一 特定外資埠頭の管理運営に關する法律(昭和五十六年法律第二十八号)第六条第一項
二 景観法(平成十六年法律第十号)第五十三

二二三

令和七年四月十六日 参議院会議録第十三号

審査報告書

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和七年四月十五日

外交防衛委員長 滝沢 求

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、防衛の分野に係る円滑化協定に係る法制の簡素化及び円滑化協定の適確な実施を確保するため、我が国が締結した円滑化協定の実施に関する諸法律を統合するとともに、今後締結する円滑化協定の実施に備えて、道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償請求の援助に関する措置に関し共通して必要な事項を定めるものであつて、おむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、今後、新たに円滑化協定が署名された際に、当該協定が本法第二条第一号に規定する円滑化協定に含まれることが想定される場合には、防衛省は、遅滞なく本委員会に報告すること。右決議する。

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する法律案

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

令和七年四月八日

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 道路運送法及び道路運送車両法の適用除外(第三条)

第三章 刑事手続等の特例(第四条・第十一条)

第四章 国の賠償責任の特例(第十二条・第十四条)

第五章 特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助(第十五条・第十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、円滑化協定の適確な実施を確保するため、円滑化協定の実施に伴う道路運送法、昭和二十六年法律第八十三号及び道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定め、もつて我が国と我が国以外の締約国(以下「締約国」という。)との間における防衛の分野に係る協力の円滑化に資することを目的とする。

日本国と我が国以外の

特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定め、もつて我が国と我が国以外の締約国(以下「締約国」という。)との間における防衛の分野に係る協力の円滑化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 円滑化協定 日本国の自衛隊と締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて、次に掲げる事項について定めるもののうち政令で定めるものをいう。

イ 公用車両(締約国が所有し、又は専ら締約国が賃借する道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車であつて、締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員が公務の執行のために使用するものをいう。次条において同じ。)に係る我が国における義務の免除に関する事項

ロ 刑事裁判権の行使の特例に関する事項

ハ 国の賠償責任の特例に関する事項

ニ 締約国軍隊 円滑化協定に基づいて、我が国と締約国との間で合意した活動に関連して、我が国の同意を得て日本国内に所在する締約国の軍隊をいう。

三 締約国軍隊の構成員 締約国軍隊に属する者をいう。

四 締約国軍隊の文民構成員 締約国軍隊に随伴する締約国の国籍を有する文民その他我が国及び締約国が適当であると認める者であつて、締約国に雇用されるもの又は締約国軍隊に勤務するもの(我が国に通常居住する者及び締約国又は締約国に代わる者との役務の提供を内容とする契約に基づき行われる事業に従事する者を除く。)をいう。

第三章 刑事手続等の特例

適用除外

第三条 公用車両(道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車に限る。)には、道路運送法第九十四条及び第九十五条の規定は、適用しない。

2 公用車両(道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車に限り、我が国において賃借されるものを除く。)には、同法第四条、第十九条、第二十九条、第三十一条から第三十三条まで、第四十条から第四十三条まで、第四十七條から第五十条まで、第五十四条、第五十四條の二、第五十六条、第五十八条、第六十三条、第六十六条、第七十三条第一項、第九十七条の三、第九十九条から第九十九条の三まで及び第百条の規定は、適用しない。

3 公用車両(道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車に限り、我が国において賃借されるものを除く。)には、同法第四十四条及び第百条の規定は、適用しない。

4 締約国が所有し、又は専ら締約国が賃借する道路運送車両法第二条第四項に規定する軽車両であつて、締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員が公務の執行のために使用するもの(我が国において賃借されるものを除く。)には、同法第四十五条及び第百条の規定は、適用しない。

第四条 検察官又は司法警察員は、逮捕された者が締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員であり、かつ、その者の犯した罪が専ら締約国の財産若しくは安全のみに対する罪、専ら

供を内容とする契約に基づき行われる事業に従事する者を除く。)をいう。

第二章 道路運送法及び道路運送車両法の適用除外

2 公用車両(道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車に限り、我が国において賃借されるものを除く。)には、同法第四条、第十九条、第二十九条、第三十一条から第三十三条まで、第四十条から第四十三条まで、第四十七條から第五十条まで、第五十四条、第五十四條の二、第五十六条、第五十八条、第六十三条、第六十六条、第七十三条第一項、第九十七条の三、第九十九条から第九十九条の三まで及び第百条の規定は、適用しない。

3 公用車両(道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車に限り、我が国において賃借されるものを除く。)には、同法第四十四条及び第百条の規定は、適用しない。

4 締約国が所有し、又は専ら締約国が賃借する道路運送車両法第二条第四項に規定する軽車両であつて、締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員が公務の執行のために使用するもの(我が国において賃借されるものを除く。)には、同法第四十五条及び第百条の規定は、適用しない。

締約国軍隊の構成員若しくは締約国軍隊の文民構成員の身体若しくは財産のみに対する罪又は公務執行中の作為若しくは不作為から生ずる罪のいずれかに明らかに該当すると認めるときは、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十号)の規定にかかわらず、直ちに被疑者を締約国軍隊に引き渡さなければならない。

2 司法警察員は、前項の規定により被疑者を締約国軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、速やかに書類及び証拠物並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)と共に事件を檢察官に送致しなければならない。(締約国軍隊によつて逮捕された者の受領)

第五条 檢察官又は司法警察員は、締約国軍隊から日本国の法令による罪を犯した締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員を引き渡す旨の通知があつた場合には、裁判官の発する逮捕状について刑事訴訟法第二百一条第一項の規定による措置をとつて、被疑者の引渡しを受け、又は檢察事務官若しくは司法警察職員にその引渡しを受けさせなければならない。この場合において、同法第二百一条の二第二項の規定による逮捕状に代わるもの提供があつたときは、当該逮捕状に代わるものについて同条第三項の規定による措置をとつて、その引渡しを受けることができる。

2 檢察官又は司法警察員は、前項に規定する場合において、引き渡されるべき者が日本国の法令による罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由があつて、急速を要し、あらかじめ裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げてその者の引渡しを受け、又は受けさせなければならない。この場合には、直ちに

裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならない。

3 前二項の場合を除くほか、檢察官又は司法警察員は、引き渡される者を受け取つた後、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による引渡しがあつた場合には、刑事訴訟法第九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合の手続の例による。ただし、同法第二百三条第一項、第二百四条第一項及び第二百五条第三項の時間の制限は、それぞれ第一項又は第二項の規定による引渡しがあつた時から起算する。(締約国軍隊の財産の差押え、搜索等)

第六条 締約国軍隊の財産(締約国軍隊が日本国内に所在していない場合にあつては、日本国内に所在する締約国の軍隊の財産であつて、締約国軍隊の用に供されていたものを含む。)についての搜索(搜索状の執行を含む)、差押え(差押状の執行を含む)、刑事訴訟法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令(当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。以下この条において単に「電磁的記録提供命令」という。)又は検証(検証状の執行を含む)は、檢察官若しくは司法警察員が締約国軍隊(締約国軍隊が日本国内に所在していない場合にあつては、締約国の軍隊。以下この条において同じ。)の権限ある者の同意を得て行い、又は檢察官若しくは司法警察員から締約国軍隊の権限ある者に囑託して行うものとする。ただし、裁判所又は裁判官が必要とする電磁的記録提供命令又は検証は、その裁判所若しくは裁判官が締約国軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその裁判所若しくは裁判官から締約

国軍隊の権限ある者に囑託して行うものとする。(締約国軍隊等への書類等の提供等) 第七条 裁判所、檢察官又は司法警察員は、その保管する書類若しくは証拠物又は電磁的記録について、締約国軍隊その他の締約国の権限ある当局から、締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員が犯した罪に係る刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があつたときは、次に掲げる措置をとることができ

一 その保管する書類の閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

二 その保管する証拠物の閲覧若しくは謄写を許し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

三 その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であることの証明がされたものを作成して提供すること。

2 前項(第三号に係る部分に限る。)の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。(日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件についての協力)

第八条 檢察官又は司法警察員は、締約国軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員の逮捕の要請を受けたときは、これを逮捕し、又は檢察事務官若しくは司法警察職員に逮捕させることができる。

2 前項の場合において、逮捕の要請があつた者が、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内にいることを疑うに足りる相当な理由があるときは、檢察官又は司法警察員は、裁判官の許可を得て、その場所に入りその者を搜索し、又は檢察事務官若しくは司法警察職員にその場所に入りその者を搜索させることができる。ただし、追跡されている者がその場所に入ったことが明らかであつて、急速を要し裁判官の許可を得ることができないときは、その許可を得ることを要しない。

3 第一項の規定により締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員を逮捕したときは、直ちに檢察官又は司法警察員から、その者を締約国軍隊に引き渡さなければならない。

4 司法警察員は、前項の規定により締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員を引き渡したときは、その旨を檢察官に通報しなければならない。

第九条 檢察官又は司法警察員は、締約国軍隊その他の締約国の権限ある当局から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実況見分をし、又は書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者その他の物の提出を求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出を求めることができる。

2 檢察官又は司法警察員は、檢察事務官又は司法警察職員に前項の処分をさせることができる。

令和七年四月十六日 參議院會議録第十三号

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間の協定の実施に関する法律案

3 前二項の処分の際には、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、その処分を受ける者に対して締約国軍隊その他の締約国の権限ある当局の要請による旨を明らかにしなければならない。

(自衛隊員への準用)

第十条 第五条の規定は、締約国の権限ある当局から、自衛隊員(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第五項に規定する隊員であつて、円滑化協定に基づいて、我が国と締約国との間で合意した活動に関連して、締約国の同意を得て締約国内に所在するものをいう。次項において同じ。)であつて日本国の法令による罪を犯したものを引き渡す旨の通知があつた場合について準用する。

2 第七条の規定は、締約国の権限ある当局から、自衛隊員が犯した罪に係る刑事事件の審判又は捜査のために必要があるものとして申出があつたときについて準用する。

(刑事補償)

第十一条 刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)又は少年の保護事件に係る補償に関する法律(平成四年法律第八十四号)の規定の適用については、締約国軍隊その他の締約国の権限ある当局による抑留又は拘禁は、刑事訴訟法による抑留若しくは拘禁又は少年の保護事件に係る補償に関する法律第二条第一項第二号に掲げる身体

の自由の拘束とみなす。

第四章 国の賠償責任の特例

(職務遂行に係る賠償責任)

第十二条 締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員が、その職務を行うについて日本国内において違法に他人に損害を加えたときは、国の公務員がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合の例により、国がその損害を賠償する責任を負う。

(工作物等の設置等に係る賠償責任)

第十三条 締約国軍隊が占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵があつたために日本国内において他人に損害を生じたときは、国が占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じた場合の例により、国がその損害を賠償する責任を負う。

(適用除外)

第十四条 前二条の規定は、次に掲げる損害には、適用しない。

- 一 締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員が被つた損害
- 二 民間の保険による填補の対象となる車両の使用に起因する損害(当該保険が填補する部分に係るものに限る。)
- 三 契約に基づき処理することとなる損害
- 四 特殊海事損害(船舶の航行若しくは運用若しくは貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はこれらに関連して生ずる財産に対する損害(我が国と締約国との間の合意により決定する損害を除く。)をいう。次条において同じ。)

第五章 特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助

第十五条 特殊海事損害を被つた日本国民又は日本国法人は、防衛省令で定めるところにより、その被つた損害について締約国に対して行う賠償の請求のあつてを防衛大臣に申請することができる。

(請求のあつてを申請)

第十六条 防衛大臣は、前条の規定による請求のあつてを申請があつたときは、当該申請に係る請求のあつてを行わなければならない。

だし、請求の理由がないと認められるときは、この限りでない。

(訴訟の援助)

第十七条 政府は、前条本文の規定によるあつてを申請した者により当該あつてを申請した者に係る請求が解決されない場合において、その者が締約国の裁判所に当該請求に係る訴訟を提起するときは、政令で定めるところにより、訴訟に関する費用の立替えその他当該訴訟について必要な援助を行うことができる。

2 前項の立替えには、利息を付さない。

(立替金の償還等)

第十八条 政府は、前条第一項の規定により費用の立替えを受けた者に係る訴訟が終了した場合には、その立替金を償還させなければならない。ただし、政令で定めるところにより、償還金の支払を猶予し、又は立替金の全部若しくは一部の償還を免除することができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(調整規定)

第二条 この法律の施行の日(次項及び第三項において「施行日」という。)から情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和七年法律第 号。以下「刑事訴訟法等一部改正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第六条の規定の適用については、同条中「刑事訴訟法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令(当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。以下この条において単に「電磁的記録提供命令」とい

う」とあるのは「記録命令付差押え(記録命令付差押状の執行を含む。)、同条ただし書中「電磁的記録提供命令又は検証」とあるのは「検証」とする。

2 施行日から刑事訴訟法等一部改正法の施行の日の前日までの間における第四条第二項、第五条第一項及び第四項(これらの規定を第十条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第七条第一項(第十条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))並びに第九条第一項の規定の適用については、第四条第二項中「証拠物並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」とあるのは「証拠物」と、第五条第一項中「について刑事訴訟法第二百二条第一項の規定による措置をとつて」とあるのは「を示して」と、「同法」とあるのは「刑事訴訟法」と、「提供」とあるのは「交付」と、「について同条第三項の規定による措置をとつて」とあるのは「を示して」と、同条第四項中「第二百五条第三項」とあるのは「第二百五条第二項」と、第七条第一項中「若しくは証拠物又は電磁的記録」とあるのは「又は証拠物」と、「次に」とあるのは「第一号又は第二号に」と、第九条第一項中「提出を求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出」とあるのは「提出」とする。

3 第七条第二項(第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日から刑事訴訟法等一部改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

(他の法律の廃止)

第三条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律(令和五年法律第二十六号)

二 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律(令和五年法律第二十七号)

第四條 前條の規定による廃止前の同條各号に掲げる法律又はこれらに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律又はこれに基づく命令の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。(政令への委任)

第五條 附則第二條及び前條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(刑事訴訟法等一部改正法の一部改正)

第六條 刑事訴訟法等一部改正法の一部を次のように改正する。

第三十四條及び第三十五條を削り、第三十六條を第三十四條とする。

附則第一條第三号中、「第三十四條中日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律第六條の改正規定、第三十五條中日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律第六條の改正規定」を削り、「第三十六條」を「第三十四條」に改め

る。

附則第二十二條中「第三十六條」を「第三十四條」に改める。

(防衛省設置法の一部改正)

第七條 防衛省設置法(昭和二十九年法律第六百十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十二号を次のように改める。

三十二 日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律(令和七年法律第 号)第十二條又は第十三條の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に關すること。

投票者氏名

日程第一 自殺対策基本法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

賛成者氏名

二二六名

- 阿達 雅志君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
赤松 健君 浅尾慶一郎君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 生稲 晃子君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩本 剛人君
上野 通子君 白井 正一君
江島 潔君 衛藤 晟一君
小川 克巳君 小野田紀美君
尾辻 秀久君 越智 俊之君
大家 敏志君 太田 房江君

岡田 直樹君

加藤 明良君

片山さつき君

北村 経夫君

小林 一大君

古庄 玄知君

佐藤 啓君

佐藤 正久君

櫻井 充君

清水 真人君

白坂 亜紀君

末松 信介君

高橋 克法君

滝沢 求君

武見 敬三君

鶴保 庸介君

友納 理緒君

中曽根弘文君

中西 祐介君

長峯 誠君

野上浩太郎君

羽生田 俊君

長谷川英晴君

橋本 聖子君

藤井 一博君

藤木 眞也君

古川 俊治君

堀井 巖君

舞立 昇治君

松川 るい君

松村 祥史君

三浦 靖君

三宅 伸吾君

宮沢 洋一君

森 まさこ君

加田 裕之君

梶原 大介君

神谷 政幸君

こやり隆史君

古賀友一郎君

上月 良祐君

佐藤 信秋君

酒井 庸行君

山東 昭子君

自見はなこ君

進藤金日子君

田中 昌史君

高橋はるみ君

滝波 宏文君

柘植 芳文君

堂故 茂君

豊田 俊郎君

中田 宏君

永井 学君

西田 昌司君

野村 哲郎君

長谷川 岳君

馬場 成志君

比嘉奈津美君

藤川 政人君

船橋 利実君

星 北斗君

本田 顕子君

牧野たかお君

松下 新平君

松山 政司君

三原じゅん子君

宮崎 雅夫君

宮本 周司君

森屋 宏君

山田 太郎君

山田 宏君

山本 啓介君

山本 順三君

吉川ゆうみ君

若林 洋平君

青木 愛君

石川 大我君

打越さく良君

小沼 巧君

奥村 政佳君

勝部 賢志君

岸 真紀子君

小西 洋之君

古賀 之士君

塩村あやか君

杉尾 秀哉君

田名部匡代君

辻元 清美君

野田 国義君

広田 一君

福山 哲郎君

三上 えり君

水野 素子君

森本 真治君

横沢 高德君

秋野 公造君

石川 博崇君

河野 義博君

佐々木さやか君

塩田 博昭君

杉 久武君

高橋 光男君

竹谷とし子君

新妻 秀規君

山田 俊男君

山谷えり子君

山本佐知子君

吉井 章君

和田 政宗君

渡辺 猛之君

石垣のりこ君

石橋 通宏君

小沢 雅仁君

大椿ゆうこ君

鬼木 誠君

木戸口英司君

熊谷 裕人君

古賀 千景君

齋藤 嘉隆君

柴 慎一君

田島麻衣子君

高木 真理君

徳永 エリ君

羽田 次郎君

福島みずほ君

牧山ひろえ君

水岡 俊一君

村田 享子君

森屋 隆君

吉川 沙織君

伊藤 孝江君

上田 勇君

窪田 哲也君

里見 隆治君

下野 六太君

高橋 次郎君

竹内 真二君

谷合 正明君

西田 実仁君

令和七年四月十六日 参議院會議録第十三号

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案 投票者氏名

反対者氏名 神谷 宗幣君 一名	宮崎 勝君	矢倉 克夫君	日程第二 港湾法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	阿達 雅志君	青木 一彦君	長峯 誠君	西田 昌司君	辻元 清美君	徳永 エリ君
	安江 伸夫君	山口那津男君	賛成者氏名	青山 繁晴君	赤池 誠章君	野上浩太郎君	野村 哲郎君	野田 国義君	羽田 次郎君
山本 博司君	横山 信一君	阿達 雅志君	青木 一彦君	長谷川英晴君	羽生田 俊君	西田 昌司君	野田 国義君	野田 次郎君	福島みずほ君
若松 謙維君	青島 健太郎君	赤松 健君	浅尾慶一郎君	橋本 聖子君	比嘉奈津美君	馬場 成志君	比嘉奈津美君	村上 素子君	水岡 俊一君
浅田 均君	石井 章君	朝日健太郎君	有村 治子君	藤川 政人君	藤木 眞也君	藤井 一博君	藤木 眞也君	横沢 高徳君	森屋 隆君
石井 苗子君	猪瀬 直樹君	井上 義行君	生稲 晃子君	船橋 利実君	古川 俊治君	堀井 巖君	堀井 巖君	石川 公造君	伊藤 孝江君
梅村みずほ君	嘉田由紀子君	石井 準一君	石井 浩郎君	星 北斗君	舞立 昇治君	松川 るい君	松川 るい君	河野 義博君	上田 勇君
片山 大介君	金子 道仁君	磯崎 仁彦君	猪口 邦子君	松野たかお君	松野たかお君	松野たかお君	松野たかお君	佐々木さやか君	窪田 哲也君
串田 誠一君	柴田 巧君	今井絵理子君	岩本 剛人君	松山 政司君	三浦 靖君	三宅 伸吾君	三宅 伸吾君	杉 久武君	高橋 次郎君
高木かおり君	中条きよし君	江島 潔君	白井 正一君	三原じゅん子君	宮崎 雅夫君	森 まさこ君	森 まさこ君	竹谷とし子君	竹内 真二君
藤巻 健史君	松沢 成文君	小川 克巳君	小野田紀美君	宮本 周司君	森屋 宏君	山下 雄平君	山下 雄平君	新妻 秀規君	谷合 正明君
松野 明美君	柳ヶ瀬裕文君	尾辻 秀久君	越智 俊之君	太田 房江君	加田 裕之君	梶原 大介君	梶原 大介君	平木 大作君	西田 実仁君
山口 和之君	伊藤 孝恵君	大家 敏志君	岡田 直樹君	加藤 明良君	片山 さつき君	北村 経夫君	北村 経夫君	伊藤 智子君	三浦 信祐君
磯崎 哲史君	上田 清司君	岡田 直樹君	加藤 明良君	片山 さつき君	北村 経夫君	小池 晃君	小池 晃君	紙 智子君	矢倉 克夫君
川合 孝典君	榛葉賀津也君	尾辻 秀久君	越智 俊之君	神谷 政幸君	こやり隆史君	吉川 ゆうみ君	吉川 ゆうみ君	倉林 明子君	山口那津男君
田村 まみ君	竹詰 仁君	小野田紀美君	小野田紀美君	山本 順三君	山本 順三君	若松 謙維君	若松 謙維君	大門実紀史君	横山 信一君
堂込麻紀子君	芳賀 道也君	尾辻 秀久君	越智 俊之君	山本 順三君	山本 順三君	浅田 均君	浅田 均君	山下 芳生君	青島 健太郎君
浜口 誠君	喜史君	岡田 直樹君	加藤 明良君	山本 順三君	山本 順三君	石井 苗子君	石井 苗子君	大島九州男君	石井 章君
舟山 康江君	井上 哲士君	加藤 明良君	加藤 明良君	山本 順三君	山本 順三君	梅村みずほ君	梅村みずほ君	天島 大輔君	猪瀬 直樹君
伊藤 岳君	岩淵 友君	加藤 明良君	加藤 明良君	山本 順三君	山本 順三君	片山 大介君	片山 大介君	山本 太郎君	金子 道仁君
紙 智子君	吉良よし子君	加藤 明良君	加藤 明良君	山本 順三君	山本 順三君	串田 誠一君	串田 誠一君	高良 鉄美君	柴田 巧君
倉林 明子君	小池 晃君	加藤 明良君	加藤 明良君	山本 順三君	山本 順三君	高木かおり君	高木かおり君	浜田 聡君	中条きよし君
大門実紀史君	仁比 聡平君	加藤 明良君	加藤 明良君	山本 順三君	山本 順三君	藤巻 健史君	藤巻 健史君	鈴木 宗男君	松沢 成文君
山下 芳生君	山添 拓君	加藤 明良君	加藤 明良君	山本 順三君	山本 順三君	山口 和之君	山口 和之君	鈴木 宗男君	柳ヶ瀬裕文君
大島九州男君	木村 英子君	加藤 明良君	加藤 明良君	山本 順三君	山本 順三君	磯崎 哲史君	磯崎 哲史君	鈴木 宗男君	伊藤 孝恵君
天島 大輔君	船後 靖彦君	加藤 明良君	加藤 明良君	山本 順三君	山本 順三君	川合 孝典君	川合 孝典君	鈴木 宗男君	上田 清司君
山本 太郎君	伊波 洋一君	加藤 明良君	加藤 明良君	山本 順三君	山本 順三君	田村 まみ君	田村 まみ君	鈴木 宗男君	榛葉賀津也君
高良 鉄美君	齊藤健一郎君	加藤 明良君	加藤 明良君	山本 順三君	山本 順三君	堂込麻紀子君	堂込麻紀子君	鈴木 宗男君	榛葉賀津也君
浜田 聡君	大野 泰正君	加藤 明良君	加藤 明良君	山本 順三君	山本 順三君	神谷 宗幣君	神谷 宗幣君	鈴木 宗男君	榛葉賀津也君
鈴木 宗男君	寺田 静君	加藤 明良君	加藤 明良君	山本 順三君	山本 順三君	神谷 宗幣君	神谷 宗幣君	鈴木 宗男君	榛葉賀津也君
ながえ孝子君	長浜 博行君	加藤 明良君	加藤 明良君	山本 順三君	山本 順三君	神谷 宗幣君	神谷 宗幣君	鈴木 宗男君	榛葉賀津也君
平山佐知子君	宮口 治子君	加藤 明良君	加藤 明良君	山本 順三君	山本 順三君	神谷 宗幣君	神谷 宗幣君	鈴木 宗男君	榛葉賀津也君

令和七年四月十六日 参議院會議録第十三号 投票者氏名

<p>反対者氏名</p> <p>舟山 康江君 伊藤 岳君 紙 智子君 倉林 明子君 大門実紀史君 山下 芳生君 伊波 洋一君 大野 泰正君 鈴木 宗男君 ながえ孝子君 平山佐知子君</p>	<p>賛成者氏名</p> <p>阿達 雅志君 青山 繁晴君 赤松 健君 朝日健太郎君 井上 義行君 石井 準一君 石井 正弘君 磯崎 仁彦君 今井絵理子君 上野 通子君 江島 潔君 小川 克巳君 尾辻 秀久君</p>	<p>日程第三 日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)</p> <p>賛成者氏名 二二一名</p> <p>青木 一彦君 赤池 誠章君 浅尾慶一郎君 有村 治子君 生稲 晃子君 石井 浩郎君 石田 昌宏君 猪口 邦子君 岩本 剛人君 白井 正一君 衛藤 晟一君 小野田紀美君 越智 俊之君</p>	<p>大家 敏志君 岡田 直樹君 加藤 明良君 片山さつき君 北村 経夫君 小林 一大君 古庄 玄知君 佐藤 啓君 佐藤 正久君 櫻井 充君 清水 真人君 白坂 亜紀君 末松 信介君 高橋 克法君 滝沢 求君 武見 敬三君 鶴保 庸介君 友納 理緒君 中曾根弘文君 中西 祐介君 長峯 誠君 野上浩太郎君 羽生田 俊君 長谷川英晴君 橋本 聖子君 福岡 資麿君 藤川 政人君 船橋 利実君 星 北斗君 本田 顕子君 牧野たかお君 松下 新平君 松山 政司君 三原しゅん子君 宮崎 雅夫君 宮本 周司君 森屋 宏君</p>	<p>木村 英子君 船後 靖彦君 齊藤健一郎君 木村 英子君 船後 靖彦君 齊藤健一郎君</p>	<p>青木 一彦君 赤池 誠章君 浅尾慶一郎君 有村 治子君 生稲 晃子君 石井 浩郎君 石田 昌宏君 猪口 邦子君 岩本 剛人君 白井 正一君 衛藤 晟一君 小野田紀美君 越智 俊之君</p>	<p>太田 房江君 加田 裕之君 梶原 大介君 神谷 政幸君 こやり隆史君 古賀友一郎君 上月 良祐君 佐藤 信秋君 酒井 庸行君 山東 昭子君 自見はなこ君 進藤金日子君 田中 昌史君 高橋はるみ君 滝波 宏文君 柘植 芳文君 堂故 茂君 豊田 俊郎君 中田 宏君 永井 学君 西田 昌司君 野村 哲郎君 長谷川 岳君 馬場 成志君 比嘉奈津美君 藤井 一博君 藤木 眞也君 古川 俊治君 堀井 巖君 舞立 昇治君 松川 るい君 松村 祥史君 三浦 靖君 三宅 伸吾君 宮沢 洋一君 森 まさこ君 山崎 正昭君</p>	<p>木村 英子君 船後 靖彦君 齊藤健一郎君</p>	<p>青木 一彦君 赤池 誠章君 浅尾慶一郎君 有村 治子君 生稲 晃子君 石井 浩郎君 石田 昌宏君 猪口 邦子君 岩本 剛人君 白井 正一君 衛藤 晟一君 小野田紀美君 越智 俊之君</p>	<p>宮崎 勝君 安江 伸夫君 山本 博司君 若松 謙維君 浅田 均君 石井 苗子君 梅村みずほ君 片山 大介君 串田 誠一君 高木かおり君 藤巻 健史君 松野 明美君 山口 和之君 磯崎 哲史君 川合 孝典君 田村 まみ君 堂込麻紀子君 浜口 誠君 舟山 康江君 浜田 聡君 神谷 宗幣君 寺田 静君 長浜 博行君 宮口 治子君</p>	<p>木村 英子君 船後 靖彦君 齊藤健一郎君</p>	<p>青木 一彦君 赤池 誠章君 浅尾慶一郎君 有村 治子君 生稲 晃子君 石井 浩郎君 石田 昌宏君 猪口 邦子君 岩本 剛人君 白井 正一君 衛藤 晟一君 小野田紀美君 越智 俊之君</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和七年四月十六日 参議院会議録第十三号 質問主意書及び答弁書

母子及び父子並びに寡婦福祉法の対象範囲に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年四月二日

参議院議長 関口 昌一殿

柴田 巧

母子及び父子並びに寡婦福祉法の対象範囲に関する質問主意書

母子及び父子並びに寡婦福祉法において「寡婦」の定義はあるが、「寡夫」の定義はない。同法において寡夫を対象外としている合理的理由はあるか示されたい。

右質問する。

令和七年四月十一日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員柴田巧君提出母子及び父子並びに寡婦福祉法の対象範囲に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員柴田巧君提出母子及び父子並びに寡婦福祉法の対象範囲に関する質問に対する答弁書

お尋ねについては、平成二十六年四月十五日の参議院厚生労働委員会において、政府参考人が「施策の対象としております寡婦とは、かつて母子家庭の母として子供を育て上げ、その児童が成人した女性のことでありまして、現在この法律の下で福祉資金の貸付けや日常生活支援事業等の対象となっているところ・・・母子家庭の母が一般的に子育てと就業の両立は困難であることに加え、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を

質問主意書及び答弁書

必ずしもそれまでの間十分に有してきておらず、子供が二十歳に達したからといって、こうした経済的、社会的側面における厳しい境遇が直ちに改善するとは言えないこの実態を踏まえて、昭和五十六年の法改正に制度化されたものでございませう。(中略)寡夫との違いとして・・・就業に必要な知識及び技能を習得する機会がなかった、その差が現実問題としてあるために、引き続きこの寡婦への支援については維持すべきものと考えたところでございます。」と答弁しているところ、

定。以下「基本方針」という。において、「どのような行為が機能阻害行為となるのか」という点について、一定の予見可能性を確保しておくことも重要であることから、機能阻害行為を例示したものにすぎず、「機能阻害行為に該当するか否かについて、「個別具体的な事情に依り、適切に判断する」としている。この点について、政府が実際に厳格な判断を行うことが期待される。

と、いわゆるダミー会社等を捕捉できないおそれもある」としている一方で、令和六年十二月に公表された「重要施設周辺等における土地等の取得の状況(令和五年度について)」では、外国系法人(外国法人、及び内国法人であつて外国籍を有する者又は国外に居住する外国人と思われる者が代表者となつて居るもの)による土地取得が具体的に調査され、公表されている。

土地利用状況に関する報告を踏まえた安全保障と外国人土地取得規制に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年四月二日

参議院議長 関口 昌一殿

神谷 宗幣

土地利用状況に関する報告を踏まえた安全保障と外国人土地取得規制に関する再質問主意書

私が第二百十七回国会に提出した「土地利用状況に関する報告を踏まえた安全保障と外国人土地取得規制に関する質問主意書(第二百十七回国会質問第一号。以下「本件質問主意書」という。)に対する答弁(内閣参質二二七第一号。以下「本件答弁書」という。)では、「重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針(令和四年九月十六日閣議決

また、同法附則第二条において「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と定められているが、外国人・外国系法人による土地取得が増加しているという緊急の課題を考慮すると、五年を待たずに早期に検討を開始し、法改正や新たな対策を講ずるべきである。さらに、「外国資本による土地取得」の規制に関して、本件答弁書は、令和二年十一月九日の第一回国土利用の実態把握等に関する有識者会議での議論を引用し、「外国資本等の定義は難しく、仮に、外国資本等だけを対象にする

本件答弁書によれば、国土利用の実態把握等に関する有識者会議は、「国土利用の実態把握等のための新たな法制度のあり方について 提言」において、「新しい立法措置を講ずる場合には、内外無差別の原則を前提とすべきである」と提言しているという。しかし、安全保障等の観点からは、土地取得に関しては内外を区別して対応すべきである。現在、主要国のうち、外国人が自由に土地を取得することができるのは日本とマレーシアだけとされる。このような外国人による土地取得を厳格に規制しない政策は、重要な土地や水源地に対する用途制限がないため、日本の国土が広範囲にわたつて外国人の手に渡る深刻な状況を生んでいる。さらに、外国人が無制限に土地を取得できる現状は、外国人自治区の形成や日本人の居住環境の悪化、物価上昇など多くの社会問題を引き起こしている。このままでは、日本の領土の相当部分が外国人に所有される可能性も否定できない。

以上を前提に、以下質問する。

一 政府は「機能阻害行為に該当するか否かについて、「個別具体的な事情に応じ、適切に判断する」としているが、具体的にどのような判断基準を設けているのか示されたい。また、基本方針に例示されていない行為についても、厳格な判断を行う方針であるか明らかにされたい。

二 同法において、重要施設の敷地の周囲おおむね千メートルの区域内を注視区域として指定することができることとした具体的根拠を示されたい。特に、現代の科学技術を考慮した場合、千メートルを超える距離からも機能阻害行為が可能と考えられるが、この点についてどのように検討したのか示されたい。また、同法制定過程での議論内容を併せて明らかにされたい。

三 重要施設周辺等における外国人・外国系法人による土地・建物等の取得が顕著であることが判明した現状を踏まえ、同法の施行後五年を待たずに法律の見直しを検討する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。また、「必要な措置を講ずる」ための具体的な行程表を示されたい。

四 中国人・中国系法人による土地・建物等の取得件数が極めて多い現状を踏まえ、中国の「国防動員法」及び「国家情報法」も考慮すると、中国人・中国系法人が取得した土地に対して特別な監視、調査、規制を強化すべきと考えるが、そのような方針があるか明らかにされたい。

五 外国人の土地・建物等の取得に関しては、内外無差別の原則だけに依存するのではなく、安全保障を考慮し、全国的な土地利用の用途や量的側面を考慮した規制を設けるべきと考える。特に、「重要施設周辺及び国境離島等」の区域に限定せず、自衛隊基地・原子力関連施設・空

港・港湾・水源地・通信施設周辺など、安全保障に係る他の戦略的地域にも規制対象を拡大すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年四月十一日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員神谷宗幣君提出土地利用状況に関する報告を踏まえた安全保障と外国人土地取得規制に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神谷宗幣君提出土地利用状況に関する報告を踏まえた安全保障と外国人土地取得規制に関する再質問に対する答弁書

一について
前段のお尋ねについては、御指摘の「基本方針」において、機能阻害行為に該当するか否かについて、「個別具体的な事情に応じ、適切に判断すること」としており、一概にお答えすることは困難である。

後段のお尋ねについては、御指摘の「基本方針」において、機能阻害行為の「類型に該当しない行為であっても、機能阻害行為として、勸告及び命令の対象となることはある」としているところであり、個別具体的な事情に応じ、適切に判断してまいりたい。

二について
御指摘の「現代の科学技術を考慮した場合、千メートルを超える距離からも機能阻害行為が可能と考えられる」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和二年十二月二十四日に国土利用の実態把握等に関する有識者会議で取りまとめられた「国土利用の実態把握

等のための新たな法制度の在り方について提言」において、「防衛関係施設等の周辺の土地につき、どの程度の範囲まで制度的枠組みの対象とするのかという点に関しては、予見可能性の確保や過度な負担防止の観点から、原則として、施設からの一定の距離で範囲を設定しておくことが適当である」とされたことを踏まえ、政府としては、「予見可能性の確保や過度な負担防止の観点」から、先の答弁書令和七年二月四日内閣参質二一七第一号二についてお答えしたように、機能阻害行為が「相当に懸念される範囲」として、重要施設の「敷地からおおむね千メートルの区域を対象とすることとした」ところである。

三及び五について
御指摘の「外国人・外国系法人による土地・建物等の取得が顕著であることが判明した現状」及びお尋ねの「安全保障に係る他の戦略的地域にも規制対象を拡大すべき」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号。以下「法」という。）第五条第一項に規定する注視区域（以下「注視区域」という。）において、法第六条に規定する土地等利用状況調査を適切に実施しているところであり、土地及び建物（以下「土地等」という。）の所有及び利用状況の実態把握を着実に進めてまいりたい。その上で、法附則第二条において、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされていることを踏まえ、適切に検討してまいりたい。

四について

御指摘の「中国人・中国系法人による土地・建物等の取得件数が極めて多い現状」並びにお尋ねの「中国人・中国系法人が取得した土地に対して特別な監視、調査、規制を強化すべき」と及び「そのような方針」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、政府としては、注視区域内における土地等の所有及び利用状況の実態把握を着実に進め、重要施設及び国境離島等に対する機能阻害行為を防止するべく、適切に対応してまいりたい。

LGBT理解増進法における「不当な差別」の定義の明確化に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年四月二日

参議院議長 関口 昌一殿

神谷 宗幣

LGBT理解増進法における「不当な差別」の定義の明確化に関する質問主意書
私が第二百十三回国会に提出した「LGBT理解増進法における「不当な差別」の定義の明確化に関する質問主意書（第二百十三回国会質問第一七五号。以下「本件質問主意書」という。）に対する答弁（内閣参質二一三第一七五号。以下「本件答弁書」という。）では、多くの質問に明確に答えず曖昧な回答にとどまった。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号。以下「LGBT理解増進法」という。）に係る差別の内容に関して、本件答

弁書は、「差別」という語は、様々な文脈で用いられていることから、御指摘のように「明確に示すことが困難である」として具体的な説明を避けた。さらに、「性的マイノリティの人々などが不当な差別を受ける事案」について網羅的にお答えすることは困難であり、また、一部の「事案」のみを殊更に示すことは判断を与えるおそれがあることから差し控えたい。」として具体例の提示も行わなかった。

しかし、同法は「国民の理解の増進に関する施策の推進に関し(中略)性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とし、地方公共団体に施策の実施を求めている。その一方で、施策や条例の基準が不明瞭なまま進められれば、地域社会に無用な対立や混乱を生じさせる懸念が一層強まる。

また、本件質問主意書で指摘したとおり、令和六年二月、「共生社会と人権」に関するシンポジウムでのビデオメッセージにおいて、岸田総理(当時)は、「雇用や入居などの場面やインターネット上において、外国人、障害のある人、アイヌの人々、性的マイノリティの人々などが不当な差別を受ける事案を耳にすることも少なくありません」と発言した。しかし、本件答弁書は「令和五年において新規に救済手続を開始した人権侵犯事件のうち、「性的指向」又は「性自認」を理由として受けた「差別待遇」に関するものの件数は、二十二件」と答弁している。全体の人権侵犯事件九千九百七十九件のうち、該当するのはわずか二十二件にすぎない。さらに、そのうち人権侵害と認定され、勧告等の措置が講じられた事例はゼロ件である旨、令和七年三月十二日の衆議院法務委員会において答弁がなされた。

時)が「性的マイノリティの人々」に対する「不当な差別」が存在するかのような発言をしたことは、実態とかけ離れていると言わざるを得ない。同法の立法事実も実態を十分に反映しているとは言いがたし、同法は、十分な議論が尽くされないまま拙速に決定されたと言える。

以上を踏まえて、以下質問する。
一 本件答弁書で示された「二十二件」の具体的な内容について、個人が特定されないよう配慮した上で、可能な限り明らかにされたい。また、人権侵犯事件の報告書(令和五年における「人権侵犯事件」の状況について(概要))において「令和五年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例」が紹介されているにもかかわらず、性自認に関する事案について例示しない理由を示されたい。

二 令和五年の人権侵犯事件の取扱総数九千九百七十九件のうち、「性的指向」又は「性自認」を理由として受けた「差別待遇」は二十二件であり、この中で人権侵害と認定され、勧告等の措置が講じられた事例はゼロ件であるにもかかわらず、岸田総理(当時)が「不当な差別」がある旨発言した根拠を示されたい。

三 ハラスメント(セクハラ、パワハラなど)の内容に関しては、公的に詳細なマニュアルを作成しているのに対して、LGBT理解増進法に係る差別は「網羅的にお答えすることは困難」、「一部の「事案」のみを殊更に示すことは予測不能」とするのとは一貫性がないと考える。LGBT理解増進法に係る差別のみ、具体的な内容を明らかにしない理由を示されたい。
四 LGBT理解増進法に基づき、政府は基本計画や指針を策定する必要があるが、性急に進め

るべきではなく、政府が一方的に押しつけるような手法は適切ではないと思考する。これらを進める際には、十分議論を尽くし、国民の意見を具体的に反映させることが重要であると考え、政府の見解を示されたい。また、懸念を抱く国民も多い中で、どのように意見を反映させていくのかを含めて、今後の進め方について政府の見解を示されたい。

五 LGBT理解増進法の施行後、政府が基本計画や指針等を示さない中で、既に地方公共団体の職員向けの研修や説明会が進められていると思考するが、現在、地方公共団体において実施されている施策の内容を明らかにされたい。過度な施策の事例や施策等により混乱が生じている事例がある場合は明示されたい。また、こうした事態を防ぐために政府が講じている対策について示されたい。

六 LGBT理解増進法の施行後、同法の理解増進に関し、民間団体への委託事業は実施されたか示されたい。また、基本計画や指針等を示さない中で、適切な委託事業の実施は困難であると考え、政府の見解を示されたい。委託事業が実施された場合は、委託先の選定基準や事業の進捗管理、成果の評価はどのように行われているか、具体的な事例に基づき示されたい。
右質問する。

令和七年四月十一日
内閣総理大臣 石破 茂
参議院議長 関口 昌一殿
参議院議員神谷宗幣君提出LGBT理解増進法における「不当な差別」の定義の明確化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神谷宗幣君提出LGBT理解増進法における「不当な差別」の定義の明確化に関する質問に対する答弁書

一 前段のお尋ねについては、インターネット上の書き込み、勤務先における発言、学校の教員の対応等に関する事案がある。
後段のお尋ねについては、御指摘の「令和五年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)」における「令和五年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例」は、令和五年の法務省の人権擁護機関における人権侵犯事件の動向や社会情勢等を総合的に勘案して掲載したものである。

二 御指摘の「ビデオメッセージ」において、岸田内閣総理大臣(当時)は、「性的マイノリティの人々などが不当な差別を受ける事案を耳にすることも少なくありません」と述べたものがあるところ、その根拠として個別の事案を殊更に示すことは判断を与えるおそれがあることから差し控えたい。

三 お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の答弁は、先の質問主意書(令和六年六月十四日提出質問第一七五号)二でお尋ねの「性的マイノリティの人々などが不当な差別を受ける事案は、いつどのようなところでどの期間に何件、どのような具体的内容で起きているのか。また、それを不当な差別とする根拠は何か。」について述べたものであり、「一貫性がない」及び「LGBT理解増進法に係る差別のみ、具体的な内容を明らかにしない」との御指摘はいずれも当たらないものと考えている。

四について

御指摘の「懸念」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和五年法律第六十八号。以下「法」という。)第八条第一項に規定する基本計画及び法第十二条に規定する指針の策定に当たっては、法第三条の基本理念のつとめ、法第九条の学術研究等の成果を踏まえるとともに、国民の多様な意見や事情を丁寧に聴取しつつ、検討を行っているところである。

五について

お尋ねの「現在、地方公共団体において実施されている施策の内容」については、その具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、地方公共団体における、法第一条に規定する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策(以下「理解増進施策」という。)を網羅的に把握しているわけではないが、例えば、令和六年一月時点では、三十九都道府県において、都道府県又は市町村の職員に対する研修や講座等が実施されていると承知している。

その余のお尋ねについては、お尋ねの「過度な施策の事例や施策等により混乱が生じている事例」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

六について
お尋ねの「同法の理解増進に関し、民間団体への委託事業」及び「委託先の選定基準や事業の進捗管理、成果の評価」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、理解増進施策に係る事業の民間団体への委託については、法や委託する事業の趣旨目的を踏まえ、当該事

業を所管する府省庁において適切に実施されているものと承知している。例えば、内閣府において実施した「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第九条に規定する学術研究等の遂行に資する既存研究等の調査分析」に係る事業者の募集及び選定は、価格及びその他の条件により評価を行う総合評価落札方式による一般競争入札により行われ、履行状況の確認は、同府と受託者との間で、定期的に打合せを行い、業務の進捗や作業の内容を当該受託者が具体的に報告し、同府の了解を得ることとされていた。

「高度専門職」外国人受入れと安全保障上の懸念に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年四月二日

神谷 宗幣

参議院議長 関口 昌一殿

「高度専門職」外国人受入れと安全保障上の懸念に関する質問主意書

政府は、少子高齢化による労働力不足や国際競争力の強化を目的として、「高度専門職」という在留資格を設け、高度人材の受入れを推進している。平成二十一年五月二十九日の高度人材受入推進会議による報告書では、高度人材を「国内の資本・労働とは補完関係にあり、代替することが出来ない良質な人材」と定義し、日本の「産業にイノベーションをもたらすとともに(中略)専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材」と位置付けている。しかし、高度専門職の在留資格を取得

している外国人の国籍・地域別割合は、令和五年末時点で中国が約六十六%を占め、次いでインドが約五%、台湾が約四%となっている。

中国には「国防動員法」、「国家情報法」及び「反スパイ法」などの法律があり、海外在住の中国人も必要に応じて中国政府の指示に従い、対外諜報活動などに協力しなければならぬとされている。このような法律が存在することを踏まえ、日本の出入国管理において安全保障の観点から、中国を他国と区別するなどの慎重な対応が求められる。事実、平成三十年九月には、米国に在住する中国人エンジニアが中国の主要な国家情報機関の指示を受け、諜報活動を行っていたことが発覚している。こうした事例は氷山の一角にすぎない。

これらのリスクを踏まえて、米国や豪州では既に中国籍の研究者や留学生に対するビザ審査を厳格化する動きが進んでいる。一方、日本ではそのような動きは見られず、むしろ「高度人材ポイント制」を導入し、高度専門職の受入れを促進している。この制度では、学歴・実務経験・年収・日本語能力などの条件を満たせば、通常より短期間で永住許可申請が可能となるなど、様々な優遇措置が設けられている。

例えば、「高度専門職一号(イ)」では、三十歳未満、修士号取得者、実務経験五年、日本語能力試験N1取得者、年収六百万円の場合、「高度専門職一号(ハ)」では、修士号取得者、実務経験十年、年収一千万円、日本語能力試験N1取得者、代表取締役の場合には、いずれもポイント八十点となり、原則として十年の連続在留が必要な永住許可申請が最短一年で可能となる。他方で、外国人が国民栄誉賞を受賞するなど日本社会や地域に顕著な貢献をした場合でも、永住許可を申請するには最低五年の滞在期間が必要とされている。

このように顕著な社会貢献もなく、学歴、年収、日本語能力等の条件を満たし、単にポイントが八十点以上あれば「代替することが出来ない良質な人材」として最短一年で永住許可申請が可能となる高度人材ポイント制は、公平性の観点からバランスを欠いていると考える。

以上を踏まえて質問する。
一 学歴、年収、日本語能力等の条件を満たすだけで「代替することが出来ない良質な人材」とする現行の高度専門職の受入れ基準は、日本の産業や社会に十分な利益をもたらす人材であると判断する基準としては不十分と考える。例えば、犯罪歴の有無、就労内容の妥当性、技術の先端性、安全保障上の懸念なども考慮した、より総合的かつ実効的な審査基準とすべきと考えるが、こうした基準の厳格化を検討する考えはあるのか政府の見解を示されたい。

二 安全保障上の懸念から、「国防動員法」、「国家情報法」及び「反スパイ法」などの法律に基づく対外諜報活動への協力義務がある国の国籍者に対して、政府はどのようにして安全保障のリスクを認識しているのか示されたい。特に、諜報活動の危険性については厳格な審査基準が設けられているのか示されたい。

三 永住許可の優遇措置については、高度人材ポイント制により、特段の功績や社会的貢献がなくとも最短一年で永住許可申請が可能とされている。しかし、労働者不足の状況下では、所定の実務経験は容易に満たされることから、当該優遇措置の要件に功績・業績等の実質的な貢献を追加すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。
四 米国や豪州が安全保障を理由に特定国籍の研究者や留学生に対するビザ審査を厳格化している一方で、日本政府は同様の措置を講ずる予定

があるか示されたい。予定がない場合、その理由を明らかにするとともに、当該高度人材による安全保障上の情報漏洩リスクに対し、どのような措置を講じているのか明らかにされたい。右質問する。

令和七年四月十一日

内閣総理大臣 石破 茂
参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員神谷宗幣君提出「高度専門職」外国人受入れと安全保障上の懸念に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神谷宗幣君提出「高度専門職」外国人受入れと安全保障上の懸念に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「学歴、年収、日本語能力等の条件を満たすだけで代替することが出来ない良質な人材」とする現行の高度専門職の受入れ基準及びお尋ねの「こうした基準の厳格化」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、「高度専門職」の在留資格認定証明書の交付申請等に係る審査については、「学歴、年収、日本語能力等」を考慮して行っているのみならず、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七条第一項等の規定に基づき、当該申請等に係る外国人が本邦において行おうとする活動が我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情等をも考慮して行っている。

二について

お尋ねの「政府はどのようにして安全保障のリスクを認識しているのか」及び「諜報活動の危

険性については厳格な審査基準が設けられているのか」の具体的に意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、在留資格認定証明書の交付申請等に係る審査については、関係機関から寄せられた情報等を踏まえ、適切に行っている。

三について

「永住許可に関するガイドライン」(平成十八年三月三十一日法務省入国管理局策定、令和六年十一月十八日出入国在留管理庁改訂)における「高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に八十点以上を有している者」等に対する在留年数に係る基準の特例については、平成二十一年五月二十九日に高度人材受入推進会議において取りまとめた報告書において、高度外国人材が「国内の資本・労働とは補充関係にあり、代替することが出来ない良質な人材」であり、「我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材」であるとされていることを前提に、「日本再興戦略二〇一六」(平成二十八年六月二日閣議決定)において、「日本経済の成長への貢献が期待される高度な技術、知識を持った外国人材を我が国に惹きつけ、長期にわたり活躍してもらうためには、諸外国以上に魅力的な入国・在留管理制度を整備することが必要である。このため、高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の五年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設することとし、可能な限り速やかに必要な措置を講じる。」としていることを踏まえて定めたものであり、現時点においてこれを見直すこと

は考えていない。四について

お尋ねの「米国や豪州が安全保障を理由に特定国籍の研究者や留学生に対するビザ審査を厳格化している一方で、日本政府は同様の措置を講ずる予定があるか」及び「当該高度人材による安全保障上の情報漏洩リスク」の具体的に意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、政府としては、一般に、留学生や外国人研究者の受入れに当たっては、安全保障に関連する機微技術の管理の徹底が重要であると考えており、例えば、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二四」(令和六年六月二十一日閣議決定)において「留学生・外国人研究者等の受入審査強化等の技術流出対策に取り組む」としている。

診療所医師の引退年齢を八十歳と仮定して医師偏在対策を策定することの妥当性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
令和七年四月二日
石垣のりこ

参議院議長 関口 昌一殿

診療所医師の引退年齢を八十歳と仮定して医師偏在対策を策定することの妥当性に関する質問主意書

厚生労働省は令和六年十二月二十五日に「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」を策定し、将来にわたり地域に必要な医療提供体制を確保し、適切な医療サービスを提供するため、実効性のある総合的な医師偏在対策を推進するこ

とを表明した。医師の偏在については、地域で中心的に外来医療を担う無床診療所の開設が都市部に偏っているなど、かねてより課題となっており、このような対策を進めること自体は、遅きに失した感はないが、必要なことだと考える。対策の検討に当たり、令和六年十月十七日に開催された「新たな地域医療構想等に関する検討会」において「市区町村における診療所数と二〇四〇年の見込み」(以下「当該資料」という。)を示している。当該資料では、「診療所医師が八十歳で引退し、承継がなく、当該市区町村に新規開業がないと仮定した場合、令和二十二年においては、診療所がない市区町村数は百七十程度増加する見込み」、「七十五歳で引退すると仮定した場合は二百七十程度増加する見込み」と試算している。

当該資料の試算は、現在の診療所医師が高齢になっても働き続けることを前提としたものであるため、現実的ではなく、非常に見通しが甘い予測値であると考える。よって、この見込み数を基に対策を進めたとしても、医師少数地域における医師不足は解消できないと考える。

また、令和六年六月二十一日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針二〇二四」において、令和八年度の医学部定員の上限については令和六年度の医学部定員を超えない範囲で設定するとともに、今後の医師の需給状況を踏まえつつ、令和九年度以降の医学部定員の適正化の検討を速やかに行う旨記載されており、政府は医学部の定数を減らす方針で進めようとしている。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 国公立大学病院、公的病院及び国立病院で働く医師の定年は国家公務員に準じて六十五歳である。定年後五年間の継続雇用制度を設けている病院もあるが、最長でも七十歳にとどまっている。体力や思考力などにおいて個人差はある

が、医師の定年は何歳が適切であると考えるのか政府の見解を明らかにされたい。

二 当該資料では、診療所医師の引退を八十歳と仮定しているが、八十歳まで現役で医業を行っている医師の数が全体に占める割合を明らかにされたい。

三 個人差はあるとしても、加齢により身体能力や判断力は衰えてくるものである。定年のない個人経営の診療所等で従事する医師について、年齢による制限は必要ないと考えているのか政府の見解を明らかにされたい。

四 実際には、八十歳まで働き続けることのできない医師が多くおり、当該資料の試算よりも診療所数は減少すると考える。つまり、この見込み数を基に医師の偏在対策を行ったとしても、医師少数区域の医師不足は解消しないと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

五 診療所医師は八十歳まで引退しないとの仮定に基づき、医師は偏在しているが日本全体における医師数は充足しているとして、医学部の定数を削減するようなことがあつてはならないと考える。医学部の定数を適正化の名の下に削減し始めるのは時期尚早と考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

令和七年四月十一日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出診療所医師の引退年齢を八十歳と仮定して医師偏在対策を策定することの妥当性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

令和七年四月十六日 参議院会議録第十三号

質問主意書及び答弁書

参議院議員石垣のりこ君提出診療所医師の引退年齢を八十歳と仮定して医師偏在対策を策定することの妥当性に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の医師の「定年」については、各病院又は診療所が医療の提供体制において果たすべき役割は、地域や診療科等により様々であり、したがって、それらに従事する医師に求められる能力や役割等も様々であると考えられることから、各病院又は診療所において適切に判断されるべきものと考えており、「定年は何歳が適切である」と考えているのか」とのお尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

二について

御指摘の「八十歳まで現役で医業を行っている医師」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、病院及び診療所に従事する八十歳以上の医師と解すれば、当該医師数について、厚生労働省の「令和四年医師・歯科医師・薬剤師統計」から算出すると、令和四年十二月三十一日現在において、八千四百二十四人であり、病院及び診療所に従事する医師全体に占める割合は約二・六パーセントである。

三について

御指摘の「診療所等」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、御指摘の「個人経営の診療所」で従事する医師も含め、一について述べたとおり、医師に求められる能力や役割等も様々であると考えられることから、お尋ねの「年齢による制限」については、各個人経営の診療所「で従事する医師」において適切に判断されるべきものと考えており、政府として一律に設けるべきものとは考えない。

四について

御指摘の「医師の偏在対策」については、御指摘の「見込み数」のほか、医療法、昭和二十三年法律第二百五号、第三十条の四第二項第十一号の指標や将来の人口動態等のデータを基に、検討を進めながら、お尋ねの「医師少数区域の医師不足」の「解消」を図ることとしている。

五について

御指摘のように「診療所医師は八十歳まで引退しない」との仮定に基づき、医師は偏在しているが日本全体における医師数は充足しているとして、医学部の定数を削減することを考えているわけではないため、このことを前提としたお尋ねについてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、医学部の定員については、厚生労働省医政局長が参集を求めて開催している、医療団体の代表や医師養成等に関する専門的知見を有する有識者等により構成される「医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会」において、今後の医療需要の状況等を踏まえながら、医師偏在対策の検討を行う中で、検討を行っているところである。

日本政府が中国政府と合意した修学旅行の相互受入れの促進に関する質問主意書

令和七年四月三日

浜田 聡

参議院議長 関口 昌一殿

日本政府が中国政府と合意した修学旅行の相互受入れの促進に関する質問主意書
外務省は令和六年十月九日、文部科学省に対して「中国への海外修学旅行等における安全対策(旅行届の提出周知のお願い)(令和六年十月九日領サ第一〇二四六号)」を通知した。通知文は中国蘇州の日本人学校関係者の刺傷被害事案及び中国深圳の日本人学校児童死亡事案に触れた上で、旅行届の提出周知を依頼している。

岩屋毅外務大臣及びあべ俊子文部科学大臣は令和六年十二月二十五日、訪問先の中国において、王毅外交部長、孫業礼文化旅游部長等と第二回日中ハイレベル人的・文化交流対話を実施した。外務省は、同対話において、「双方は、「日中教育交流五か年計画」を着実に実施するとともに、修学旅行の相互受入れを促進し、自治体や高校・大学等におけるスポーツ・文化活動を含めた交流を推進すべく、両国での環境醸成、モデル事例の創出に取り組むことで一致し、「日中の高校生、大学生を対象とする交流事業等の継続・推進を確認し」た旨発表している。

しかしながら、前記中国蘇州や深圳における日本人を狙った事件に加え、中国当局による日本人駐在員の拘束も相次いでいる。この状況を踏まえれば、日本人にとって中国への渡航・滞在時の安全が保障されているとは言い難い。

これを受けて、令和七年三月五日の神戸市会予算特別委員会(第三分科会)において、以下の旨質疑応答があつた。

○上島寛弘議員「市立高校の修学旅行について、市内では現在一校が海外に行っている。安全な地域であれば問題はないが、中国との修学旅行の相互受入れを促進している点に懸念がある。過去には日本人児童が殺傷された事件や、日本人駐在員が拘束された事例もあり、安全面でのリスクが指摘される。修学旅行は生徒の自由意思によるものではなく、行き先を選べない状況もあるため、中国への修学旅行は問題がある。」

○神戸市教育委員会「現在、市立高校で海外修学旅行を実施しているのは台湾への一校のみであり、現時点で中国行き先とする予定はない。修学旅行は教育目標や特色に基づき、生徒の安全確保を前提に計画されており、実施には九割の保護者の同意を得ることが条件となっている。今後もこの方針を徹底していく。」

前記答弁を受け、上島議員は、「補助金が出るから、あるいは国費が投入されるからといって、中国への修学旅行が実施されることが決してないように」と改めて念を押している。このように、既に地方自治体においても日中の修学旅行の相互受入れの促進について懸念の声が上がっている。これらを踏まえて、以下質問する。

一 前記第二回日中ハイレベル人的・文化交流対話における「修学旅行の相互受入れを促進」について、この合意を受けた具体的な事業計画、予算措置の有無及び今後の予定について明らかにされた。

二 中国当局による日本人駐在員の拘束について、以下質問する。

1 現在、日本政府が把握している中国当局により拘束されている日本人の数を示された。

2 現在、日本政府が把握している中国国内法に基づき刑事被告人となっている日本人の数を示された。

3 現在、日本政府が把握している中国国内の刑務所で服役している日本人の数を示された。

4 前記1～3について、当該日本人が違反したとされる具体的な法令及びその内容について明示された。

三 中国では日本人駐在員の拘束事案が相次ぎ、

日本人の安全が十分に確保されているとは言い難い状況にある。このような状況下で、政府が修学旅行を含む青少年の中国渡航を奨励することは、安全保障上の重大な懸念を生じさせるものであり、極めて矛盾していると言わざるを得ない。日本政府として、現下の情勢を踏まえた上で、我が国の青少年の中国への修学旅行を促進する政策を見直すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となつても私としては差し支えない。右質問する。

令和七年四月十五日
内閣総理大臣 石破 茂
参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員浜田聡君提出日本政府が中国政府と合意した修学旅行の相互受入れの促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出日本政府が中国政府と合意した修学旅行の相互受入れの促進に関する質問に対する答弁書

一及び三について

中国への修学旅行の実施については個々の学校において判断されるものであるところ、御指摘の「修学旅行の相互受入れを促進」とは、政府として、修学旅行に際して安全を確保することを当然の前提としつつ、中国への修学旅行を希望する学校に対して安全確保等の面で可能な支援を行うというものである。そのため、政府として、個々の学校に対して中国への修学旅行の実施を求めるといったことは想定しておらず、

これに係るお尋ねの「事業計画」、「予算措置」及び今後の予定は存在しない。その上で、中国への修学旅行を実施する学校の児童・生徒や教師等の邦人の安全確保に係る対応を強化するために要する経費について単独の予算項目としては計上していないが、当該対応を強化するため、これまで、中国における我が国の在外公館から現地の地方政府等に対し、旅行期間中の安全確保について協力を求めるなどしてきており、今後とも、中国側とも連携し、こうした取組等を通じて邦人の安全確保に全力を尽くす考えである。

二について

御指摘の「中国当局による日本人駐在員の拘束」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねの「数」などについて確定的にお答えすることは困難であるが、その上で、中国の刑法に基づき、国家の安全に危害を与えた罪及びその容疑により拘束されている邦人についてお答えすると、令和七年四月九日時点で、その数は五名であり、そのうち、お尋ねの「中国国内法に基づき刑事被告人となっている日本人の数は二名であり」、「中国国内の刑務所で服役している日本人の数は三名であると承知している。

公益通報の濫用的通報者が存在する事実への対処に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年四月三日

参議院議長 関口 昌一殿
浜田 聡

公益通報の濫用的通報者が存在する事実への対処に関する質問主意書

公益通報者保護法の目的は、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することである。消費者庁は、令和六年十二月二十七日に公益通報者保護制度検討会報告書（以下「同報告書」という。）を公表し、同報告書を基に公益通報者保護法の一部を改正する法律案（閣法第三二号。以下「改正法案」という。）を第二百十七回国会に提出している。同報告書及び改正法案について、以下質問する。

一 同報告書の個別論点のうち、公益通報を阻害する要因への対処として「濫用的通報者の対応」が挙げられている。同報告書十七頁の注釈には「事業者からのヒアリングでは、「自己の人事上の処遇を有利にする目的、自分が楽なように業務フローを変更させる目的、自分がしたくない仕事をしなくて済むようにする目的、自分が嫌な人を異動させたい、自分が快適なように職場環境を変更させる目的、会社に不満を述べることで自身のストレスを発散させる目的、自分の主張を認めさせることで自己承認欲求を満たす目的などではないかと推測される通報も存在する」との指摘があった。」と記載されている。こうした通報により「従事者の業務の大半が、こうした通報への対応に奪われた場合、事業者にとって真に必要となる通報が見逃され、違法行為の是正が図られなくなるおそれがある。」と指摘されている。この濫用的通報者への対応は改正法案に盛り込まれていないが、盛り込まなかった理由を示されたい。

二 前記一について、濫用的通報者の通報と真に必要となる通報の見分け方を政府は示している。

るか。示していない場合、示すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 前記一について、濫用的通報者の通報に関して、事業者、行政機関及び外部通報を受けた者はどのように対応すべきか示されたい。

四 濫用的通報者の通報と真に対応が必要な通報の判断基準を示されたい。また、濫用的通報者による通報の判断基準は法令又は指針等に明記すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

五 前記四について、濫用的通報者の通報である場合において、通報を受けた者が採るべき対応に係る政府の見解を示されたい。

六 匿名の通報の場合、事業者の事業を妨害する目的で内外部いずれからも濫用的通報が行われるおそれがあると考えられるが、事業者が濫用的通報者の通報であると判断した場合は、通報者の探索は認められるか示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となつても私としては差し支えない。右質問する。

令和七年四月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員浜田聡君提出公益通報の濫用的通報者が存在する事実への対処に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出公益通報の濫用的通報者が存在する事実への対処に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「濫用的通報者への対応」について

令和七年四月十六日 参議院会議録第十三号

質問主意書及び答弁書

は、令和六年十二月二十七日に取りまとめられた「公益通報者保護制度検討会」の報告書(以下「報告書」という。)に記載されている「濫用的通報」の実態は必ずしも明らかでないこと認識しており、報告書において「濫用的通報の実態を調査し、その結果を踏まえて、対応を検討すべきである」とされたところである。これを踏まえ、今国会に提出した公益通報者保護法の一部を改正する法律案に盛り込まなかったものである。

二から六までについて

一についてでお答えしたとおり、報告書に記載されている「濫用的通報」の実態が明らかでないことから、お答えすることは困難である。

医療DXと保険者機能強化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年四月三日

浜田 聡

参議院議長 関口 昌一殿

医療DXと保険者機能強化に関する質問主意書

近年、デジタル技術を活用した医療DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進が進められており、政府もその実現に向けた取組を加速させている。しかし、現状では情報共有の課題や保険者機能の制約など、解決すべき問題が多く残されている。他方、一般論として各種保険制度における保険者の役割については、主に「リスクの管理と保障の提供」、「保険料の徴収と適切な運用」、「公平性と効率性の確保」、「情報提供と啓

発」、「社会的なセーフティネットとしての機能」等が挙げられる。これは医療保険制度においても同様であり、保険者に当然に期待される役割(以下「医療保険の保険者に期待される役割」という)である。よつて、医療保険制度の安定的な持続のためにには保険者の機能強化は不可欠である。我が国の医療DXが単なるデジタル化にとどまらず、持続可能な医療制度の構築に資するものとなるためには、医療DXが保険者機能の強化に寄与することも必要不可欠である。これらに係る政府の方針及び課題について明確にすべきと考え、以下質問する。

一 医療保険の保険者に期待される役割について、政府の見解を示されたい。

二 医療DXにおける情報共有の課題について 医療DXの推進により、患者の診療情報が電子化され、医療機関間の情報共有が進むことが期待されている。しかし、現状、保険者に共有される情報は、特定健康診査(特定健診)や労働安全衛生法に基づく事業者健診等の結果のデータであり、より広範な健康情報の共有は制限されている。このことは、保険者が本来果たすべき機能を十分に発揮できない要因となつておられる。さらに、情報共有を目的として地域医療情報連携ネットワークの構築に多額の補助金が投入されたにもかかわらず、ほとんど機能していない現状がある。このような状況は、税金の無駄遣いであると考えられる。

1 医療DXにおける情報共有の促進に関する政府の方針及び今後、実施を検討している施策を全て示されたい。

2 医療DXにおける保険者へ提供される情報について、健診情報に限定せず、より包括的な医療情報を活用できるようにするための制度改革を行う方針はあるか。理由と併せて示されたい。

3 個人情報保護の観点から踏まえつつ、患者本人の同意の下で保険者が診療情報を適切に活用できる仕組みを構築する考えはあるか。理由と併せて示されたい。

4 地域医療情報連携ネットワークの構築に投入された補助金の総額を示されたい。また、その費用対効果を政府はどのように評価しているのか示されたい。さらに、今後、地域医療情報連携ネットワークを有効活用するための方策を講ずる予定はあるか。理由と併せて示されたい。

三 我が国の保険者機能の弱さ、問題点及び課題について 日本の医療保険制度において、保険者は制度を運営し、被保険者の健康管理を支援する役割を担っている。しかし、米国と比較すると、日本の医療保険における保険者は疾病予防や健康増進のための積極的な介入が十分に行えておらず、その機能は限定的であるという指摘がある。さらに、個別の診療内容の分析を通じたいわゆる低価値(価格に見合うだけの健康増進効果が無い)・無価値(患者の健康増進に寄与しない)というエビデンスがある医療の特定や保険給付について、保険者が十分な役割を果たせていないため、抑制効果が低い点が問題視されている。

1 日本の医療保険の保険者機能が米国と比較して弱いことについて、政府は認識しているか示されたい。そのほか、政府が把握する日本の医療保険の保険者の問題点及び課題点を理由と併せて全て示されたい。

2 前記三の1について、日本の医療保険の保険者機能が米国と比較して弱い理由について、政府の見解を示されたい。

3 前記三の1及び2を踏まえて、日本における保険者の役割を強化するため、医療DXの活用による健康管理支援の充実を進めていく考えはあるか示されたい。また、進めていく考えがある場合、どのように進めていくのか示されたい。

4 医療保険の保険者が診療内容を分析し、低価値・無価値な医療の特定や保険給付の適正化を進めるための施策について具体的に検討しているか。検討している場合はその内容及び状況を全て示されたい。

5 健康増進・疾病予防・医療費適正化における保険者の役割を明確化し、より積極的に医療データを活用できるような法整備や制度設計の見直しを行う考えはあるか示されたい。

四 保険者機能の強化と医療DXの関係について医療保険における保険者は、健康管理や疾病予防の観点から、被保険者に対する適切な指導や介入を行う役割を担っている。しかし、現状では十分な医療情報が得られないため、保険者の健康管理支援機能が十分に発揮されていない。

1 保険者が医療DXを活用し、被保険者の健康管理支援機能を強化するための具体的な施策はあるか示されたい。ある場合は、全て示されたい。

2 データの活用を進めるため、保険者と医療機関・自治体との連携を強化する方策は検討しているか。検討している場合は、全て示されたい。

3 保険者の機能強化が進まない場合、健康管理支援が不十分であることから、将来的な医療費の増大を招くおそれがあるが、政府はこの点について、どのように問題を認識し、対処を講ずるつもりか示されたい。

4 保険者が診療情報を活用し、低価値・無価値な医療を抑制するためのガイドラインやデータ分析の仕組みを構築する考えはあるか示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官療の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となつても私としては差し支えない。右質問する。

令和七年四月十五日
内閣総理大臣 石破 茂
参議院議長 関口 昌一殿
参議院議員浜田聡君提出医療DXと保険者機能強化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出医療DXと保険者機能強化に関する質問に対する答弁書
一について
お尋ねについては、例えば、医療費適正化に関する施策については、基本的な方針(令和五年厚生労働省告示第二百三十四号。以下「医療費適正化基本方針」という。)において、「加入者の資格管理や保険料の徴収等、医療保険を運営する主体としての役割に加え、保健事業等を通じた加入者の健康管理や医療の質及び効率性向上のための医療提供体制側への働きかけを行うなど、保険者機能の強化を図ることが重要である」等としておりである。

二の1について
お尋ねについては、政府として、「医療DXの推進に関する工程表(令和五年六月二日医療DX推進本部決定。以下「工程表」という。)において、「具体的な施策及び到達点として、「マ

インバーカードと健康保険証の一体化の加速等」、「全国医療情報プラットフォームの構築」及び「電子カルテ情報の標準化等」を掲げ、各種の取組を進めている。

二の2及び3について
御指摘の「より包括的な医療情報」は、御指摘の「患者の診療情報」と理解した上で、お尋ねの「保険者へ提供される情報」について、健診情報に限定せず、「患者の診療情報」を活用できるようにするための制度改革及び「保険者が診療情報を適切に活用できる仕組み」については、「患者の診療情報」には、機微な情報や専門的な情報も含まれることから、御指摘の「個人情報保護の観点」のみならず、「現状、保険者に共有」されている「特定健康診査・特定健診や労働安全衛生法に基づく事業者健診等の結果のデータ」の「活用」の状況も踏まえた上で、「患者の診療情報」の「活用」の方法等について、十分な時間をかけて検討を行う必要があると考えている。

二の4の前段及び中段について
御指摘の「地域医療情報連携ネットワークの構築」については、各地域の実情に応じ、市町村、医療法人等の事業主体や「ネットワーク」の対象等が異なり、事業主体において活用されている、お尋ねの「補助金」も様々であることから、「補助金の総額」については、調査に膨大な作業を要するため、網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、令和五年三月六日の参議院予算委員会において、政府参考人が「地域において診療上必要な医療情報を電子的に共有、閲覧できる仕組みとしての地域医療情報連携ネットワークの構築につきましては、これまで地域医療介護総合確保基金等によりまして支援を行っている旨答弁しているところ、当該

「支援」の「総額」は、「支援」が開始された平成二十一年度から令和四年度までで約六百億円である。また、お尋ねの「費用対効果」に関しては、例えば、「地域医療介護総合確保基金」については、厚生労働省において、行政事業レビューの枠組みの下で、基金シートの作成・公表等を通じ、執行状況等を継続的に把握し、点検に取り組んでいるほか、同省保険局長が参集を求めて開催する、地方公共団体、医療や介護の団体、医療制度等の専門的知見を有する有識者等により構成される「医療介護総合確保促進会議」において、例えば、令和七年三月三日、「令和五年度地域医療介護総合確保基金の交付状況について」、「令和五年度基金事業における主な取組例」、「前年度基金事業における主な取組例の事後評価」等について確認を受けるなど、毎年度、同基金の交付状況等について確認を受けているところであり、各都道府県の実情に応じて、同基金が活用されているものと考えている。

二の4の後段について
お尋ねの「今後、地域医療情報連携ネットワークを有効活用するための方策」の意味するところが必ずしも明らかではないが、工程表において「オンライン資格確認等システムを拡充し、保健・医療・介護の情報を共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」を構築する」としてしているところ、御指摘の「地域医療情報連携ネットワーク」については、今後その現状把握を行った上で、「地域医療情報連携ネットワーク」と「全国医療情報プラットフォーム」の適切な役割分担を図りながら、地域の実情に応じた医療機関による医療情報の利活用が進むよう取り組むこととしている。

三の1の前段及び2について

医療保険制度が異なる我が国と諸外国とを単純に比較することは適当でないと考えられるため、御指摘の「認識しているか」とのお尋ねについて、一概にお答えすることは困難であり、したがって、「認識している」ことを前提としたお尋ねについてもお答えすることは困難である。

三の1の後段について

お尋ねの「保険者の問題点及び課題点の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、一についてでお答えしたとおり、医療費適正化基本方針において、「保険者機能の強化を図ることが重要である」としているところである。

三の3及び四の1について

御指摘の「前記三の1及び2を踏まえて」の意味するところが明らかではないが、いずれにせよ、御指摘の「健康管理支援」については、医療費適正化基本方針において、「保険者等の取組」として、「保健事業の実施主体として、特定健康診査等について、令和六年度から始まる第四期特定健康診査等実施計画の計画期間から、特定保健指導にアウトカム評価を導入することや、ICTの活用等により実施率の向上を図ることとされることを踏まえ、効果的かつ効率的な実施を図るほか、加入者の健康の保持増進のために必要な事業を積極的に推進していく役割を担い、データヘルス計画に基づく事業を実施する。さらにその中で、日本健康会議の取組とも連動しつつ、医療関係者と連携した重症化予防に係る取組や、加入者の健康管理に係る自助努力を支援する取組など、効果的な取組を各保険者等の実情に応じて推進していくことが期待されている」としており、これに基づく取組を推進していくこととしている。

三の4について

御指摘の「低価値・無価値な医療」については、政府として定義していないため、これに関するお尋ねについてお答えすることは困難であるが、御指摘の「保険給付の適正化」については、医療費適正化基本方針において、「急性気道感染症や急性下痢症に対する抗菌薬処方などの効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療については知見が集積されており、・・・こうした医療について、地域ごとに都道府県や関係者が地域の実情を把握するとともに、適正な実施に向けた必要な取組について検討し、実施することが考えられる」等としており、これに基づく取組を推進していくこととしている。

三の5について

御指摘の「より積極的に医療データを活用できるような法整備や制度設計の見直し」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、御指摘の「保険者の役割」については、一について、三の3及び四の1について並びに三の4についてでお答えしたとおりである。

四の2について

御指摘の「データの利活用を進めるため、保険者と医療機関・自治体との連携を強化する方策」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、例えば、保険者が「健康管理や疾病予防の観点から、被保険者に対する適切な指導や介入を行う役割を担う」ことに資する情報連携の方策については、令和六年十月三十日に開催された第百十一回社会保障審議会医療部会において、「オンライン資格確認等システム」を拡充し、「各種健診結果を医療保険者及び全国の医

療機関等や本人等が閲覧できる」ようにすることが確認され、このことも含む医療法等の一部を改正する法律案を今国会に提出しているところである。

四の3について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、「保険者の機能強化」については一について、「健康管理支援」については三の3及び四の1について、「将来的な医療費の増大」については三の4についてでお答えしたとおりである。

四の4について

御指摘の「低価値・無価値な医療」については、政府として定義していないため、これに関するお尋ねについてお答えすることは困難である。

営利法人に病院等の開設が認められない法的根拠に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年四月三日

参議院議長 関口 昌一殿
浜田 聡

営利法人に病院等の開設が認められない法的根拠に関する質問主意書

第百九十三回国会衆議院本会議平成二十九年三月二十八日において、塩崎厚生労働大臣(当時)は日本維新の会所属議員からの質問に対し、「病院や特別養護老人ホーム等については、高い公益性を有する事業であり、利用者の保護を図るため、株式会社などの営利法人に対しては参入を

認めていない旨答弁しており、営利を目的とした病院の開設は禁止されていると解されている。しかし、医療法第七条第七項には「営利を目的とする者に対しては、第四項の規定にかかわらず、第一項の許可を与えないことができる。」と定められており、条文上、営利を目的として病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対して許可を与えることができるようにも解釈できる。現に、平成十五年四月二十二日に行われた総合規制改革会議の第六回アクションプラン実行ワーキンググループにおいて、以下の質疑応答(抜粋)があった。

○鈴木副主査「医療法七条五項は、営利を目的として病院を開設する場合には許可を与えないことができる」と書いてある。それは反対解釈をすれば許可をすることができるということであり、現実にはそれまで六十二以上の株式会社病院があつたわけですから、この医療法人制度を作るときにその通達で禁止したにすぎないと理解しているが、その理解で正しいですか。」

○榮畑総務課長(厚生労働省)「私もはむしろ現行の七条五項というのが、法律上は確かに文言上、言葉はできると書いておりますが、医療法全体の体系からすれば、できるじゃなくて許可を与えないものとする解釈するのが正しい読み方だろうと思っております。今、鈴木さんがおっしゃられた通達というよりは、七条五項そのものが根拠じゃないかと思っております。」

○鈴木副主査「それは勝手解釈もいいところではありませんか。」

(中略)

○鈴木副主査「それこそまさに恣意的な解釈であって、だったらそのように法律をなぜ改めないのだという問題であって、今のお話しは理解できません。私は事務次官通達が創設的に株式会社を禁止したと考えるのが法律的には常識であって、それを後から付けた議論で、今、榮畑さんは無理な解釈をおっしゃっておられるけれども、それは世の中で通用する議論ではないと言わざるを得ないと思います。」

また、その後、平成十五年五月十六日に厚生労働省から総合規制改革会議に提出された回答(以下「平成十五年厚生労働省回答」という。)にも、当該指摘に対する明確な回答はなされていない。医療法第七条第七項の解釈及び営利法人に病院等の開設が認められない法的根拠を明らかにすべく、以下質問する。

一 厚生労働省の有権解釈権に基づく解釈として、医療法第七条第七項は、営利法人を禁止しているのか示されたい。禁止していないのであれば、解釈の詳細を示されたい。

二 前記一について、営利法人を禁止しているのであれば、禁止規定であるにもかかわらず、当該条文が「許可を与えないことができる。」という記載である理由を示されたい。

三 前記一及び二に関連して、医療法第七条第七項において、許可を与えることができる場合とはどのような場合を想定しているか示されたい。

四 前記厚生労働省総務課長は「医療法全体の体系からすれば、できるだけ許可を与えないものとする」と解釈するのが正しい読み方」と回答しているが、現在、医療法における「(する)ことができる」との規定は全て「(する)ものとする」と解釈しているのか、政府の見解を

示されたい。

五 平成十五年厚生労働省回答では「医療法第七条第五項の規定振りについて、貴省から「医療法制定当時、既に株式会社立の病院があったため、このようなものとなった」旨のご説明があった。このようなものについては、「一種の既存不適格が生じる場合には、新たに開設する〇〇には許可を与えないことができる」との解釈が法制執務上は通常と考えられるが、なぜ、「株式会社には許可を与えてはならない」との解釈が可能なのか、その根拠を具体的にかつ詳細にご教示頂きたい。」との問いに対し、「医療法第七条第五項については、①営利を目的とする者には許可を与えないという方針を前提として立法がなされていること(以下「回答①」という。)、②医療法は、医療法人の剰余金の配当を前提として禁止するなど、営業の非営利性を認めた場合には、法的整合性を著しく欠く取扱いとなること(以下「回答②」という。)」等に鑑み、営利を目的とする場合には、都道府県知事は開設許可を与えることはできないと考えている。」と回答している。これらについて、以下質問する。

1 前記回答は現在の政府の見解と一致するか示されたい。異なる場合は詳細を示されたい。

2 前記1について、一致する場合、回答①にある「営利を目的とする者には許可を与えない」という方針を前提として立法がなされている(ことを立証できる根拠を示されたい)。

3 前記1について、一致する場合、回答②にある「営利目的の開設を認めた場合には、法的整合性を著しく欠く取扱いとなること」について、「法的整合性を著しく欠く取扱い」と

なる「法令をその理由と併せて全て示された」とい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官療の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となつても私としては差し支えない。右質問する。

令和七年四月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿
参議院議員浜田聡君提出営利法人に病院等の開設が認められない法的根拠に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出営利法人に病院等の開設が認められない法的根拠に関する質問に対する答弁書
一から三までについて

御指摘の「医療法第七条第七項は、営利法人を禁止しているのか」及び「営利法人を禁止しているのであれば、禁止規定であるにもかかわらず」の意味するところが必ずしも明らかではないが、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第七項についてのお尋ねの「解釈」、「当該条文が「許可を与えないことができる。」という記載である理由」及び「医療法第七条第七項において、許可を与えることができる場合」については、例えば、昭和二十三年六月二十六日の衆議院厚生委員会において、当時の政府委員が「営利を目的として病院、診療所・・・を開設しようという者に対して許可を與えないことがある」ということにはあたらずに、実際の運用としては、この規定に基いて、営利を目的とする者には許可を與えない方針でございませ

す」と答弁し、また、御指摘の「平成十五年四月二十二日に行われた総合規制改革会議の第六回アクションプラン実行ワーキンググループ」において、厚生労働省より、「医療法全体の体系からすれば・・・許可を与えないもの」として解釈するのが正しい読み方だろう」と及び「既に株式会社病院が幾つもあったというふうに関いておられます。それを前提として法律を変えたからそういうふうになったのだらうと思っております。あともう一つは、医療法人の配当の禁止規定とのバランス上も・・・許可を與えないものとするというふうに関いて解釈されるべきものだろうと思っております」と説明し、さらに、「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について(平成五年二月三日付け総第五号・指第九号厚生省健康政策局総務課長及び指導課長連名通知)において、「医療法第七条・・・の規定に基づく医療機関の開設手続きについては、特に・・・営利を目的とするものでないことを十分確認する必要がある」、「営利を目的とするものでないかを審査するに当たっては、開設主体、設立目的、運営方針、資金計画等を総合的に勘案するとともに」、「医療機関の開設主体が営利を目的とする法人でないこと。ただし、専ら当該法人の職員の福利厚生を目的とする場合はこの限りでないこと」、「医療機関の運営上生じる剰余金を役員や第三者に配分しないこと」、「医療法人の場合は、法令により認められているものを除き、収益事業を営営していないこと」等と示しているところである。

四について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、御指摘の「医療法における「(する)ことができる」との規定」については、例えば、医療法第四十二条の二第一項において、

「医療法人のうち・・・都道府県知事の認定を受けたもの(以下「社会医療法人」という)は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院・・・の業務に支障のない限り、・・・その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務(以下「収益業務」という。)を行うことができる」と規定しているところ、「社会医療法人の認定について」(平成二十年三月三十一日付け医政発第〇三三一〇〇八号厚生労働省医政局長通知)において、「収益業務を「行わない場合には」と示されているとおり、必ずしも全ての「社会医療法人」が「収益業務」を行うものとなっておらず、したがって、御指摘のように「全て」(する)ものとする」と解釈しているわけではない。

五の1について
御指摘の「現在の政府の見解と一致するか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省において御指摘の「前記回答」を行っているところ、「現在」においてこの「見解」を變更したとの事実はない。

五の2について
お尋ねについては、一から三までについてでお答えしているとおりであります。

五の3について
御指摘の「法的整合性を著しく欠く取扱いとなる「法令」の指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、例えば、医療法第五十四条において、「医療法人は、剰余金の配当をしてはならない」と規定している一方で、平成二十七年三月二十五日の衆議院厚生労働委員会において、塩崎厚生労働大臣(当時)が「医療は、税金を払っているけれども非営利を追求するというこ

とになっていきます。株式会社の参入というのがよく言われますが、・・・株式会社の本質はやはり株主が配当を受けるということ」と答弁しているところ、「株式会社への参入」においては、「株主が配当を受けるということ」が前提になることを踏まえ、厚生労働省において御指摘の「回答②」の表現を用いたところである。

保育所への運営費加算要件として「施設・事業所の職員の平均経験年数が十年以上」を設定すること等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年四月三日

参議院議長 関口 昌一殿 浜田 聡

保育所への運営費加算要件として「施設・事業所の職員の平均経験年数が十年以上」を設定すること等に関する質問主意書
こども家庭庁は令和七年度以降、一歳児に対する保育士の配置基準について、「六対一」から「五対一」に変更するため、保育所への運営費を加算する方針を示している。しかし、その加算要件の一つとして「施設・事業所の職員の平均経験年数が十年以上」を設定すること(以下「当該加算要件」という。)について、現場から多くの疑問や批判が寄せられている。当該加算要件の適用により、経験年数が少ない職員を多く抱える施設が加算の対象外となる。加算が得られないことで保育士の待遇改善にも支障を来す可能性が高く、結果として保育士の確保が困難になるなど、現場を混乱させる可能性が指摘されている。

また、OECDの乳幼児教育・保育に関する研

究では、「保育士の経験年数が保育の質に与える影響は一貫していない」とされている(Stot, P. (2018). Structural characteristics and process quality in early childhood education and care: A literature review. OECD Education Working Papers, No. 176. OECD Publishing. 以下「Stot (2018)」)。Stot (2018)では、保育士の経験年数と保育の質との関係性において、必ずしも一貫した相関があるわけではないことが示されており、当該加算要件の設定が科学的根拠に基づいたものであるかは大いに疑問がある。さらに、保育の質の向上のためには、保育士の配置基準の見直しだけでなく、デジタルトランスフォーメーション(DX)を活用した業務効率化による生産性の向上も重要であるとの指摘がある。

一 政府は、保育士の経験年数と保育の質に因果関係があると考えるか。根拠と併せて示された。

二 令和七年度以降、一歳児に対する保育士の配置基準を「六対一」から「五対一」に変更する施策について、当該加算要件を設定した理由を示された。また、理由の根拠となる調査資料や参考とした論文があれば全て示された。

三 当該加算要件の設定により、要件を満たすことができない施設においては、保育士の確保が困難になるなどの悪影響が懸念される。当該加算要件の設定による影響や副次的効果について、政府はどのように評価しているか示された。

四 Stot (2018)によれば、「保育士の経験年数が保育の質に与える影響は一貫していない」とされているが、これに反証する科学的根拠を政府は把握しているか示された。また、Stot (2018)の研究結果を踏まえると、当該加算要件が科学的根拠に基づいたものとは言えないと考

えるが、政府の見解を理由と併せて示された。五 保育士の配置基準を手厚くすることで保育の質が向上するとの意見があるが、その具体的な根拠を示された。また、配置基準の見直しは保育の質に与える影響について、政府の評価を示された。

六 保育現場におけるDXの推進や業務の効率化による生産性の向上が、保育の質の向上や保育士の負担軽減に寄与するとの指摘がある。政府として、保育現場のDX推進にどのように取り組んでいるか、具体的な施策を示された。

七 一部の専門家や保育関係者からも、当該加算要件の撤廃を求める声が上がっているが、今後この条件を見直す可能性はあるか、政府の見解を示された。

八 保育士の経験年数よりも、配置基準の改善やDX推進を通じた業務効率化を優先すべきとの指摘があるが、「保育士の確保」、「保育の質の向上」及び「業務の効率化」のうち、政府が最も優先的に考えている項目を今後の方針とともに示された。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。右質問する。

令和七年四月十五日

内閣総理大臣 石破 茂
参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員浜田聡君提出保育所への運営費加算要件として「施設・事業所の職員の平均経験年数が十年以上」を設定すること等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出保育所への運営費加算要件として「施設・事業所の職員の平均経験年数が十年以上」を設定すること等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「保育士の経験年数と保育の質に因果関係がある」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「保育士の経験年数と保育の質」については、令和七年四月二日の衆議院厚生労働委員会において、政府参考人が「様々な研究がございまして、OECDの報告書の中で、余り経験年数と関係しないというようなものもございまして、同じ報告書の中でも、三歳未満を対象とする施設では、職務経験と質の高さの関連を示す研究で否定的な報告をされていない」というふうな報告もございまして、また、国内の複数の研究でも、経験の多さが子供への一層の理解や幅広い視点から子供を捉えることにつながっているというふうに表示されているものもございまして、この点につきましては、学者によつてというか研究によつて様々な結論がございまして、私どもの承知しているものの中では、平均経験年数の多さが保育の質の向上につながっているということを示すものもあるところとございまして」と答弁しているところである。

二について

御指摘の「一歳児に対する保育士の配置基準を「六対一」から「五対一」に変更する施策」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「当該加算要件を設定した理由」については、令和七年四月二日の衆議院厚生労働委員会において、政府参考人が「一歳児の配置改善におきましては、これまで実施してきた三歳児あるいは四、五歳児よりも、より多くの保育人材

が必要となりますので、保育人材の確保が課題とされている中で、まずは、基準の見直しではなく加算措置により対応を進めることとし、あわせて、保育の質の向上の観点や、人材不足の中で持続可能な改善を図るため、職員の処遇改善や職場環境改善を進めている施設を対象として措置することとしたものでございまして、平均経験年数十年以上の要件につきましても、この観点から設定しているものでございまして、保育事業所の平均経験年数がおおむね十一年であることを踏まえまして、それよりも低く設定したものでございまして」と答弁しており、また、「保育事業所の平均経験年数がおおむね十一年であること」についてのお尋ねの「根拠」については、こども家庭庁が実施した「令和六年度施設型給付費等の基礎資料に関する調査」に基づき試算したところによると、約十一・三年となっているところである。

三について

御指摘の「副次的効果」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いづれにせよ、現時点では御指摘のような「悪影響」があるとは想定しておらず、また、令和七年二月二十日の衆議院予算委員会において、三原内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）が「まず、一歳児の配置改善は五十数年ぶりであり、政府案として、この形で令和七年度から一歳児の配置改善加算を着実に実施し、保育現場における職員配置の改善、これを進めてまいりたいと思っております。その上で、本要件の在り方につきましては、加算の取得できるとか実際の配置の状況等を踏まえてまた考えてまいりたいというふうな思っております」と答弁しているところ、「本要件の在り方」について

「また考えて」いく中で、お尋ねの「影響」についても適切に評価してまいりたい。

四について

御指摘の「これに反証する科学的根拠」及び「当該加算要件が科学的根拠に基づいたもの」とは言えない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「保育士の経験年数」と「保育の質」については一について、また、「当該加算要件」を設けた理由については二について述べたとおりである。

五の前後について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、例えば、こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会においては、「こどもたちにきちんと向き合つて保育の狙いを達成するためには、配置基準の改善を保育現場は本当に待ち望んでまいりました。一歳児についても早急に改善・必要と考えておりますので、同様に御検討をお願いいたします。」「保育士等が余裕を持って、何より子どもたちにとって安心・安全な環境で保育に当たることができる職場環境づくりが重要であり、令和六年度からの実現がかなわなかった一歳児の職員配置基準の改善については早期に実施していただくよう、強く要望します。」等の意見があったところである。

五の後段について

お尋ねについては、こども家庭庁が令和六年十二月二十日に公表した「保育政策の新たな方向性」持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ（以下「保育政策の新たな方向性」という。）において、「保育の安全性と保育の質の確保・向上のため、職員配置基準の改善・を進める」と示しているところ、御指摘のように「保育士の配置基準を手厚くすること」は「保育の質」の「向上」につながるもの

と考えている。

六について

お尋ねについては、保育政策の新たな方向性において、「保育DXの推進による業務改善」として、「各種手続の標準化・簡素化を図るとともに、テクノロジーの活用による業務改善を進め、効率化できた時間で保育の質の向上に取り組むことができる環境を整備することとし、「保育現場における保育ICT（計画／記録、保護者連絡、登降園管理、キャッシュレス決済）や、こどもの安全対策に資する設備等の導入推進」、「給付・監査等の保育業務ワンストップの実現（保育業務施設管理プラットフォームの構築と活用推進）」、「復活ワンストップの実現（復活情報連携基盤の構築と活用推進／就労証明書デジタル化）」、「保育現場におけるテクノロジー活用を促進するための環境整備（①先端的な保育ICTのショーケース化、②ICTに関する相談窓口・人材育成、③ネットワーク形成・普及啓発、をパッケージとして行う「保育ICTラボ事業の実施）」、「こども誰でも通園制度の利用に係るシステムの構築・運用」等と示しているところである。

七について

お尋ねについては、三について述べたとおりである。

八について

お尋ねについては、保育政策の新たな方向性において、「人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換。あわせて「保育人材の確保・

テクノロジの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保と示しているところ、御指摘の「保育士の確保」、「保育の質の向上」及び「業務の効率化」については、いずれかがお尋ねのように「最も優先的に考えている項目」というわけではなく、いずれも重要と考えており、引き続き、こうした施策を総合的に推進してまいりたい。

沖縄防衛局が普天間第二小学校に設置したカメラ及び映像データに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年四月四日

山本 太郎

参議院議長 関口 昌一殿

沖縄防衛局が普天間第二小学校に設置したカメラ及び映像データに関する質問主意書
沖縄防衛局が普天間第二小学校に設置したカメラの目的及び映像データの共有について、私の事務所からの問合せに対し、防衛省から令和七年三月十八日、以下のとおり回答があった。

「普天間第二小学校に設置したカメラについては、平成二十九年十二月十三日に普天間第二小学校のグラウンドに普天間飛行場所属のCH-53Eヘリコプターの窓枠が落下する事故が発生したことを受け、学校関係者の不安払拭の観点から同小学校の関係者から要望があったため、平成三十年一月にカメラを設置（四か所）したものである。カメラの映像については、常時、学校関係者と共有しているところである。」

この回答について、以下質問する。
一 「学校関係者」とは具体的に誰を指しているか示されたい。また、保護者は「学校関係者」に含まれるか示されたい。

二 共有の対象を「学校関係者」に限定し、一般市民に共有しない理由を示されたい。

三 「学校関係者」と映像データを「共有している」理由及びその目的を示されたい。

四 前記「カメラの映像については、常時、学校関係者と共有している」について、共有の方法及び頻度を示されたい。

五 カメラの映像に関して、学校関係者と防衛省との間で協議の機会を設けているか示されたい。また、協議の頻度を示されたい。

六 共有したカメラの映像を基に、学校の騒音環境や安全環境について改善要請は出されているか示されたい。改善要請が出されている場合、当該要請に基づき政府として実施した対策はあるか示されたい。改善要請が出されているにもかかわらず、学校の環境改善に関わる対策を行っていない場合、その理由を示されたい。

七 米軍ヘリコプターが同小学校の上空を飛行した回数は、カメラ設置当初の年度と令和六年度を比較して何割減っているか示されたい。

八 防衛省は、カメラの映像を基に、米軍ヘリコプターが同小学校の上空を飛行した回数を計測しているか示されたい。計測していない場合、その理由を示されたい。

九 米軍ヘリコプターが同小学校の上空を飛行した回数が減っていない場合、飛行回数の削減や飛行経路の変更等につながる効果的な対策を講ずるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年四月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員山本太郎君提出沖縄防衛局が普天間第二小学校に設置したカメラ及び映像データに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出沖縄防衛局が普天間第二小学校に設置したカメラ及び映像データに関する質問に対する答弁書
一から五までについて

平成三十年一月、宜野湾市立普天間第二小学校の敷地内の四箇所に沖縄防衛局がカメラを設置した経緯については、平成二十九年十二月十三日に同校のグラウンドに普天間飛行場所属のCH53Eの窓枠が落下する事故が発生したことを受け、同校に在籍する児童の保護者及び同校の教職員が構成されるPTAから要望があったために行ったものである。
また、当該カメラの映像については、同校周辺における米軍機の飛行状況を同校の教職員が常時確認できるようにするため、同局が同校内にモニターを設置し、映像を共有しているものであり、同校の教職員以外の者に対して映像を共有することは考えていない。

さらに、米軍機が同校上空を飛行した可能性がある場合において、同校の教職員及び同局との間で事実確認を行うなど協議をすることとしている。
六について
お尋ねの「改善要請」については、防衛省において確認できる範囲では、宜野湾市立普天間第二小学校からはなされていない。
七及び八について
防衛省では、米軍機が宜野湾市立普天間第二小学校上空を飛行した可能性がある場合において、同校に設置しているカメラの映像等を分析の上で、米軍機が同校上空を飛行したと確認できた際には、その都度、同校に与える影響が最小限となるよう米軍に申入れを行っている。同省において確認できる範囲では、令和六年度における、同校上空を米軍のヘリコプターが飛行した回数は一回であり、当該カメラを設置した平成二十九年（平成三十年一月から同年三月までの間に限る。）における回数と比較して、五割減少している。

九について
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第二十五条の規定に基づき設置された合同委員会における平成八年三月二十八日の嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意（以下「航空機騒音規制措置に関する合意」という。）により、「進入及び出発経路を含む飛行場の場周経路は、できる限り学校、病院を含む人口稠密地域上空を避けるよう設定する」とされている。
これを受けて、政府としては、累次の機会に、航空機騒音規制措置に関する合意を遵守し、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう米軍に申入れを行ってきたところであり、米軍による航空機の運用については、航空機騒音規制措置に関する合意に従って行われていると認識している。政府としては、引き続き、米軍に対し、航空機騒音規制措置に関する合意の遵守等を通じて、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう粘り強く働きかけていく考えである。

原子力災害時における住民避難のための実動組織による支援に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年四月四日

山本 太郎

参議院議長 関口 昌一殿

原子力災害時における住民避難のための実動組織による支援に関する質問主意書

私は令和七年三月十七日の参議院予算委員会において、原子力災害時における住民の避難手段としてのバスや運転手の確保について質問した。これに対し、石破茂首相は「あらかじめ、被曝線量限度の範囲を超えるなどによりバス事業者の活動が困難となる場合は、緊急時対応において、自治体の要請により自衛隊等の実動組織が支援する」と答弁した(以下「総理答弁」という)。また、同年三月十三日の参議院環境委員会において、浅尾慶一郎原子力防災担当相は「あらかじめバス事業者と自治体との間で協議された被曝線量限度内の範囲内で活動していただくこととなります。その上で、あらかじめ決めていた被曝線量の範囲を超えるなどによりバス事業者の活動が困難となる場合は、緊急時対応において自治体の要請により自衛隊等の実動組織が支援することを想定しております」と答弁した(以下「原子力防災担当相答弁」という)。これらは同じ趣旨の答弁と理解している。

避難計画を策定する自治体が地元のバス協会等と締結した住民避難に関する協定書では、一ミリシーベルトを被曝線量限度と明記するものが多いと承知している。
原子力防災会議連絡会議コアメンバー会議が平成二十五年十月九日に策定した「共通課題についての対応方針」において、「民間企業の運転手等

は、放射線業務従事者や防災業務関係者とは異なり一般公衆の被ばく線量管理の考え方の適用が適当であることから、道府県及び市町村が民間企業との協力協定を締結する際に前提とする運転手等の被ばく線量の管理の目安は、ICRP勧告における平時「計画被ばく状況」の一般公衆の被ばく線量限度である一ミリシーベルトを基本とする」と規定している。また、内閣府(原子力防災担当)が平成二十九年七月二十四日にまとめた「原子力災害時の民間事業者との協力協定等の締結について」においても、前記対応方針を引用する形で「当該被ばく線量の管理の目安は、平成二十五年に「共通課題」についての対応方針(中略)において示されている一ミリシーベルトを基本として、自治体と民間事業者の間で協議し、合意することが必要である」と規定している。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 総理答弁及び原子力防災担当相答弁で言及されたバス事業者と自治体との間であらかじめ決めた「被曝線量限度」について、政府は一ミリシーベルトではない数値を限度として設定している事例を把握しているか。把握している場合、具体的に示すとともに、当該数値の根拠となる法令及び規定も併せて示されたい。

二 総理答弁における「あらかじめ、被曝線量限度の範囲を超えるなどによりバス事業者の活動が困難となる場合」について、以下の質問に答えられたい。

- 自治体が支援を要請した際、自衛隊等の実動組織は要請された支援を行う法的義務があるか示されたい。法的義務がある場合、その根拠となる法規の条文を示されたい。
- 自治体が自衛隊等の実動組織に支援を要請する仕組みは、どのような法規によって定められているのか示されたい。

3 自衛隊等の実動組織に支援を要請する権限を持つ自治体について、都道府県知事が要請をしなければ要請は効果を持たないのか示されたい。また、市町村長からの要請であっても自衛隊などの実動組織は要請に応じるのか示されたい。

4 自治体の要請による自衛隊等の実動組織の支援の申し送りについて、対象地域ごと避難支援車両数及び運転要員数も含めて具体的に定めた計画は策定されているか示されたい。

策定されている場合、当該計画において、避難支援車両数及び運転要員数がどのように確保されることになっているのか示されたい。
右質問する。

令和七年四月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員山本太郎君提出原子力災害時における住民避難のための実動組織による支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出原子力災害時における住民避難のための実動組織による支援に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの「バス事業者と自治体との間であらかじめ決めた「被曝線量限度」について「一ミリシーベルトではない数値を限度として設定している事例」については、政府として承知していません。

二の1及び2については、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第八十三条第一項において、

て、都道府県知事その他他法令で定める者(以下「都道府県知事等」という。)は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等(同法第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)の派遣を防衛大臣又はその指定する者(以下「防衛大臣等」という。)に要請(以下「派遣要請」という。)をすることができ旨規定されているとともに、同法第八十三条第二項において、防衛大臣等は、都道府県知事等からの派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができ旨規定されている。

その上で、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号。以下「原災法」という)第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「災対法」という)第六十八條の二第一項において、市町村長は、当該市町村の地域に係る原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。以下同じ。)が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、応急措置(災対法第六十二条第一項に規定する応急措置をいう。以下同じ。)を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、派遣要請をすることができ旨規定されている。また、原災法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される災対法第六十八條の二第二項において、市町村長は、当該要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る原子力災害の状況を防衛大臣等に通知することができる旨規定され、この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、派遣要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産

の保護のため、派遣要請を待たないで、部隊等を派遣することができる旨規定されている。

さらに、原災法第二十八條第二項の規定により読み替えて適用される災対法第七十條第一項において、都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、その所掌事務に係る応急措置を速やかに実施しなければならず、この場合において、その区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われることとなるように努めなければならない旨規定されているところ、同条第三項において、都道府県知事は、応急措置を実施するため、又はその区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、防衛大臣を含む指定行政機関(災対法第二條第三号に規定する指定行政機関をいう)の長若しくは指定地方行政機関(災対法第二條第四号に規定する指定地方行政機関をいう)の長(以下「指定行政機関の長等」という。)又は当該都道府県の他の執行機関等に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができ、この場合において、当該要請をされた指定行政機関の長等は、正当な理由がない限り、応急措置の実施を拒んではならない旨規定されている。

二の3について

お尋ねの「自衛隊等の実動組織に支援を要請する権限を持つ自治体」及び「市町村長からの要請」の意味するところが必ずしも明らかではないが、派遣要請及び災対法第七十條第三項の規定に基づく応急措置の実施の要請については、二の1及び2について述べたとおりである。二の4について

お尋ねの「対象地域」に避難支援用車両数

令和七年四月十六日 参議院會議録第十三号

質問主意書及び答弁書

及び運転要員数も含めて具体的に定めた計画」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、防災基本計画(令和六年六月二十八日中央防災会議決定)に基づき、各地域の地域原子力防災協議会において原災法第六條の二第一項に定める原子力災害対策指針(令和六年原子力規制委員会告示第八号)等に照らして具体的かつ合理的なものであることを確認され、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三條の三の規定に基づき設置される原子力防災会議において了承された、各地域の緊急時対応に係る文書においては、お尋ねの「自治体の要請による自衛隊等の実動組織の支援」について、「不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織・・・が必要に応じ支援を実施」する旨、「不測の事態における・・・各種支援の要請に対し、実動組織・・・が連携のうえ、迅速な対応体制を構築する旨等を記載している。

大肉の輸入統計に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。
令和七年四月四日

参議院議長 関口 昌一殿
平山佐知子

犬肉の輸入統計に関する質問主意書

我が国における犬肉の輸入統計については、二〇一九年及び二〇二〇年、串田誠一衆議院議員(当時)が委員会において質疑し、政府は、二〇一八年以降犬肉の輸入量が統計上ゼロとなった旨答弁した。しかし、政府が犬肉の輸入を正式に禁止したわけではない以上、突然輸入が完全になく

ることは不自然であると思料する。

政府からは犬肉の輸入が統計上ゼロとなった経緯について十分な説明がなく、政府が輸入統計の数値を意図的に操作したのではないかという疑念が生じている。国民の関心も高い問題であり、統計の正確性と透明性を確保することは極めて重要であると考える。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 二〇一八年以降、犬肉の輸入量がゼロとなった理由について、政府の見解を示されたい。
二 二〇一七年以前と二〇一八年以降で輸入統計の集計方法に変更はあつたか示されたい。変更があつた場合、その理由を示されたい。

三 犬肉の輸入について、農林水産省としてどのような調査をし把握しているのか、具体的に示されたい。犬肉を、他の動物の肉と偽って輸入することは可能か。

四 犬肉の輸入実態を明確にするため、より詳細に調査し、統計の透明化を推進するべきと考えが、政府の見解を示されたい。
右質問する。

令和七年四月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿
参議院議員平山佐知子君提出犬肉の輸入統計に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員平山佐知子君提出犬肉の輸入統計に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「犬肉の輸入量の意味するところが必ずしも明らかではないが、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号。以下「法」という。)第四十四條第一項及び第二項の規定に基

づく家畜防疫官による輸入検査証明書の交付の実績は、二〇一八年以降は零トンとなつていくところ、その理由については承知していない。

二について

御指摘の「輸入統計」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、法第四十條から第四十三條までの規定に基づき家畜防疫官が行う輸入検査(以下単に「輸入検査」という。)に際し、その対象物の数量の集計方法について、御指摘の「二〇一七年以前と二〇一八年以降」では、変更してはいない。

三について

農林水産省としては、御指摘の「犬肉の輸入」については、輸入検査を実施し、その実績を把握している。

また、御指摘の「犬肉を、他の動物の肉と偽って輸入すること」がないよう、法第四十條第五項の規定に基づき、家畜防疫官が、外国から入港した船舶又は航空機に乗つて来た者に対して、必要な質問を行うとともに、必要な限度において、携帯品の検査を行うなど、輸入検査を適切に実施しているところである。加えて、同条第一項(法第六十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して検査を受けず、又は検査を受けるに当たつて不正行為をした者は、法第六十三條第五号の規定に基づき三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に、法人等においては、法第六十九條第一号の規定に基づき五千万円以下の罰金に、それぞれ処する」となされている。

四について

法第一條に規定する家畜の伝染性疾病の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図るといふ目的の下、輸入検査を

適切に実施し、その実績を定期的に動物検疫所のホームページにおいて公表しているところであり、現時点では、御指摘のように「犬肉の輸入実態を明確にするため」に、「より詳細に調査し、統計の透明化を推進するべき」とは考えていない。

犬猫等のブリーダーに係る免許制導入に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
令和七年四月四日 平山佐知子

参議院議長 関口 昌一殿

犬猫等のブリーダーに係る免許制導入に関する質問主意書

現在、日本では、販売目的で動物の繁殖を行う者(以下「ブリーダー」という。)等は第一種動物取扱業者として都道府県知事等の登録を受けなければならない(登録制)。また、犬猫等のブリーダーに対しては、「犬猫等販売業者」として「犬猫等健康安全計画」の策定等が義務付けられている。

しかし、近年、登録を受けずに営業している者や一定の基準を満たさない者が繁殖業に携わっている実態があり、悪質なブリーダーによる劣悪な飼育環境や遺伝的疾患を抱えた犬猫の販売等が社会問題となっている。一方、欧米では、ブリーダーに対する厳格な免許制(ライセンス制)を導入し、動物福祉の向上を図っている国がある。日本においても登録制から免許制に移行し、動物の適正な繁殖と福祉を確保する必要があると考える。

以上を踏まえて、以下質問する。
一 現在の第一種動物取扱業者の登録制では、悪質なブリーダーを十分に排除できていないと考

えるが、現行の制度に対する政府の評価及びその評価の根拠を示されたい。

二 悪質なブリーダーに対する罰則強化や無登録のブリーダーを取り締まるための方策について、政府の方針を示されたい。

三 海外においては、悪質なブリーダーに対して、厳格な罰則が設けられていることが多い。例えば、高額な罰金や長期の懲役刑、さらには営業許可の取消し、将来的に動物関連のビジネスに関与することの禁止などが挙げられる。一方、日本では、悪質なブリーダーに対する罰則が軽いとの批判も多いが、現状の罰則で悪質ブリーダーを取り締まることができると考える根拠を示されたい。

四 海外においては、免許制を導入している国も多い。免許制を導入した場合、ブリーダーの質の向上が図れ、動物福祉の向上、違反者の排除など、多くのメリットが報告されている。それにもかかわらず、わが国で免許制を導入しない理由を明らかにされたい。

右質問する。
令和七年四月十五日 内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員平山佐知子君提出犬猫等のブリーダーに係る免許制導入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員平山佐知子君提出犬猫等のブリーダーに係る免許制導入に関する質問に対する答弁書

一 及び四について
動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五号。以下「法」という。)第十二条第一項において、都道府県知事(地方自治法昭

和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長を含む。以下同じ。)は、第一種動物取扱業者を営もうとする者が法第十二条第一項の事由に該当するとき、その登録を拒否しなければならないとされているとともに、法第十九条第一項において、都道府県知事は、第一種動物取扱業者が同項各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すこと等ができることとされている。

また、第一種動物取扱業者は、その取り扱う動物の管理の方法等に関し、法第二十一条第一項に基づく第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(令和三年環境省令第七号。以下「飼養管理基準」という。)を遵守しなければならないこととされているところ、都道府県知事は、第一種動物取扱業者が飼養管理基準を遵守していないと認めるときは、法第二十三条第一項に基づく勧告を行うことができることとされている。

これらのことから、現行の登録制度において、例えば御指摘のブリーダーの質の向上を含め、第一種動物取扱業者の適正化を図ることができると考えている。政府としては、当該制度の適切な運用により第一種動物取扱業者の適正化を図られるよう、必要な取組を行っていきたいと考えており、現時点において、お尋ねの「免許制」を導入する必要があるとは考えていない。

二について
お尋ねの「悪質な」具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「ブリーダーに対する罰則強化」については、政府として、現時点において、検討していない。お尋ねの「無登録のブリーダー」に関しては、

法第四十六条第一号の規定により、法第十条第一項に規定する都道府県知事の登録を受けずに第一種動物取扱業者を営んだ者は、百万円以下の罰金に処することとされている。当該規定を含む、販売を目的として同項に規定する動物の繁殖を行う販売業者を含めた事業者に対する法における罰則について、政府としては、都道府県知事等に対し、刑事告発に際しては都道府県警察との連携について通知を発出するなどしてきており、今後とも、都道府県等に対し必要な技術的助言を行うなどしてまいりたい。

三について

法の現行の罰則規定は、動物取扱業者の業務の適正な運営の確保の必要性、刑罰法規全体における均衡等を考慮して適切に定められているものと認識している。その上で、お尋ねの「現状の罰則で悪質ブリーダーを取り締まることができると考える根拠」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、二について述べたような取組を通じた罰則規定の適切な運用と併せ、第一種動物取扱業者の登録制度に係る、一及び四について述べた規定の適切な運用等により、第一種動物取扱業者の適正化を図ることができると考えている。

トランプ大統領の言動と「法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持」との整合性に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
令和七年四月四日 石垣のりこ

参議院議長 関口 昌一殿

トランプ大統領の言動と「法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持」との整合性に関する質問主意書

米国は令和七年四月三日、日本に対する自動車
の関税引上げを発動した(なお、自動車部品の関
税引上げについては、同年五月三日までに発動予
定としている)。また、トランプ大統領は令和七
年二月四日、パレスチナのがザ地区について全住
民を移住させ、米国がガザ地区を所有する構想を
打ち出し、各国から国際法違反との批判を受けて
いる。

安倍政権以降、政府は「法の支配に基づく自由
で開かれた国際秩序の維持」を強調しているが、
トランプ大統領の言動は法の支配を無視している
ように思えるものが多く見られる。

一 自動車及び同部品の関税引上げは日米貿易協
定に反していると考えるが、政府の認識を明ら
かにされたい。

二 自動車及び同部品の関税引上げは「自由で開
かれた」とはかけ離れた行動であると考え
るが、政府の見解を明らかにされたい。

三 トランプ大統領の就任以来、米国が新たに打
ち出している政策及び構想は、国際法、各種条
約及び協定を無視するようなものが多く見られ
る。トランプ大統領の言動は「法の支配」に基
づく自由で開かれた国際秩序の維持に反してい
ると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

四 石破茂内閣総理大臣は同盟国である米国のト
ランプ大統領に対して「法の支配に基づく自由
で開かれた国際秩序の維持」を蔑ろにしないよ
う強く求める必要があると考えるが、政府の見
解を明らかにされたい。
右質問する。

令和七年四月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出トランプ大統領の
言動と「法の支配に基づく自由で開かれた国際
秩序の維持」との整合性に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出トランプ大統領
の言動と「法の支配に基づく自由で開か
れた国際秩序の維持」との整合性に関する
質問に対する答弁書

一及び二について

令和七年三月二十六日(現地時間)に米国政府
が発表した自動車及び自動車部品に対する追加
関税措置を始めとする今般の米国政府による広
範な貿易制限措置については、政府として、日
米両国の経済関係、ひいては世界経済や多角的
貿易体制全体等に大きな影響を及ぼしかねない
ものであると認識しており、また、当該措置と
世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成
六年条約第十五号)及び日本国とアメリカ合衆
国との間の貿易協定(令和元年条約第十号)との
整合性に深刻な懸念を有している。

三及び四について

御指摘の「米国が新たに打ち出している政策
及び構想は、国際法、各種条約及び協定を無視
するようなものが多く見られる」及びお尋ねの
「トランプ大統領の言動」の具体的に意味するこ
ころが明らかではなく、「反している」と考える
か否かについてお答えすることは困難であり、
また、石破内閣総理大臣とトランプ米国大統領
との今後の具体的ななやり取りについて予断を
もってお答えすることは差し控えたいが、いず
れにせよ、政府として、例えば、令和七年三月
十一日の衆議院安全保障委員会において、岩屋

外務大臣が述べた「法の支配に基づく自由で開
かれた国際秩序を堅持することにより、インド
太平洋地域、ひいては世界全体の平和と繁栄を
確保していくことが重要」といった考えに基づ
き、今後とも米国側と緊密に意思疎通を行って
いく考えである。

